

第5期

宇土市地域福祉計画



令和8年3月
宇土市



はじめに

近年、少子高齢化や核家族化、地域コミュニティの希薄化等が一層進行し、私たちを取り巻く社会状況は急速に変化を続けております。これにより、市民の抱える福祉ニーズはさらに多様化・複雑化し、既存の公的サービスや福祉制度だけでは十分に対応できない「制度の狭間」の問題や、社会的孤立といった課題がより顕在化してきました。

さらに、頻発する自然災害や新型コロナウイルス感染症のパンデミックを経験し、公助の限界と地域住民同士のつながりや支え合いといった共助の重要性を改めて認識させられました。一方で、デジタル化の急速な進展により、新しい形での地域コミュニケーションの可能性も広がっています。

このような状況の中で、このたび、地域福祉推進の新たな指針となるべき第5期宇土市地域福祉計画を策定いたしました。本計画は、第6次宇土市総合計画の保健・福祉・医療分野のまちづくりの柱として掲げられた、「“輝く”絆 ～安心のふるさとづくり～」を基本理念としております。この基本理念をもとに、地域住民や地域福祉の活動団体、社会福祉協議会、行政等が共通のビジョンを認識し、それぞれの取組を示すことで、誰もが安心して暮らせる「地域共生社会の実現」を目指し、施策を展開してまいります。

本計画を推進していくためには、市民・行政・関係機関等が、より一層相互に連携し、協働していくことが重要です。今後とも皆様の御理解と御協力をお願い申し上げます。

最後に、本計画の策定にあたり、御尽力いただきました策定委員の皆様をはじめ、アンケート調査に御協力いただきました市民の皆様、また、地区座談会やパブリックコメントを通じて貴重な御意見をお寄せいただいた市民並びに関係者の皆様に、心より感謝申し上げます。

令和8年3月

宇土市長 元松 茂樹



目次

第1章 計画の概要	1
1. 計画策定の背景.....	1
2. 計画の目的.....	1
3. 上位計画及び関連計画との整合性.....	3
4. 計画とSDGsの関連.....	4
5. 「地域共生社会」の実現に向けた国の動向.....	5
6. 熊本県地域福祉支援計画.....	6
7. 計画の策定体制と市民参画.....	7
8. 福祉分野における関連計画との連携.....	8
9. 本計画における「今後の取組」について.....	8
10. 計画の基本理念.....	9
第2章 宇土市の現状	11
1. 統計からみた宇土市の現状.....	11
2. アンケート調査の結果からみた宇土市の状況.....	19
3. 地区別の状況.....	33
第3章 基本目標ごとの課題と施策の方向性	57
1. 地域で支え合うまちづくり.....	57
2. 必要なサービスが受けられるまちづくり.....	64
3. 心身ともに健やかに暮らせるまちづくり.....	68
4. 安心・安全に暮らせるまちづくり.....	74
5. 快適に暮らせるまちづくり.....	79
第4章 第2期宇土市成年後見制度利用促進基本計画	83
1. 計画策定に向けた基本的な考え方.....	83
2. 計画の位置付け.....	83
3. 成年後見制度に関する本市の状況.....	83
4. 基本方針と取組.....	84
第5章 宇土市再犯防止推進計画	86
1. 計画策定に向けた基本的な考え方.....	86
2. 計画の位置付け.....	86
3. 基本方針と取組.....	86
第6章 計画実現のために	88
1. 計画の推進体制.....	88
2. 社会福祉協議会と連携した福祉事業の推進.....	88
3. 計画の進行管理.....	88
資料編	89

第 1 章 計画の概要

1. 計画策定の背景

地域福祉とは、それぞれの地域において市民が安心して暮らせるよう、地域住民や官民の社会福祉関係者がお互いに協力して地域社会の福祉課題の解決に取り組む考え方です。

全国的に人口減少や少子高齢化の進行、市民の価値観やライフスタイルの多様化、災害や感染症リスクの高まりがある中、地域福祉を取り巻く環境の変化や地域福祉を支える担い手の減少、また、人と人とのつながりが希薄化するなど、地域で支え合う力が低下してきています。さらに、個人や世帯を取り巻く環境の変化により、地域住民が抱える生きづらさやリスクが複雑化・複合化（8050 問題、ダブルケア、社会的孤立など）してきています。

このような中、近年、国においては、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく「地域共生社会」の実現を推進しています。その実現に向けては、福祉の領域だけではなく、まちづくりや産業、防犯・防災、環境、教育等との連携が不可欠とされています。

本市においても人口減少・少子高齢化傾向にあり、福祉のニーズも多様化・複雑化しています。また、労働の現場や地域社会においては担い手不足が生じ、さらに血縁、地縁、社縁といったつながりが弱まっています。

このような状況を踏まえ、「地域共生社会」の実現に向けて、本市の地域福祉を総合的かつ計画的に推進するための指針となる「第5期宇土市地域福祉計画」（以下「本計画」といいます）を策定します。

2. 計画の目的

計画策定の背景を踏まえ、市民が様々な地域生活課題を抱えながらも、住み慣れた地域で自分らしく暮らしていけるよう、地域住民等が支え合い、一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく「地域共生社会」の実現を、本計画の目的とします。

● 「地域共生社会」とは

制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会（平成29（2017）年2月7日 厚生労働省「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部決定）

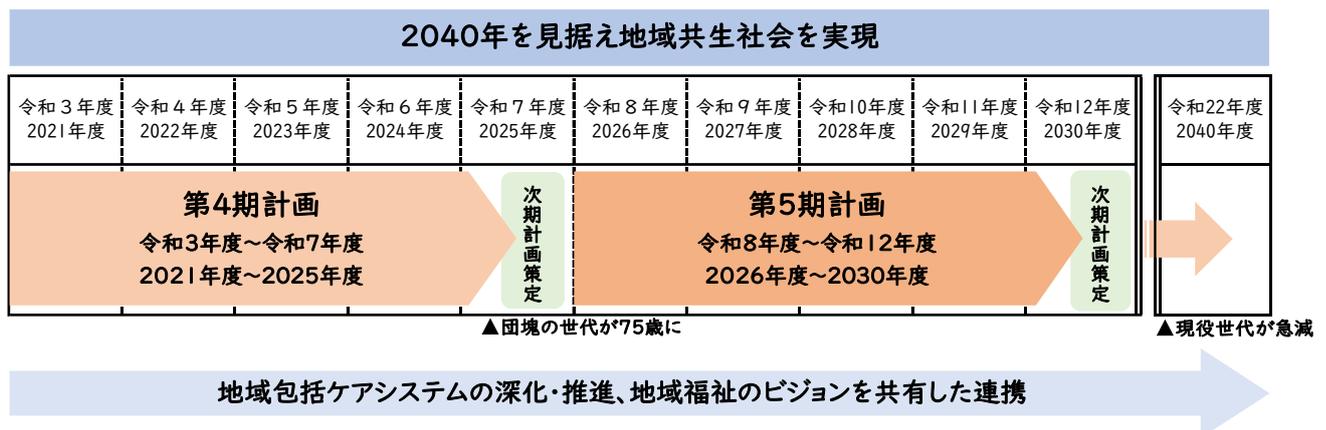
(1) 計画の趣旨と法的根拠

本計画は、社会福祉法第107条第1項第1号から第5号に基づき、市町村が、地域福祉の推進に関する事項として、「地域における高齢者の福祉、障がい者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項」「地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項」「地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項」「地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項」「地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項」を一体的に定める計画です。

(2) 計画の期間

計画期間は、令和8（2026）年度から令和12（2030）年度までの5か年です。本計画では、令和12（2030）年に向けた中長期の視点を持つとともに、現役世代が急減する令和22（2040）年を展望し、地域福祉を推進するための方向性を定めます。

なお、計画期間の最終年度である令和12（2030）年度には、基本目標に対する達成度を検証し、次期計画の策定を行います。



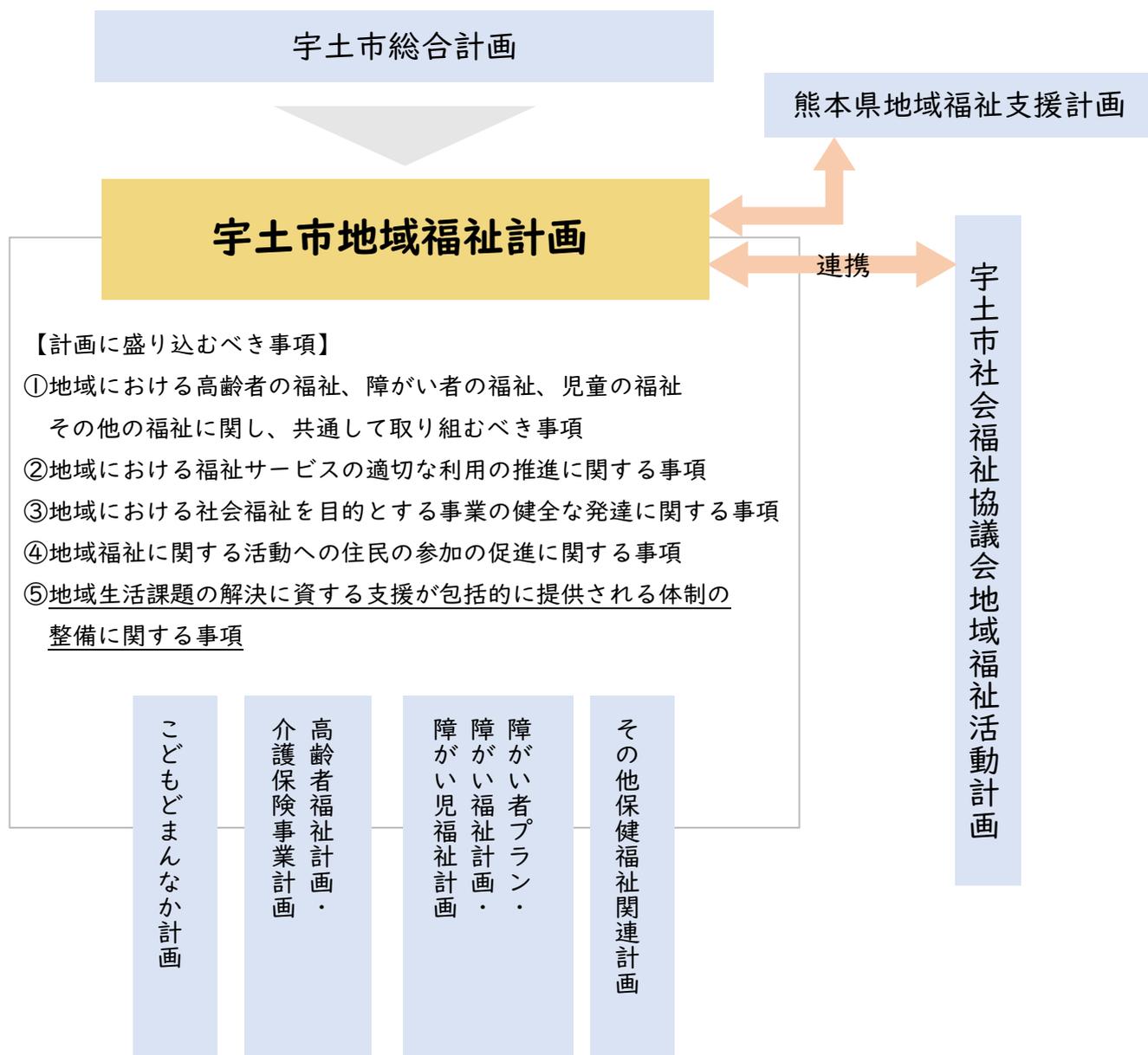
3. 上位計画及び関連計画との整合性

計画の策定に当たっては、「宇土市総合計画」を上位計画と位置づけ、整合性を図るものとします。

また、平成 30 (2018) 年に改正された社会福祉法において、地域福祉計画は高齢者、障がい者、児童などの福祉の各分野における共通的な事項を盛り込む上位計画として位置づけられました。

本計画では、地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進を図るため、今回の見直しにおいて、地域包括ケアシステムの考え方や方向性を反映させるとともに、地域福祉を総合的に推進していくよう、各福祉分野との共通概念の共有を図ります。

また、宇土市社会福祉協議会において作成した「宇土市地域福祉活動計画」との連携を図るとともに、熊本県地域福祉支援計画との整合を図ります。



※⑤は社会福祉法の改正（令和3年4月1日施行）により追加された事項

4. 計画とSDGsの関連

平成27(2015)年の国連サミットで採択された「SDGs (Sustainable Development Goals (持続可能な開発目標))」は、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現に向けた令和12(2030)年までの国際目標で、17のゴールと169のターゲットが掲げられています。

本計画においても、SDGsのゴールの達成に向け、本市の地域福祉を推進していきます。

●SDGs 17の目標



●本計画と関連のある目標

- 1 貧困をなくそう
(あらゆる場所で、あらゆる形態の貧困に終止符を打つ)
- 2 飢餓をゼロに
(飢餓を終わらせ、食料安全保障および栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する)
- 3 すべての人に健康と福祉を
(あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を推進する)
- 4 質の高い教育をみんなに
(すべての人々に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する)
- 5 ジェンダー平等を実現しよう
(ジェンダーの平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメントを図る)
- 8 働きがいも経済成長も
(すべての人々のための包摂的かつ持続可能な経済成長、雇用およびディーセント・ワークを推進する)
- 10 人や国の不平等をなくそう
(国内および国家間の不平等を是正する)
- 11 住み続けられるまちづくりを
(都市を包摂的、安全、レジリエントかつ持続可能にする)
- 16 平和と公正をすべての人に
(公正、平和かつ包摂的な社会を推進する)
- 17 パートナーシップで目標を達成しよう
(持続可能な開発に向けてグローバル・パートナーシップを活性化する)

5. 「地域共生社会」の実現に向けた国の動向

(1) ニッポン一億総活躍プランの閣議決定

ニッポン一億総活躍プラン（平成 28（2016）年 6 月 2 日閣議決定）では、「子供・高齢者・障害者など全ての市民が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる『地域共生社会』を実現する。このため、支え手側と受け手側に分かれるのではなく、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、福祉などの地域の公的サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる仕組みを構築する。また、寄附文化を醸成し、NPOとの連携や民間資金の活用を図る。」とされました。

このことを受け、厚生労働省では「『地域共生社会』の実現に向けて（当面の改革工程）」（平成 29（2017）年 2 月、厚生労働省「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部決定）を公表し、その具体化に向けた改革を進めてきました。

(2) 社会福祉法の改正

地域共生社会の実現に向けた改革の一つとして、改正社会福祉法が平成 30（2018）年と令和 3（2021）年に施行されました。

平成 30 年 4 月の改正では、地域福祉推進の理念として「支援を必要とする住民（世帯）が抱える多様で複合的な地域生活課題について、住民や福祉関係者による把握及び関係機関との連携等による解決が図られることを目指す旨」が明記されました。また、この理念を実現するため市町村において、住民が主体的に地域課題を把握し解決するための仕組みづくりや複雑化・複合化した課題を受け止めるための包括的な支援体制の整備に努める旨が規定されました。

令和 3 年 4 月の改正では、市町村において、既存の相談支援等の取組を生かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施する重層的支援体制整備事業が創設されました。

(3) 地域共生社会の在り方検討会議 中間とりまとめ

人口減少・単身世帯の増加等の社会構造の変化や令和 2（2020）年の社会福祉法改正の検討規定等を踏まえ、令和 6（2024）年 6 月から 10 回にわたる議論を経て、令和 22（2040）年に向けて地域共生社会の深化を図るための提言が令和 7（2025）年 5 月 28 日にとりまとめられました。

中間取りまとめの概要は、以下のとおりです。

- 1 地域共生社会の更なる展開
(地域共生社会の理念の再整理・連携協働の強化、包括的な支援体制の整備に向けた対応、包括的な支援体制の中でのこども・若者支援の強化)
- 2 身寄りのない高齢者等への対応
(身寄りのない高齢者等の相談支援機能の強化、日常生活支援・入院入所手続支援等を提供する第二種社会福祉事業を新設、身寄りのない高齢者等を支えるネットワーク構築)
- 3 成年後見制度の見直しへの対応
(判断能力が不十分な方の地域生活を支える事業を新設、権利擁護支援推進センターを法定化)
- 4 社会福祉法人・社会福祉連携推進法人の在り方
- 5 社会福祉における災害への対応

6. 熊本県地域福祉支援計画

熊本県では令和4（2022）年3月に、「互いに支え合い、誰もが安心して暮らせる地域共生社会の実現」を計画の目指すべき姿とする「第4期熊本県地域福祉支援計画」が策定されています。概要は以下のとおりです。

【第4期熊本県地域福祉支援計画の概要】

【計画の目指すべき姿】

互いに支え合い、誰もが安心して暮らせる地域共生社会の実現
～誰一人取り残さない持続可能な地域づくりをめざして～

【施策体系】

I 福祉による地域づくり

【施策1】地域の縁がわづくり

【施策2】地域の結びづくり

【施策3】地域の人づくり

II 災害にも強い地域福祉の推進

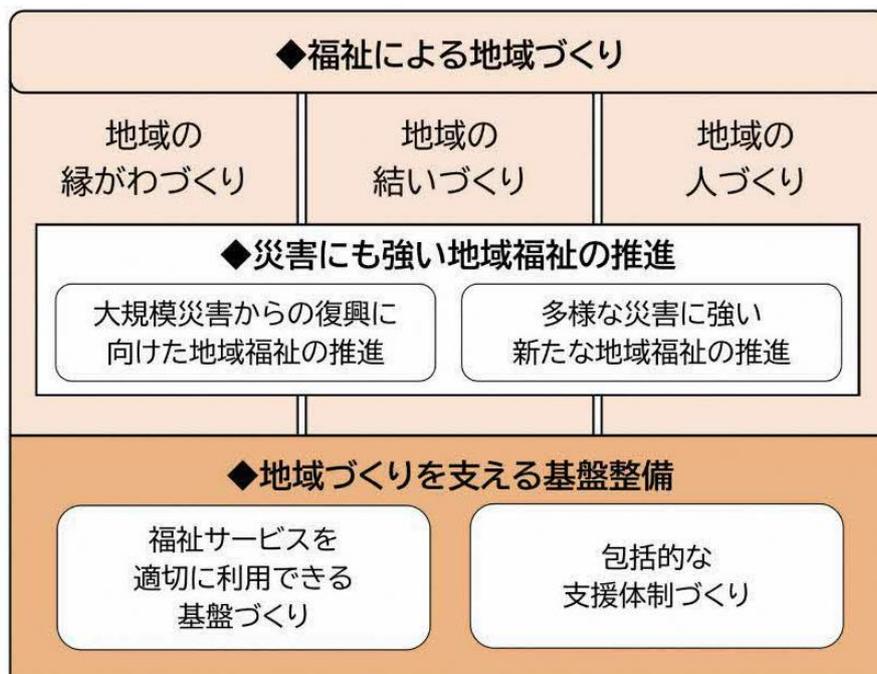
【施策4】大規模災害からの復興に向けた地域福祉の推進

【施策5】多様な災害に強い新たな地域福祉の推進

III 地域づくりを支える基盤整備

【施策6】福祉サービスを適切に利用できる基盤づくり

【施策7】包括的な支援体制づくり



7. 計画の策定体制と市民参画

(1) 宇土市地域福祉計画策定委員会の設置

本計画を策定するにあたり、幅広い分野からの意見を踏まえ地域福祉推進に係る検討を行うために、「宇土市地域福祉計画策定委員会」を設置し、協議を行いました。

(2) 地域福祉に関するアンケート調査の実施

本計画の策定に先立ち、市民の地域福祉に関する意識や生活課題を把握するために、「宇土市地域福祉計画策定に伴うアンケート調査」を実施しました。

【アンケート調査の概要】

調査対象	市内在住の満20歳以上の市民3,000人（無作為抽出）
調査方法	郵送による配布・回収
調査期間	令和6年12月～令和7年1月
回収数（回収率）	1,053件（35.1%）

(3) 地区座談会の実施

計画策定段階における住民参加の一環として、地域の生活課題の洗い出しとその解決策の検討を行うため、地区座談会を行いました。

地区	日時	場所	参加者数（班）
轟地区	9月30日（火） 17時～19時	轟地区公民館	12人 （2班）
走瀉地区	10月3日（金） 17時～19時	走瀉地区公民館	12人 （2班）
緑川地区	10月6日（月） 17時～19時	緑川地区公民館	11人 （2班）
網田地区	10月7日（火） 17時～19時	網田コミュニティセンター	16人 （2班）
花園地区	10月10日（金） 17時～19時	花園コミュニティセンター	13人 （2班）
網津地区	10月14日（火） 17時～19時	網津地区公民館	19人 （3班）
宇土地区	10月16日（木） 17時～19時	宇土市福祉センター	13人 （3班）

(4) パブリックコメントの実施

本計画の策定にあたっては、市民の意見を広く聴取するためパブリックコメントを実施しました。

8. 福祉分野における関連計画との連携

老人福祉法、介護保険法、障害者総合支援法においては、地域福祉計画と高齢者福祉計画、介護保険事業計画、障がい者プラン、障がい福祉計画、障がい児福祉計画との調和を保つことを規定しています。その他、子ども・子育てに関する計画や健康づくりに関する計画等の関連計画についても、地域福祉計画と整合性が図られなくてはなりません。

また、「宇土市社会福祉協議会地域福祉活動計画」との連携を図ります。

9. 本計画における「今後の取組」について

本計画では、5つの基本目標ごとに、目標を実現するために必要な今後の取組内容を示しています。これらの取組は、行政だけでなく、住民や関係団体等が協働しながら行う必要があるため、地域福祉を推進するために各主体別に取り組むべきことを整理しています。

【取組内容の役割分担】

「住民やその家族」ができること	住民一人ひとりに期待される自発的な取組や役割、心構えを示しています。
「地域」の中でできること	行政区長、民生委員・児童委員、地域婦人会、単位老人クラブ等の地域組織、高齢者や障がいのある人・子ども・子育て等の福祉分野の関係団体、ボランティア・NPOなど地域にあるさまざまな関係団体・機関等に求められる役割を示しています。
「社会福祉協議会」が取り組むこと	宇土市社会福祉協議会の役割を示しています。
「行政」が取り組むこと	宇土市の役割を示しています。

10. 計画の基本理念

(1) 基本理念

“輝く”絆 ～安心のふるさとづくり～

第6次宇土市総合計画の保健・福祉・医療分野のまちづくりの柱として掲げられた、「“輝く”絆 ～安心のふるさとづくり～」を本計画の基本理念とします。

本市でも少子高齢化や核家族化の進展により、地域のつながりが希薄化してきており、地域における課題の解決には社会福祉協議会や民生委員・児童委員などの役割が欠かせないものとなっています。複合的課題などへの包括的な支援や、市民同士の相互扶助（互助）を促進し、誰もが安心して暮らせる「地域共生社会の実現」を目指します。

(2) 全体目標の設定

基本理念の実現に向け、計画の全体目標を今まで培ってきた地域包括ケアシステムをより深く進めていくことを目的に、「2040年を見据えた地域共生社会の実現」とします。

(3) 地域共生社会の実現

市民の暮らしや地域のあり方が多様化している中、地域に生きる一人ひとりが尊重され、さまざまな経路で社会とつながり参画することで、その生きる力や可能性を最大限に発揮できる「地域共生社会」の実現を目指します。

今後は、本計画を上位計画として福祉及び保健分野の計画と調和を図りながら地域包括ケアシステムの考え方や方向性を反映させ、「断らない相談支援」、「参加支援（つながりや参加の支援）」、「地域やコミュニティにおけるケア・支え合う関係性の育成」等を実施するなどして、世代を問わず、地域共生社会の実現を図ります。

具体的には、計画全体の目標として、「2040年を見据えた地域共生社会の実現」を目指すとともに、5つの基本目標を設定し、市民が様々な地域生活課題を抱えながらも、住み慣れた地域で自分らしく暮らしていけるよう、地域住民等が支え合い、一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともにつくっていくことのできる「地域共生社会」の実現を目指した中長期的な施策の展開を図ります。

(4) 施策の体系



第2章 宇土市の現状

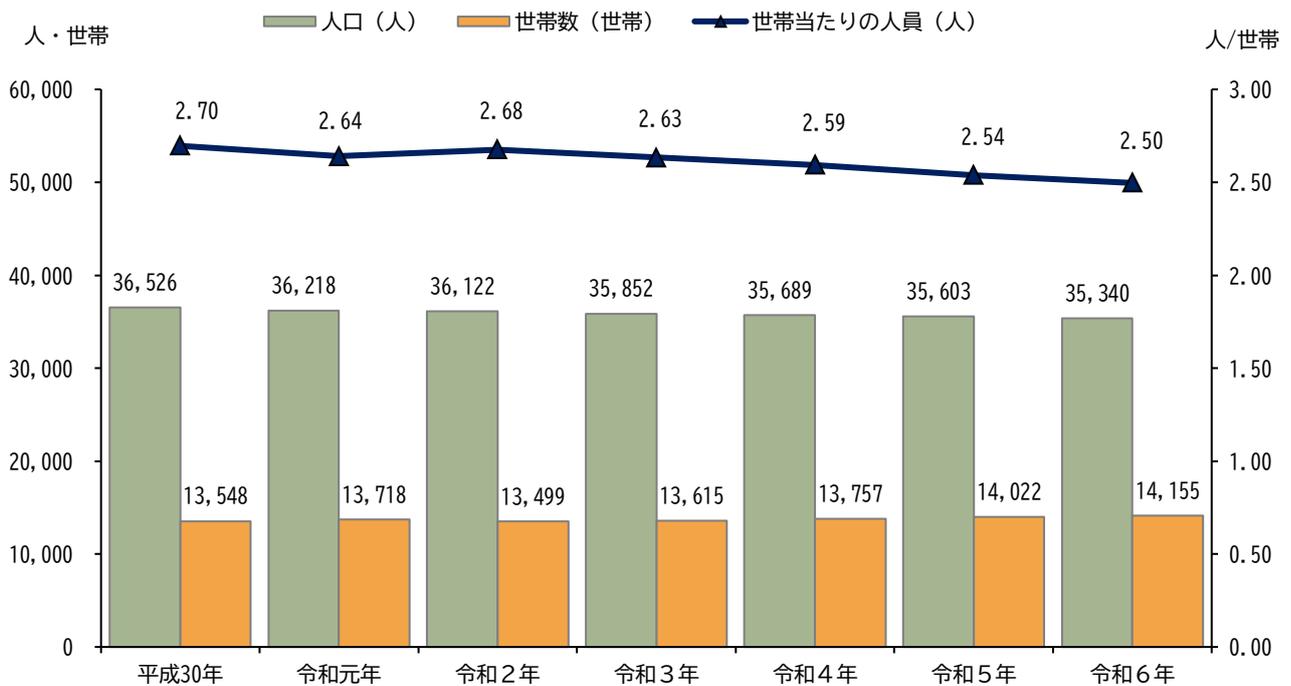
1. 統計からみた宇土市の現状

(1) 人口と世帯数の推移

本市の人口は平成30(2018)年の36,526人から令和6(2024)年には35,340人となり、減少しています。一方、世帯数は平成30年の13,548世帯から令和6年は14,155世帯と増加しています。このため世帯当たりの人員は、平成30年の2.70人から令和6年は2.50人となり、核家族や一人暮らし世帯など人員の少ない世帯が増加していることがうかがえます。

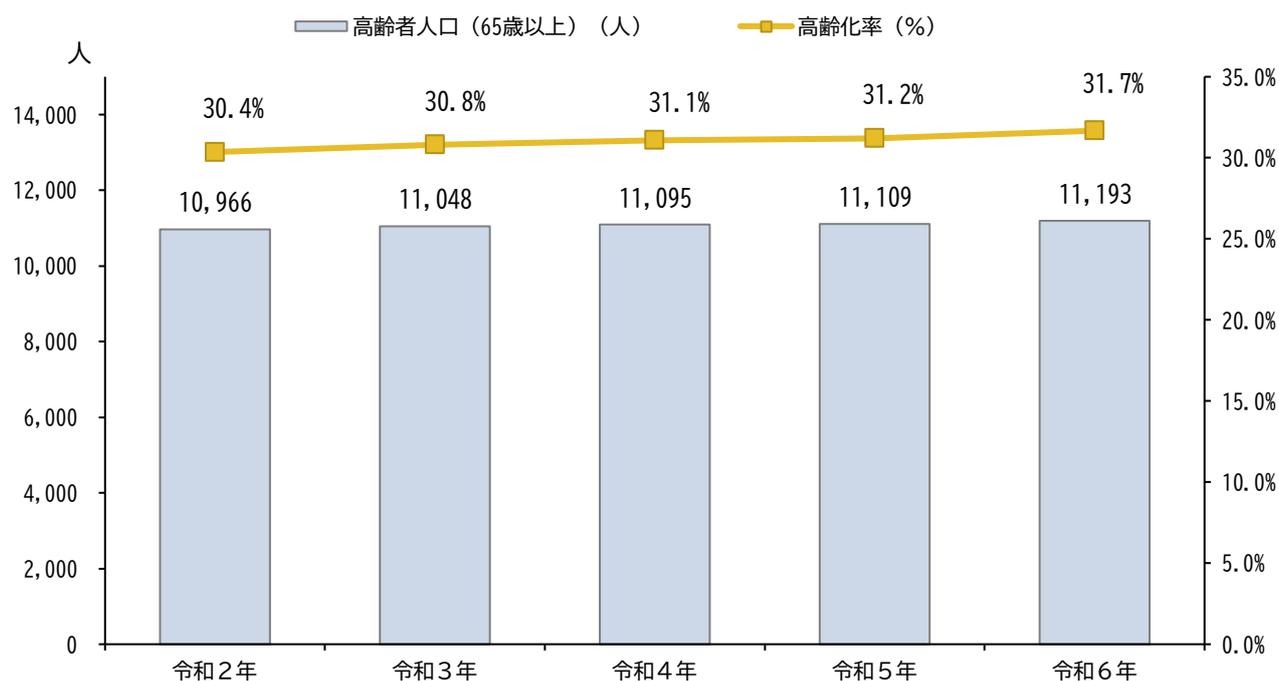
65歳以上の高齢者人口をみると、令和2(2020)年の10,966人から令和6年には11,193人へと増加し、令和6年の高齢化率は31.7%となっています。一方、14歳以下の年少人口をみると、令和2年の4,866人から令和6年には4,622人へと減少し、少子高齢化が進んでいます。

宇土市の人口と世帯数の推移



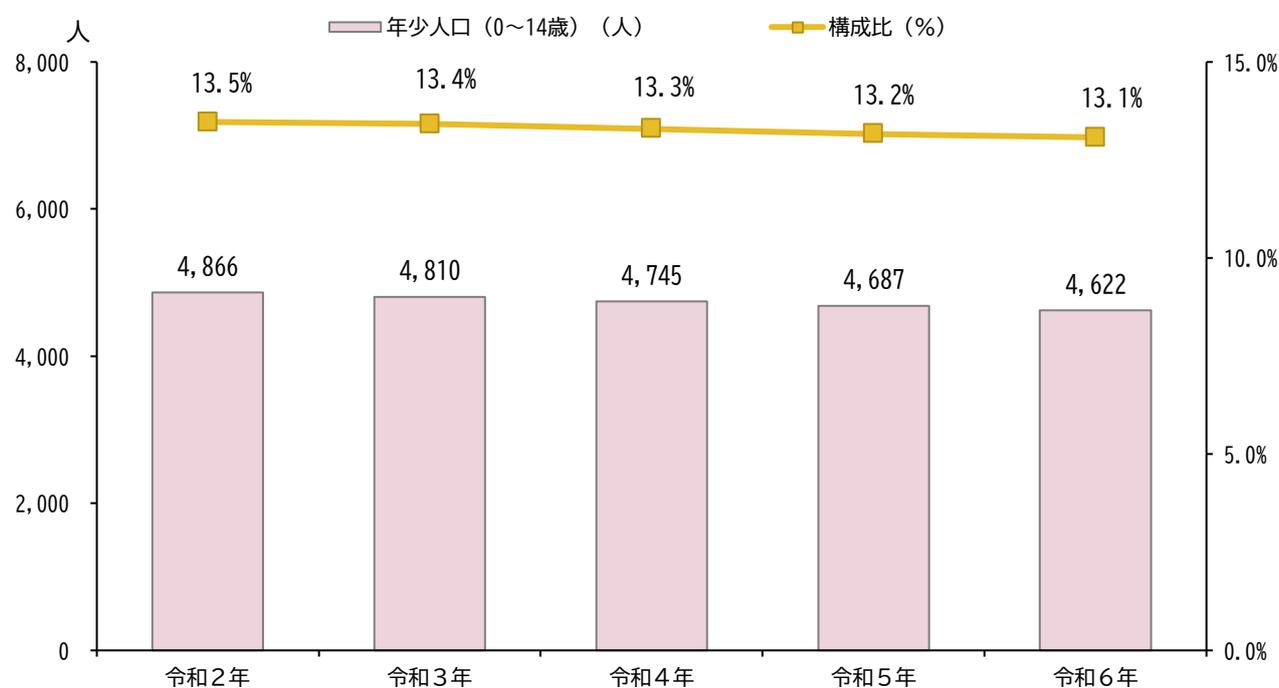
※熊本県推計人口調査結果報告(年報)

宇土市高齢者人口の推移



※熊本県推計人口調査結果報告（年報）

宇土市の年少人口の推移

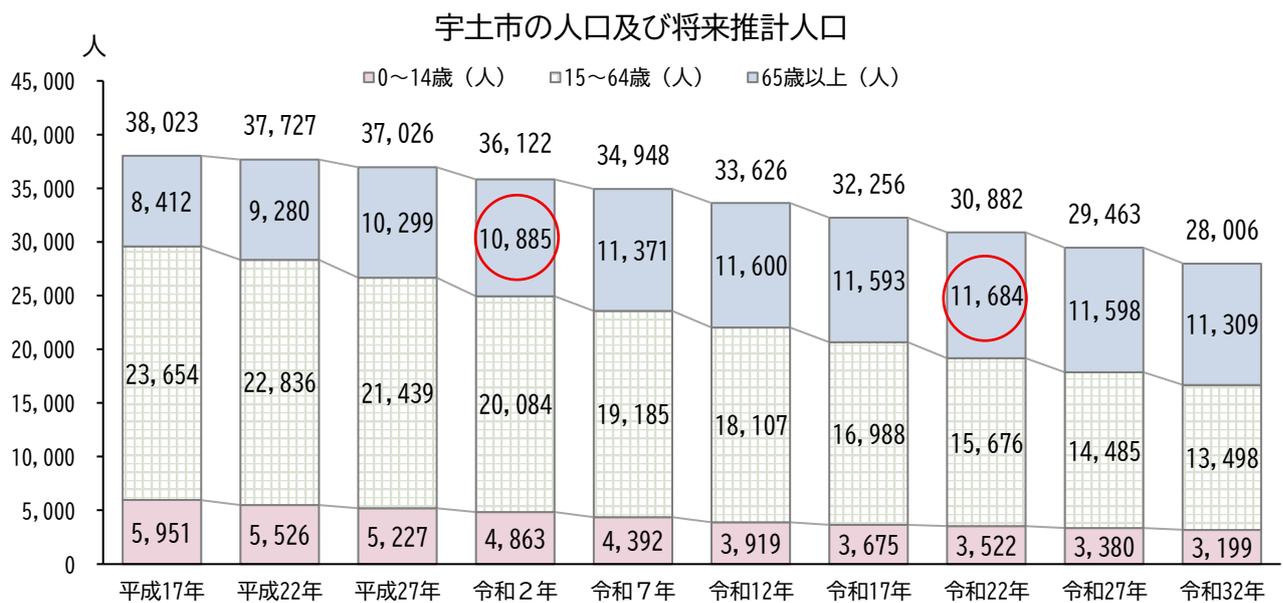


※熊本県推計人口調査結果報告（年報）

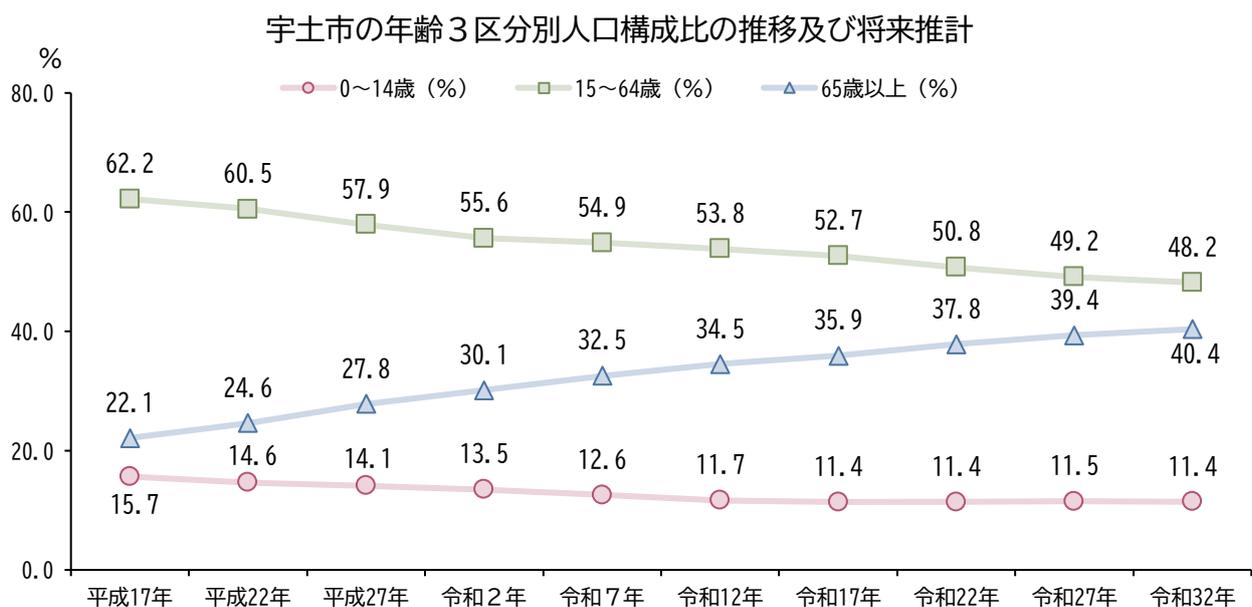
(2) 将来推計人口

国立社会保障・人口問題研究所の令和5（2023）年の推計によると、本市の人口は令和2（2020）年の36,122人から、令和22（2040）年には30,882人となり、さらに10年後の令和32年には28,006人まで減少すると予想されています。

高齢者人口は令和2年の10,885人から令和22年には11,684人まで増加、その後減少に転じ、令和32（2050）年には11,309人になるとされています。15～64歳の生産年齢人口は令和2年の20,084人から令和22年には15,676人へと減少し、さらに10年後の令和32年には13,498人となり、30年間で6,586人減少するとされています。



※国立社会保障・人口問題研究所日本の地域別将来推計人口 令和5年推計
 将来の地域別男女5歳階級別人口（各年10月1日時点の推計：令和2年以前は国勢調査による実績値）



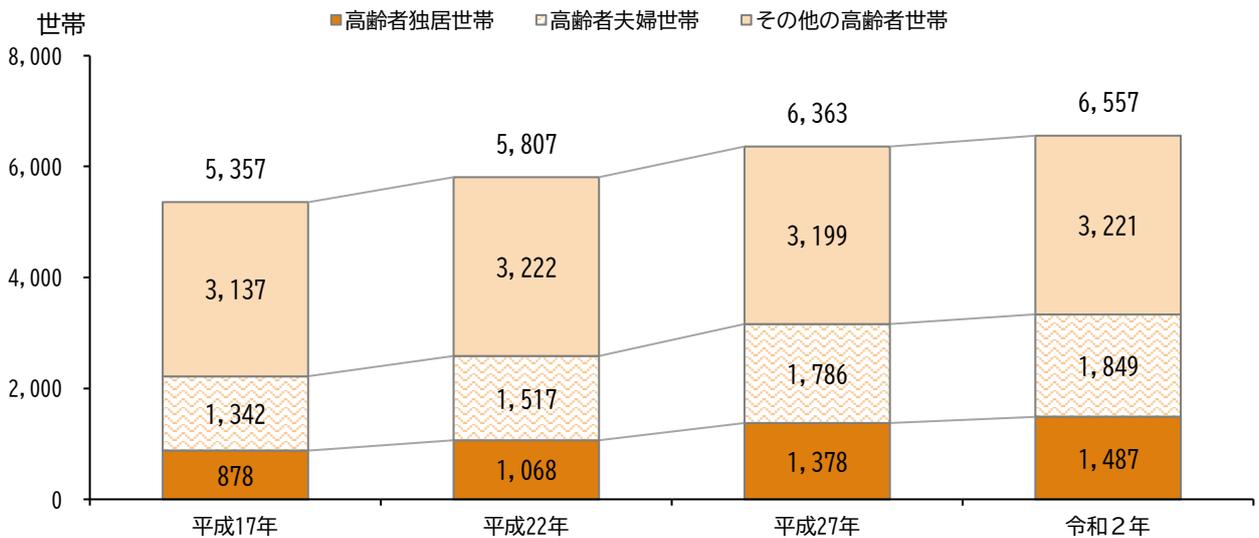
※国立社会保障・人口問題研究所日本の地域別将来推計人口 令和5年推計
 将来の地域別男女5歳階級別人口（各年10月1日時点の推計：令和2年以前は国勢調査による実績値）

(3) 高齢者世帯数及び母子・父子世帯数の推移

本市の高齢者を含む世帯数は平成 17(2005)年の 5,357 世帯から令和 2 (2020)年には 6,557 世帯となり、15 年間で 1,200 世帯増加しています。このうち高齢者独居世帯は平成 17 年の 878 世帯から令和 2 年には 1,487 世帯となり 609 世帯の増加となっています。高齢者夫婦世帯も平成 17 年の 1,342 世帯から令和 2 年には 1,849 世帯となり 507 世帯増加しています。

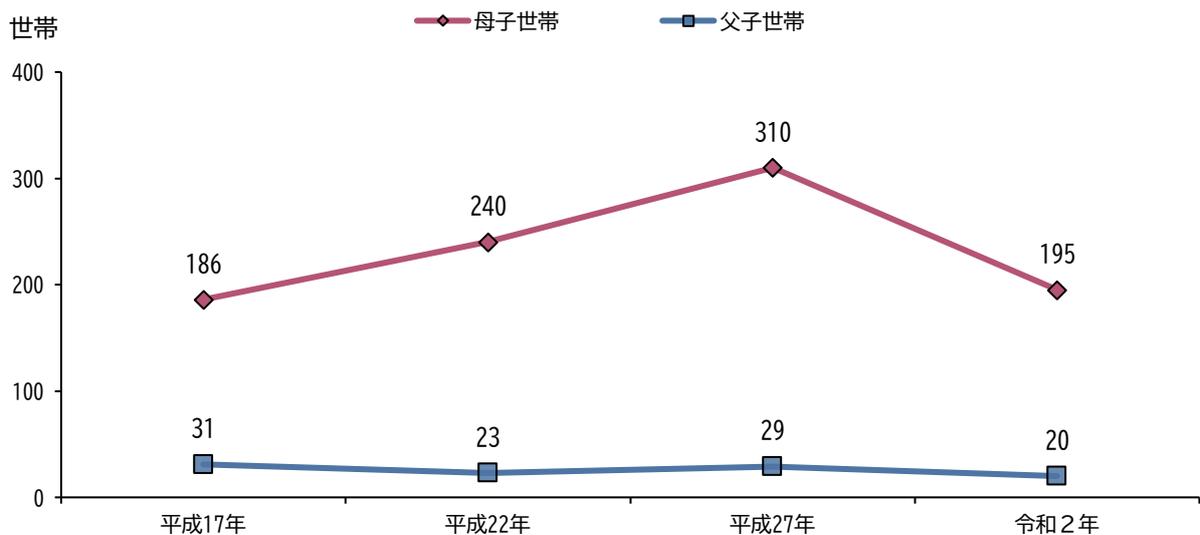
母子世帯数の推移をみると、平成 17 年の 186 世帯から、同 27 年には 310 世帯まで増加しましたが、令和 2 年度は一転して 195 世帯まで減少しています。一方、父子世帯数をみると、平成 17 年の 31 世帯から令和 2 年は 20 世帯となっています。

高齢者を含む世帯数の推移



※国勢調査

母子・父子世帯数の推移



※国勢調査

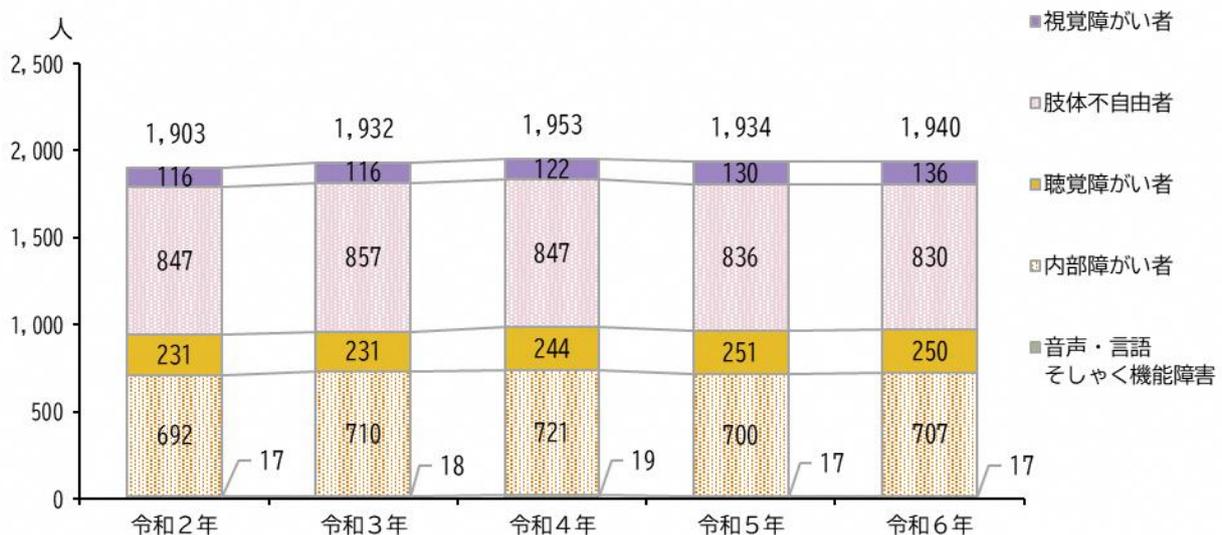
(4) 障がい者の状況

本市の身体障害者手帳所持者数は令和2(2020)年の1,903人から令和6(2024)年には1,940人とほぼ横ばいで、1,900人台で推移しています。障がいの内容別にみると、聴覚障がい者がやや増加傾向にあります。

療育手帳所持者数は令和2年の383人から令和6年には438人となり、55人増加しています。令和2年と令和6年を比較した判定別の増減数をみると、A判定7人増、B判定48人増となっており、軽度の人が増加しています。

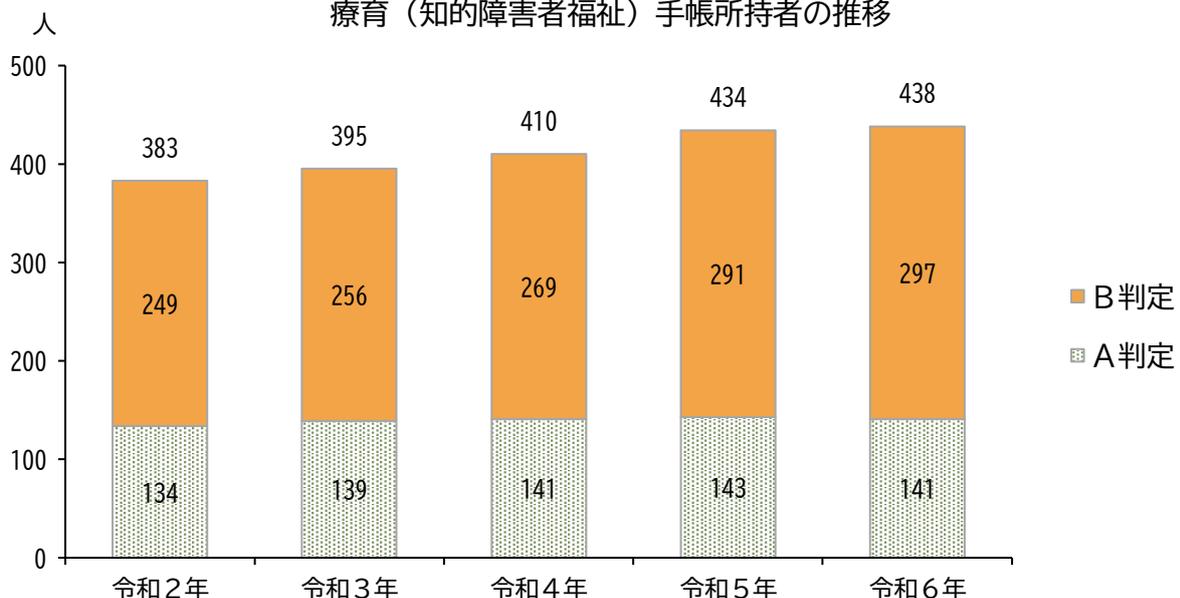
精神障害者保健福祉手帳所持者数は令和2年の447人から令和6年には560人となり、113人増加しています。令和2年と令和6年を比較した等級別の増減数をみると、1級3人減、2級67人増、3級49人増となっています。

身体障がい者手帳所持者数の推移

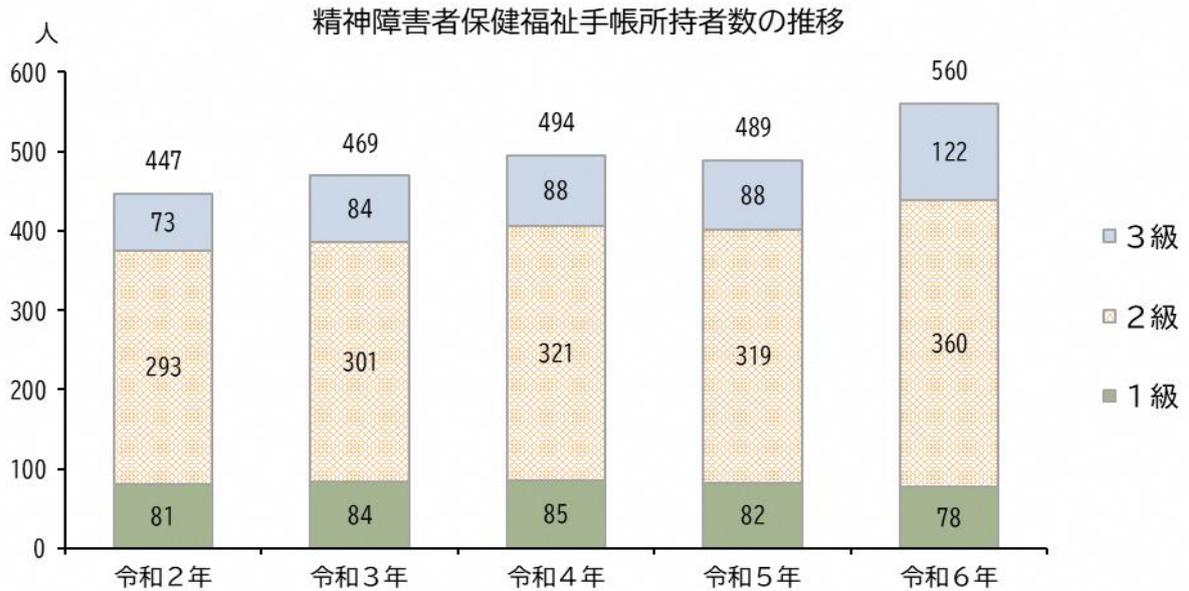


※熊本県福祉総合相談所 各年度末現在

療育（知的障害者福祉）手帳所持者の推移



※熊本県福祉総合相談所 各年度末現在



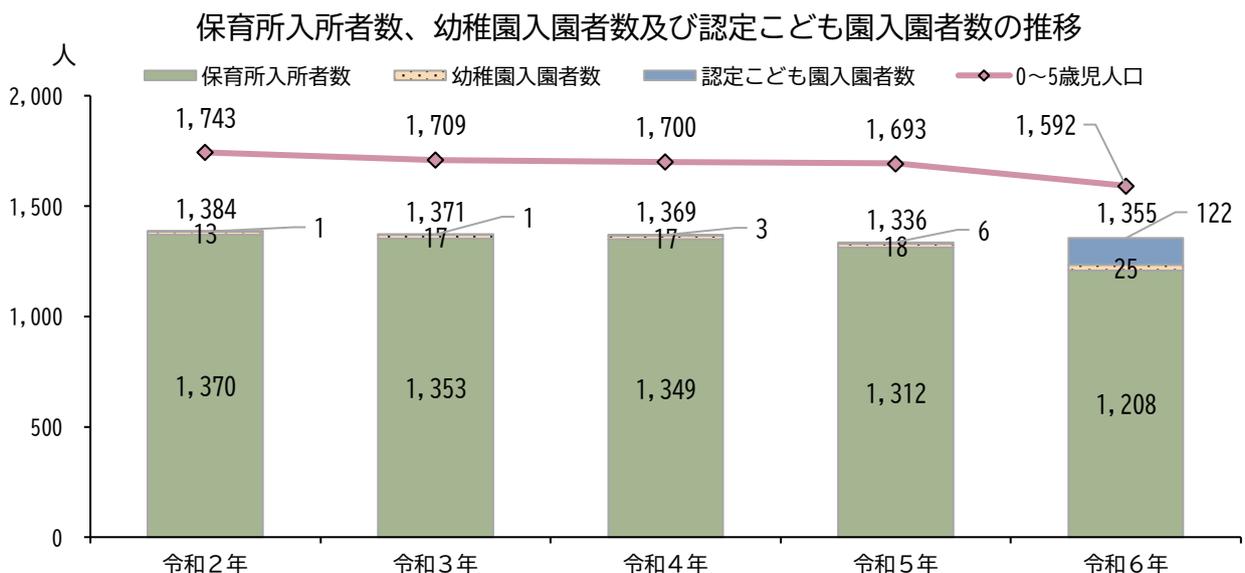
※熊本県精神保健福祉センター 各年度末現在

(5) 教育・保育の状況と女性の就業率の状況

本市の保育所入所者数、幼稚園入園者数及び認定こども園入園者数は令和2(2020)年の1,384人から令和6(2024)年には1,355人となり、29人減少していますが、0～5歳児人口に対する保育所入所者数、幼稚園入園者数及び認定こども園入園者数の割合は、令和2年の79.4%に対し、令和6年は85.1%となっています。0～5歳児の人口は減少しているものの保育需要は増加していることがうかがえます。

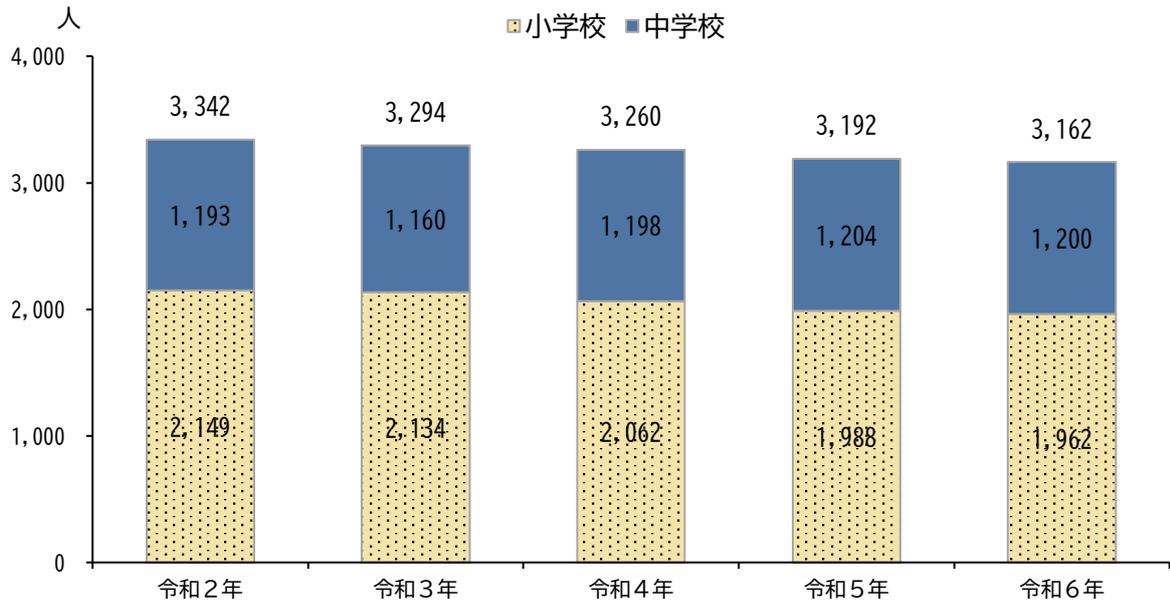
小・中学校の児童・生徒数は令和2年と令和6年を比較すると、小学校児童数が減少傾向にあります。

女性で労働している人の割合を年齢区分ごとに見てみると、多くの年代で県平均や全国平均の値を上回っており、保育所や幼稚園、学童保育等のサービス需要が高いことがうかがえます。



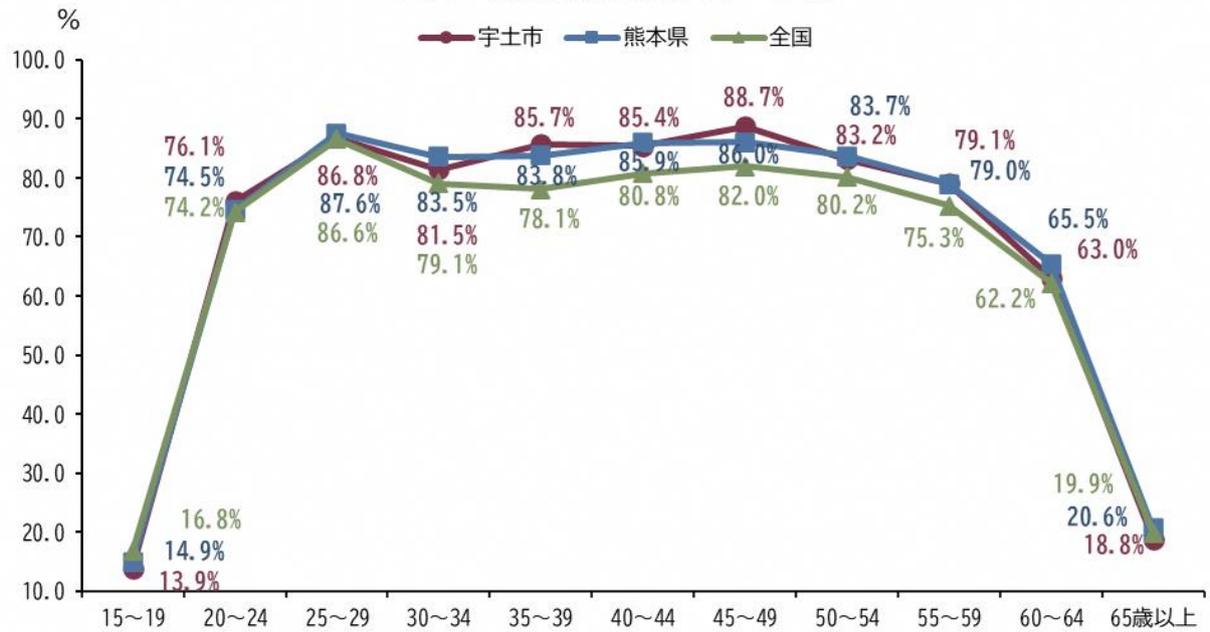
※令和6年4月に既存の保育所1園が認定こども園へ移行しています。
 ※保育所入所者数 各年3月1日現在(市勢要覧、H27以降は認定こども園2・3号含む)
 ※幼稚園入所者数 各年5月1日現在(幼児異動報告)
 ※認定こども園入所者数 各年3月1日現在(市勢要覧、H27以降は認定こども園2・3号含む)
 ※0～5歳児人口 各年度の3月31日時点人口

小・中学校生徒数の推移（参考）



※学校基本調査（県統計調査課）各年度5月1日現在

女性の年齢階級別労働力率の比較

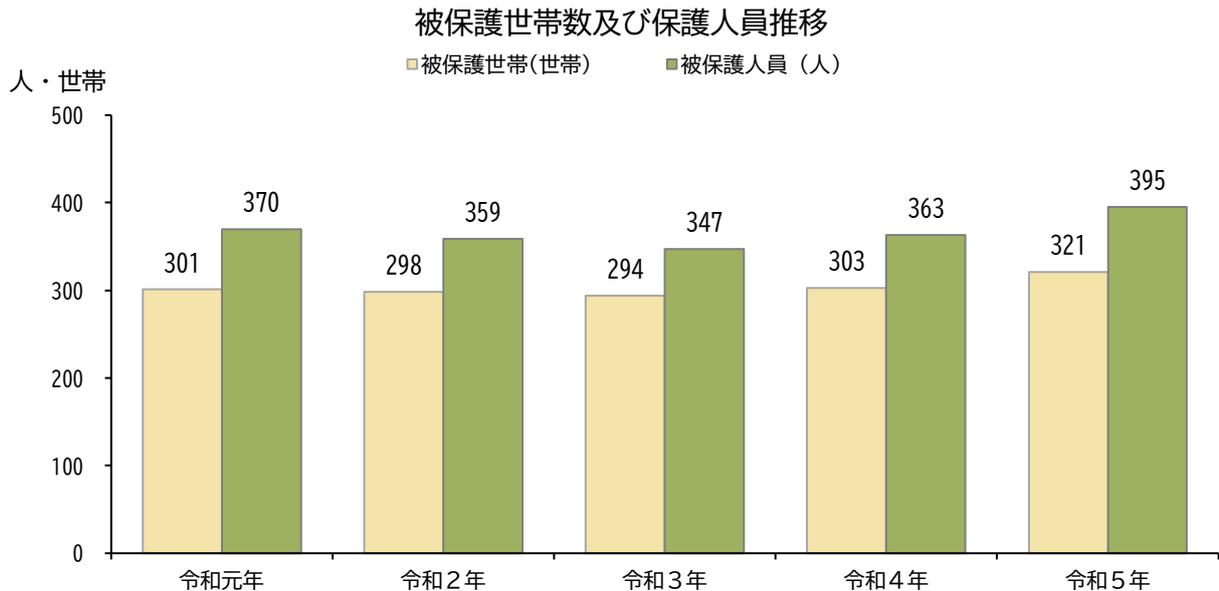


令和2年国勢調査

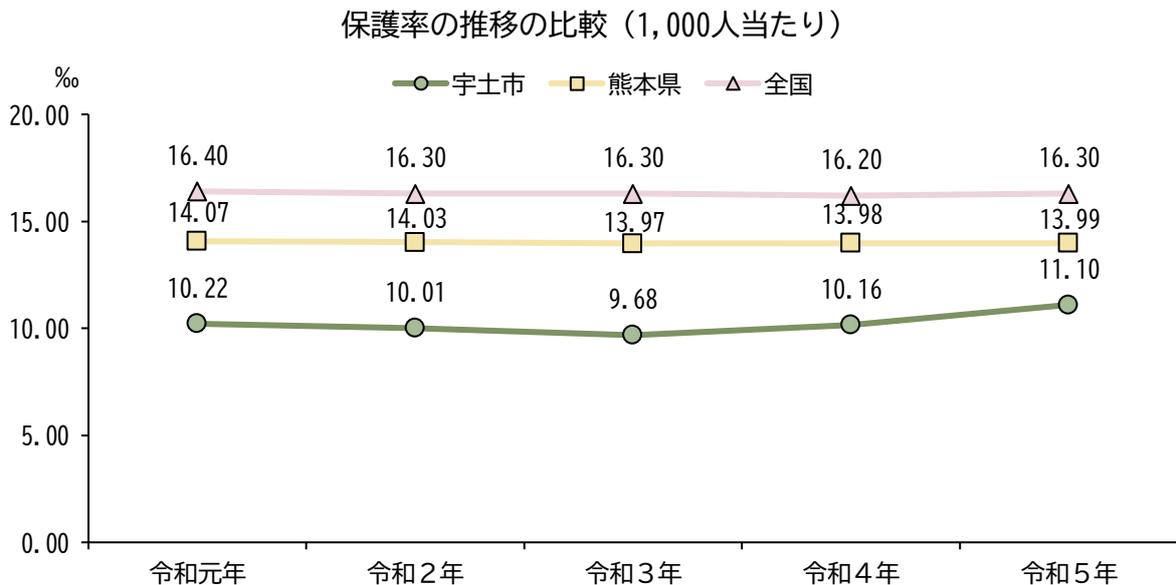
(6) 生活保護被保護世帯数及び保護人員の推移

本市の被保護世帯数は令和元(2019)年の301世帯から、令和5(2023)年には321世帯に増加しています。被保護人員は令和元年の370人から、令和5年には395人に増加しています。

人口1,000人に対する被保護者数の割合である保護率は、本市では令和元年から同4年まで10‰(パーミル)台を推移していましたが、令和5年に11‰台に増加しています。それでも県や全国の平均と比べ、低くなっています。



※被保護世帯数及び保護人員推移



※熊本県の生活保護(熊本県社会福祉課)

2. アンケート調査の結果からみた宇土市の状況

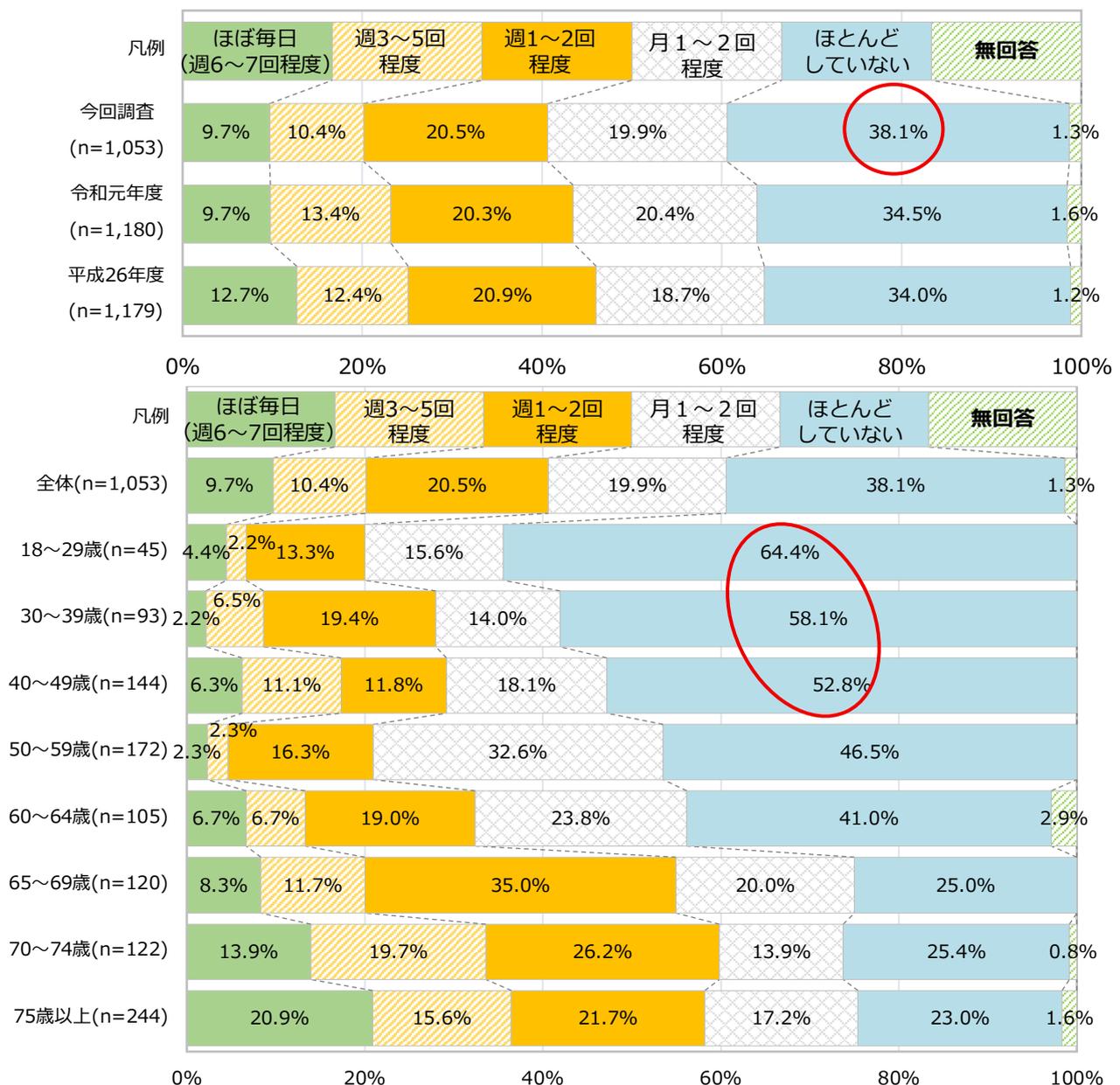
(1) 近所付き合いについて

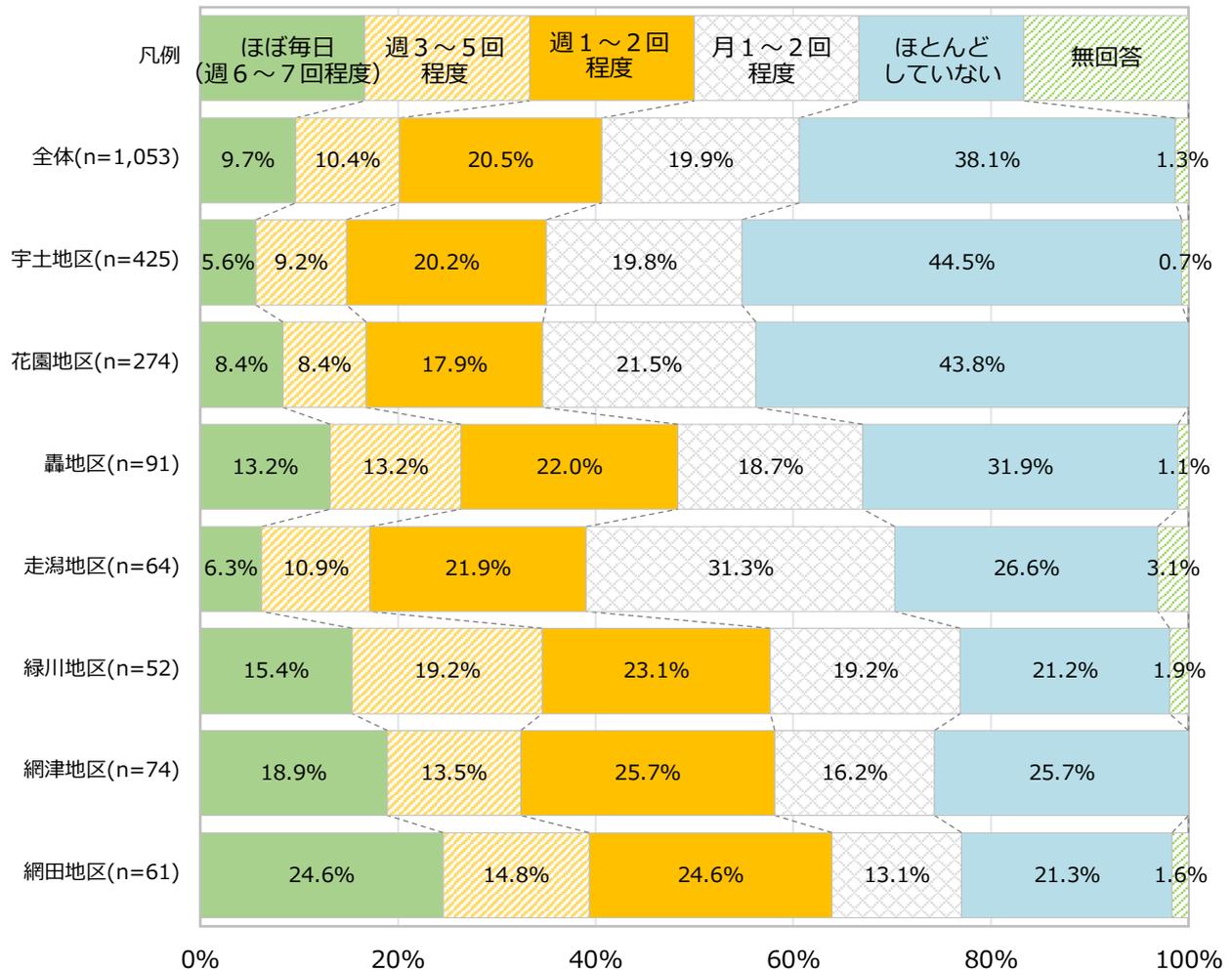
近所付き合いを「ほとんどしていない」と回答した人の割合は38.1%であり、市民の3人に1人は近所付き合いをほとんどしていないことがわかります。この割合は調査年を追うごとに高くなってきています。また、年齢階層が低いほど近所付き合いをしていないと回答した人の割合が高くなる傾向にあり、40歳代では52.8%、30歳代では58.1%、20歳代では64.4%と、20歳代では3人に2人は近所付き合いをほとんどしていないと回答しています。

・居住地区別にみると、「ほとんどしていない」の割合が高いのは「宇土地区」と「花園地区」、「ほぼ毎日している」の割合が高いのは「網津地区」と「網田地区」となっています。

■近所付き合いの程度（ごみ当番や寄り合いなどの義務的な活動は除く）

n=回答数

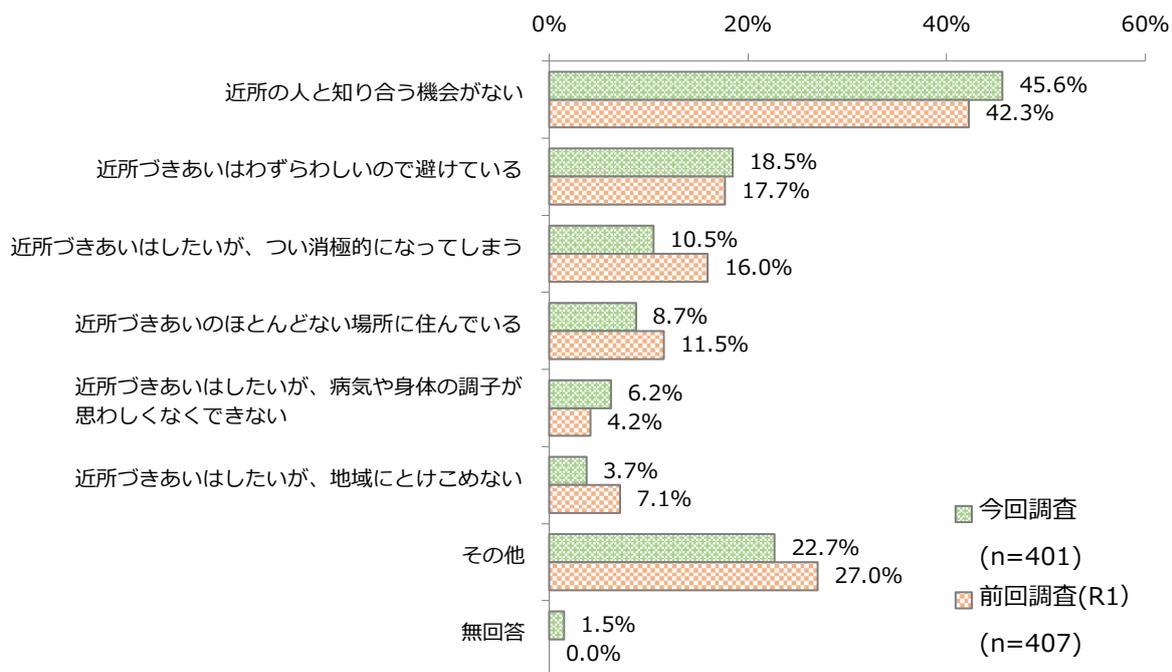




近所付き合いを「ほとんどしていない」と回答した方に、その理由についてたずねたところ、**「近所の人と知り合う機会がない」と回答した人の割合が最も高く、45.6%**となっています。次いで、「その他」(22.7%)、「近所付き合いはわずらわしいので避けている」(18.5%)、「近所付き合いはしたいが、つい消極的になってしまう」(10.5%)、「近所付き合いのほとんどない場所に住んでいる」(8.7%)、「近所付き合いはしたいが、地域にとけこめない」(3.7%)と続いています。「その他」の記述をみると、「自分も隣近所も仕事をしており会う機会がないから」、「忙しいから」、「挨拶はする」、「特に用がないから」などとなっています。

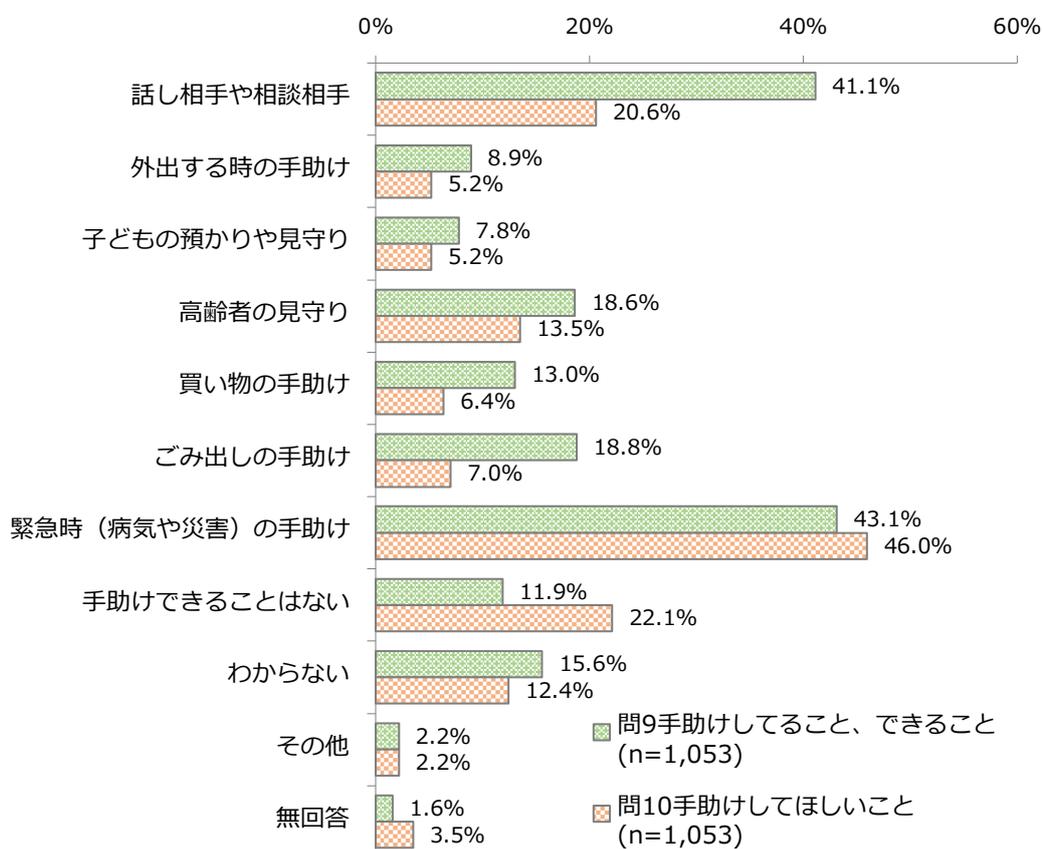
- 年齢層別にみると、「20歳代」は他の年代と比べて「近所の人と知り合う機会がない」の割合が高くなっています。
- 居住地区別にみると、「宇土地区」、「花園地区」では他の地区よりも「近所の人と知り合う機会がない」の割合が高くなっています。

■近所付き合いをしていない理由（近所付き合いは「ほとんどしていない」人に限定）



「手助けをしていること」と「手助けできること」で最も多かったのが「緊急時（病気や災害）の手助け」、次いで「話し相手や相談相手」が多くなっています。また、「手助けをしてほしいこと」も「緊急時（病気や災害）の手助け」が最も多くなっています。

■実際の行動（「手助けをしている」こと、「手助けできる」こと）と、今後の意向（今後、「手助けしてほしい」と思うこと）の比較

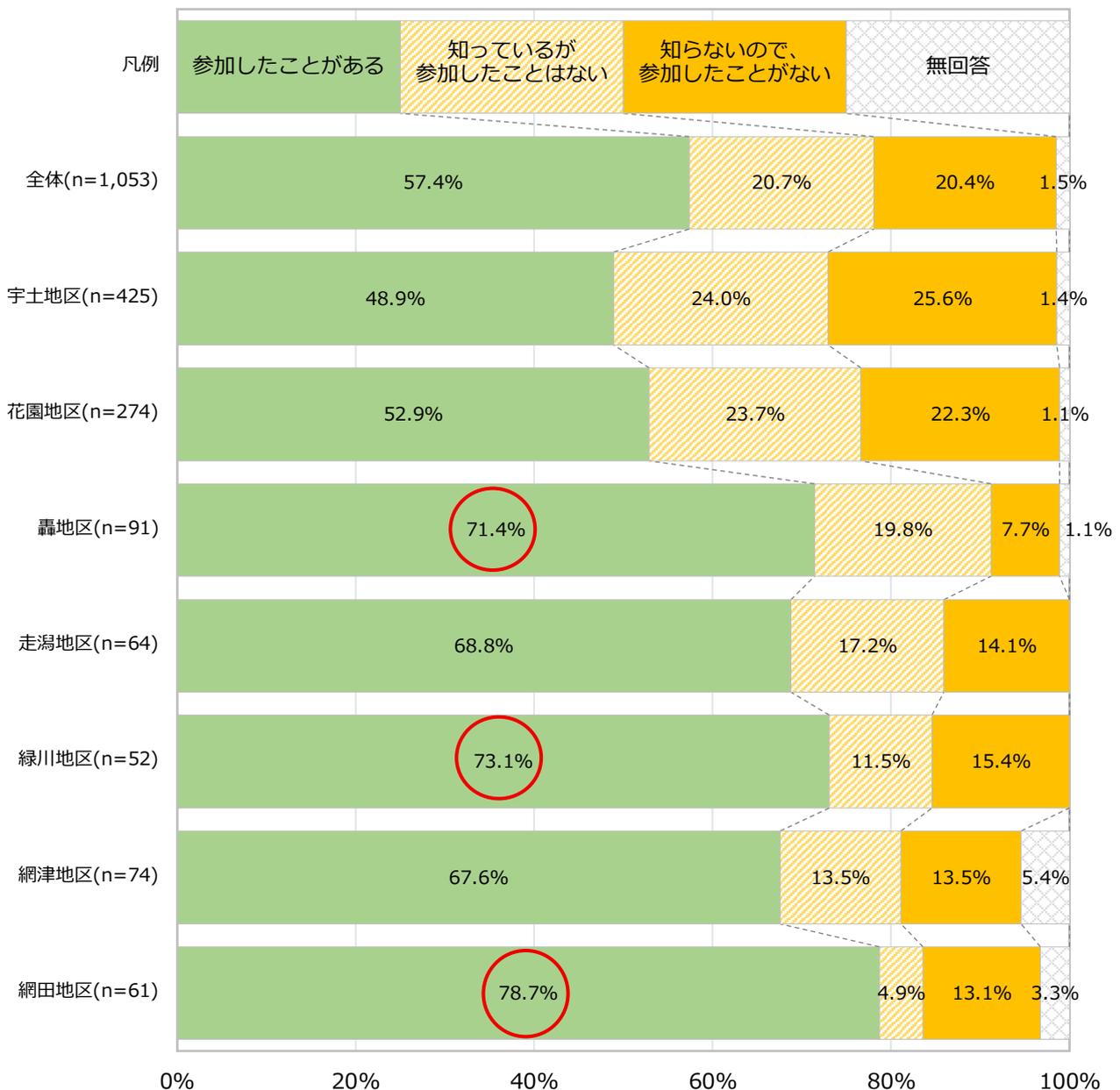


(2) 地域活動について

地域活動について、過去1年間で参加したことがある人は57.4%であり、41.1%の人は参加しておらず、参加促進が課題です。

- 地域活動の参加状況は地区によって大きく異なり、網田地区（78.7%）、緑川地区（73.1%）、轟地区（71.4%）と3地区は70%を超える参加率となっています。一方、宇土地区は48.9%と参加率は50%を割っています。参加したことがないと答えた人のうち半数以上が、地域活動が行われていることを知らなかったと答えています。
- 年齢層別にみると、「70～74歳」以上の人が「参加したことがある」と回答した人の割合がもっとも高く、「20歳代」は「知っているが参加したことがない」「知らないので参加したことがない」の割合が高くなっています。

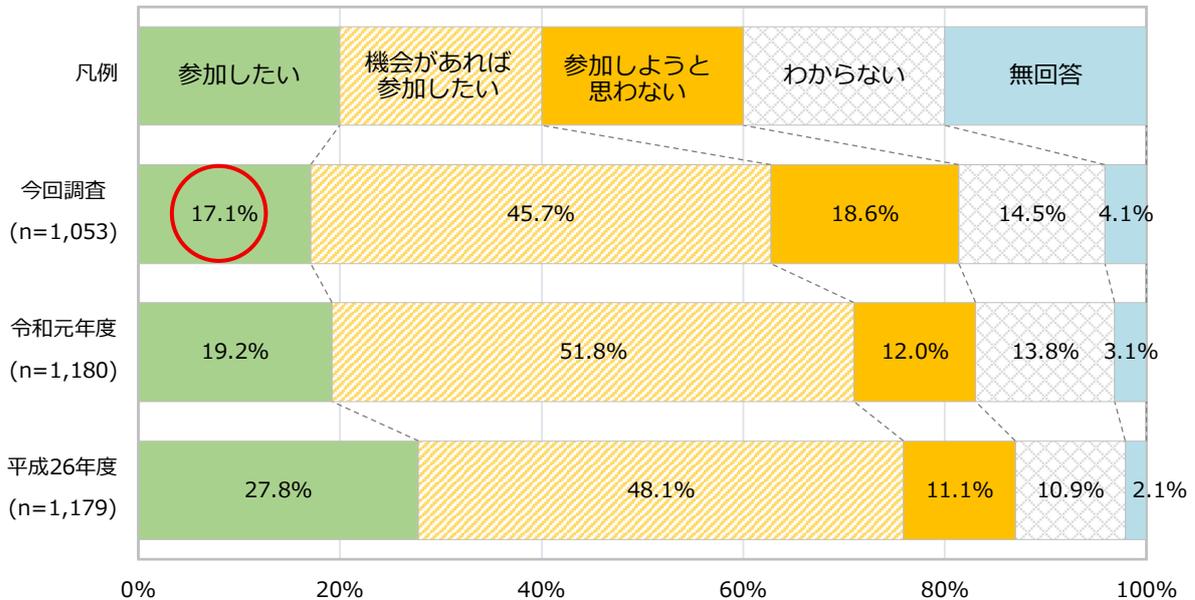
■過去1年間における地域活動への参加状況



行事や地域活動への参加意向については、「参加したい」と回答した人が17.1%、「機会があれば参加したい」と回答した人が45.7%と、62.8%の人が参加したいと答えています。平成26年調査と比較すると、13.1%減少しています。

- 性別にみると、「男性」は「女性」と比べて「参加したい」の割合が高く、「女性」は「男性」と比べて「機会があれば参加したい」の割合が高くなっています。
- 年齢層別にみると、「70～74歳」以上の年齢層は他の年代と比べて「参加したい」の割合が高くなっています。一方、「20歳代」と「30歳代」は「参加しようとは思わない」の割合が高くなっていますが、このうち「20歳代」では「機会があれば参加したい」と前向きな意見も高くなっています。
- 居住地区別にみると、「参加したい」の割合が高いのが「緑川地区」「網田地区」で、「参加しようとは思わない」の割合が高いのが「宇土地区」「花園地区」となっています。

■行事や地域活動に対する今後の参加意向



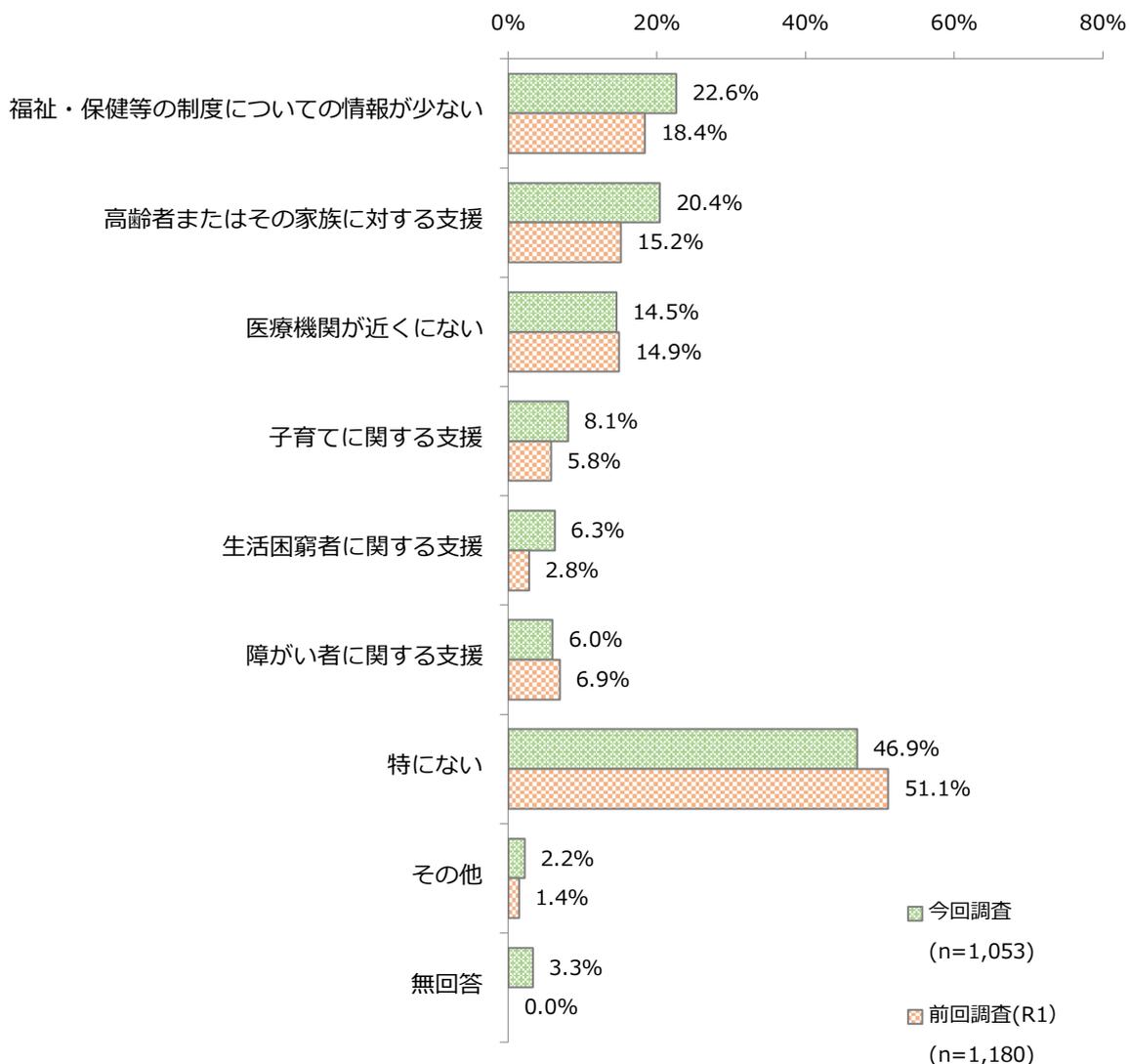
(3) 地域での生活について

福祉・保健・医療サービスについて困っていることは、半数の人が「特にない」と回答しています。一方、困っていることの内容を細かくみていくと、「30歳代」は他の年代と比べて「子育てに関する支援」、「60～64歳」では「福祉・保健等の制度についての情報が少ない」の割合が高く、「走潟地区」、「網津地区」、「網田地区」では「医療機関が近くにない」の割合が高いなど、年代あるいは地区によって意識が違ってくるのがうかがえます。

また、数値としては低い「子育てに関する支援」(8.1%)、「生活困窮者に関する支援」(6.3%)、「障がい者に関する支援」(6.0%)も本市にとって軽視できない重要な課題です。

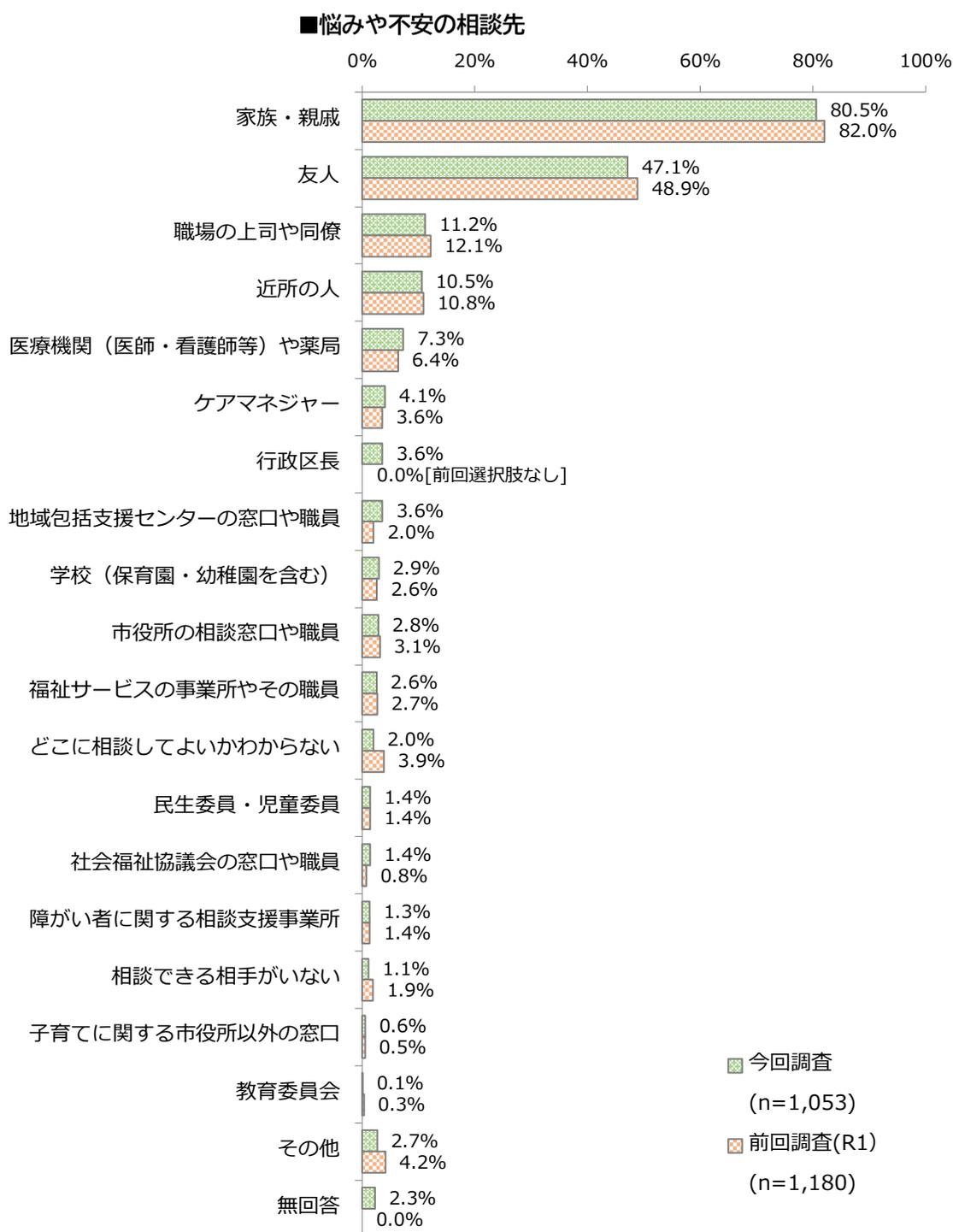
また、その他に記載されていた割合は2.2%ですが、「身体が不自由になった時に、どこに相談したらいいかわからない」、「公共交通機関が少ない」、「夜間医療の情報がない、以前の住居では夜間診療センターと緊急外来が地域にあった」、「老人の介護施設が少ない」、「医療機関が少なく、選択肢がない」、「混み過ぎて受診するか悩む」、「小中学生の不登校について」など、個別の意見にも気を配り今後のサービス改善のヒントとして生かしていく必要があります。

■福祉・保健・医療サービスについて困っていること



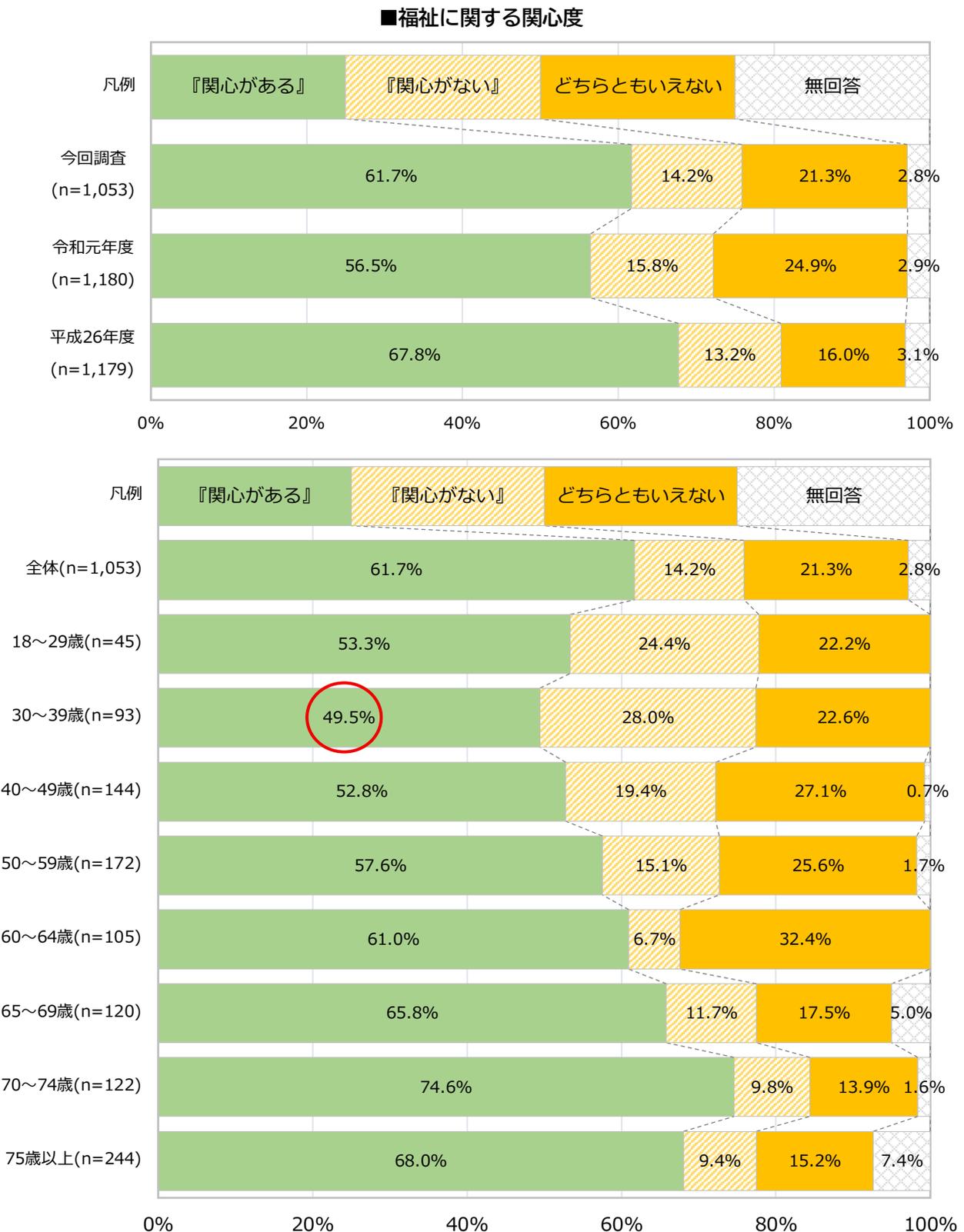
悩みや不安の相談先として、最も多く回答されているのが「家族・親戚」（80.5%）、次いで「友人」（47.1%）となっています。このことは、今後予想される高齢化・核家族化の進行による一人暮らし世帯の増加、生活様式の多様化による友人等との関係の希薄化等により、悩みや不安を相談する相手が失われてしまう可能性があることを示唆しています。

調査では、「どこに相談してよいかわからない」（2.0%）、「相談できる相手がいない」（1.1%）と回答した人がいます。困った時に気軽に相談できる窓口として、市や各種機関の窓口があることを、一層広く、そして継続的に周知する必要があります。



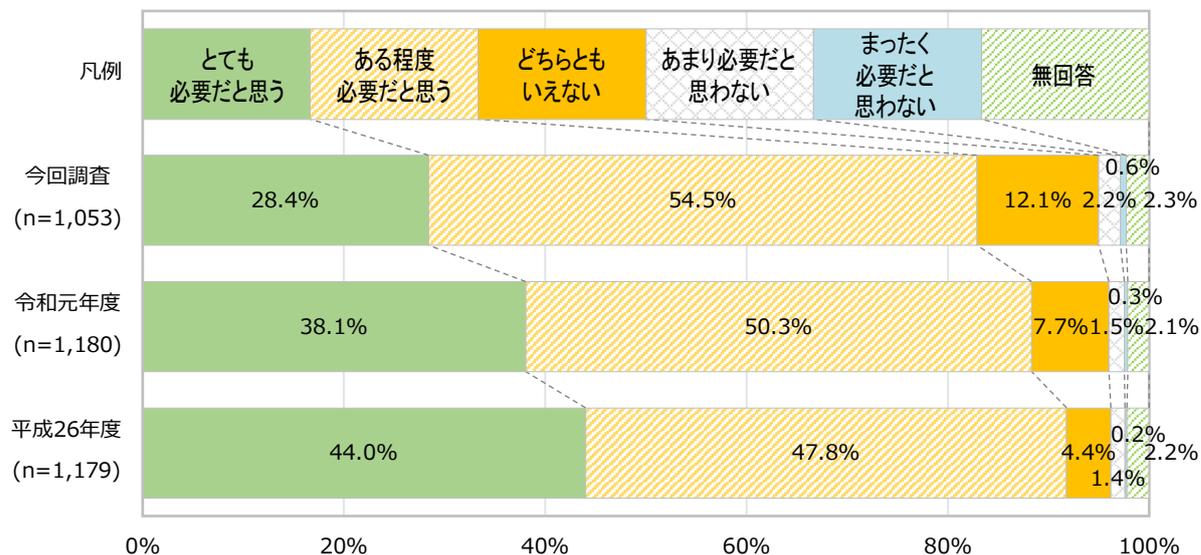
(4) 福祉について

福祉に関心がある市民の割合は61.7%となっており、令和元年調査と比べて5.2ポイント増加しています。年齢階層別にみると、おおむね年齢階層が高くなるにしたがって関心がある人の割合が高くなる傾向にあり、30歳代では「関心がある」は50%に届かず、他の年代と比べ低くなっています。



地域福祉に関する課題に対して、住民同士の助け合いや支え合いについては82.9%が必要だと考えている結果となっていますが、この割合は令和元年度の結果と比べ5.5ポイント減少しています。福祉に対する関心を高めていくためのこれまで以上の取組が求められています。

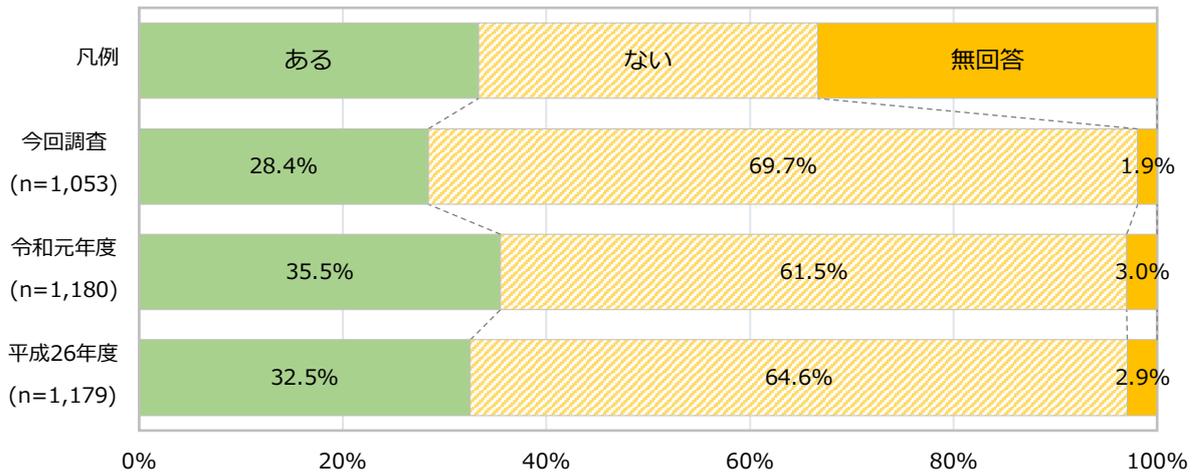
■地域福祉に関する課題に対して、住民同士の助け合いや支え合いの必要性について



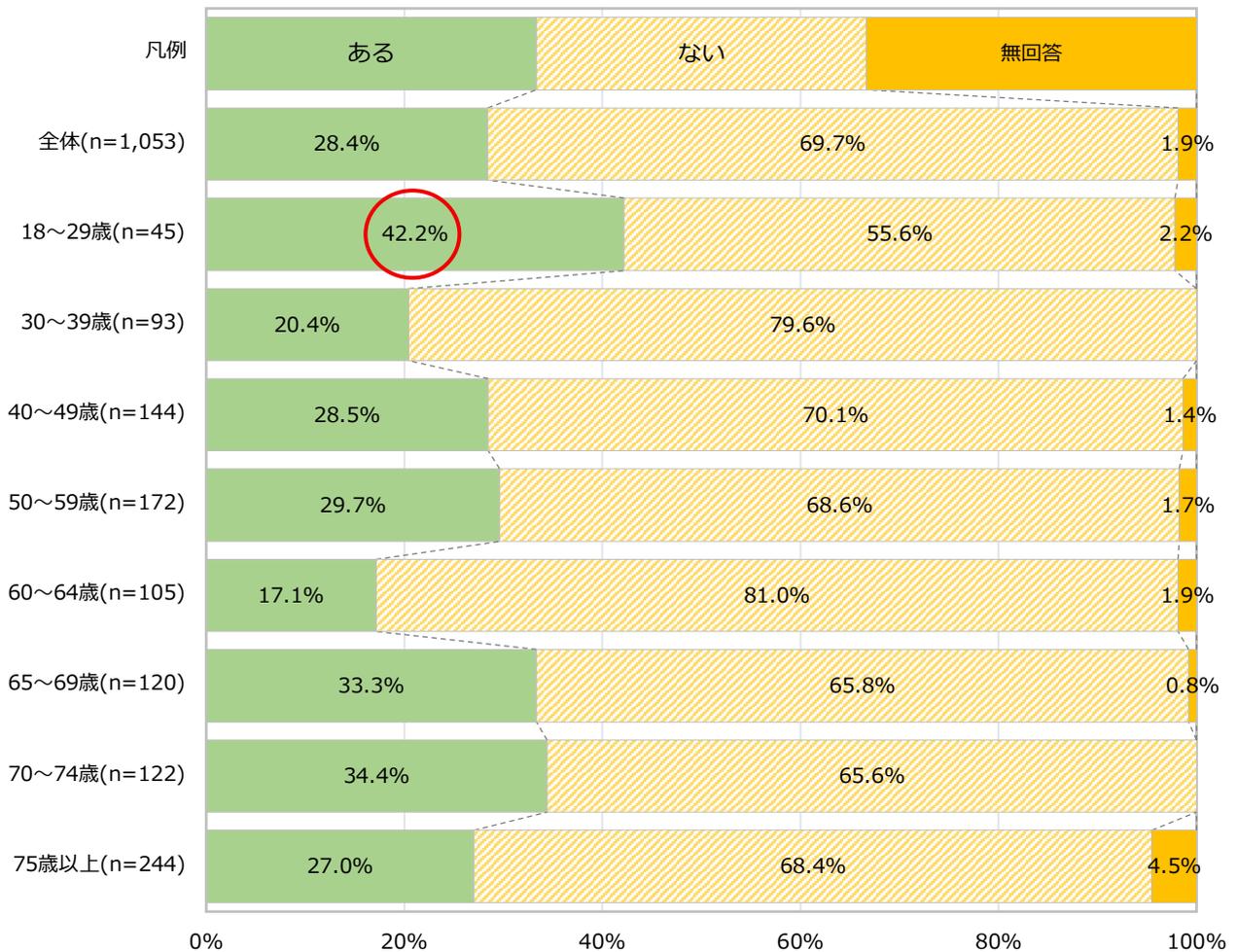
(5) ボランティア活動・NPO活動について

ボランティア活動やNPO活動への参加経験は28.4%と、市民のほぼ3人に1人となっています。一方、年齢階層別にみると、最も参加経験が多いのは20歳代であり、42.2%となっており、若い世代への福祉に関する教育の浸透や熊本地震をはじめとする災害時のボランティア経験が影響していると考えられます。

■ ボランティア活動やNPO活動への参加経験

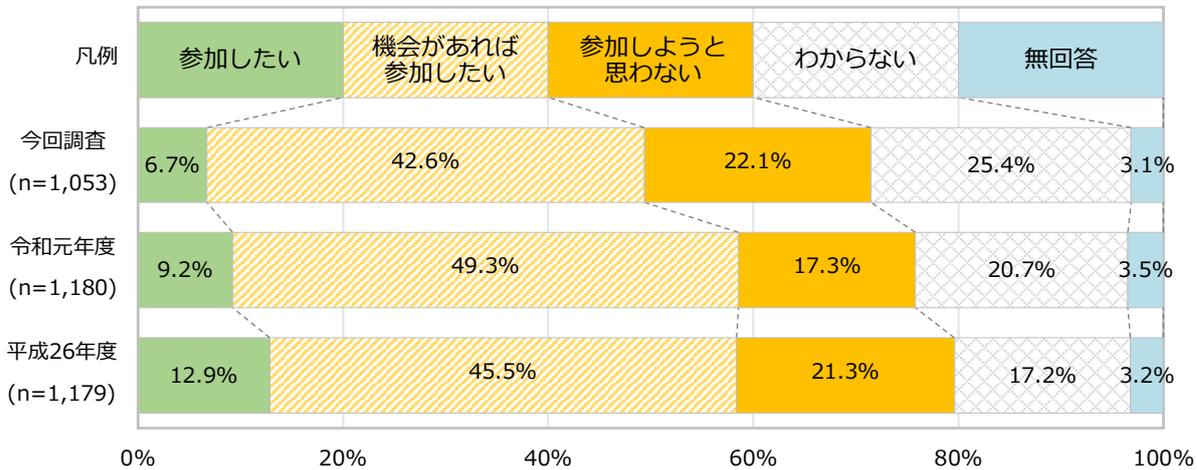


■ 年代別にみたボランティア活動やNPO活動への参加経験



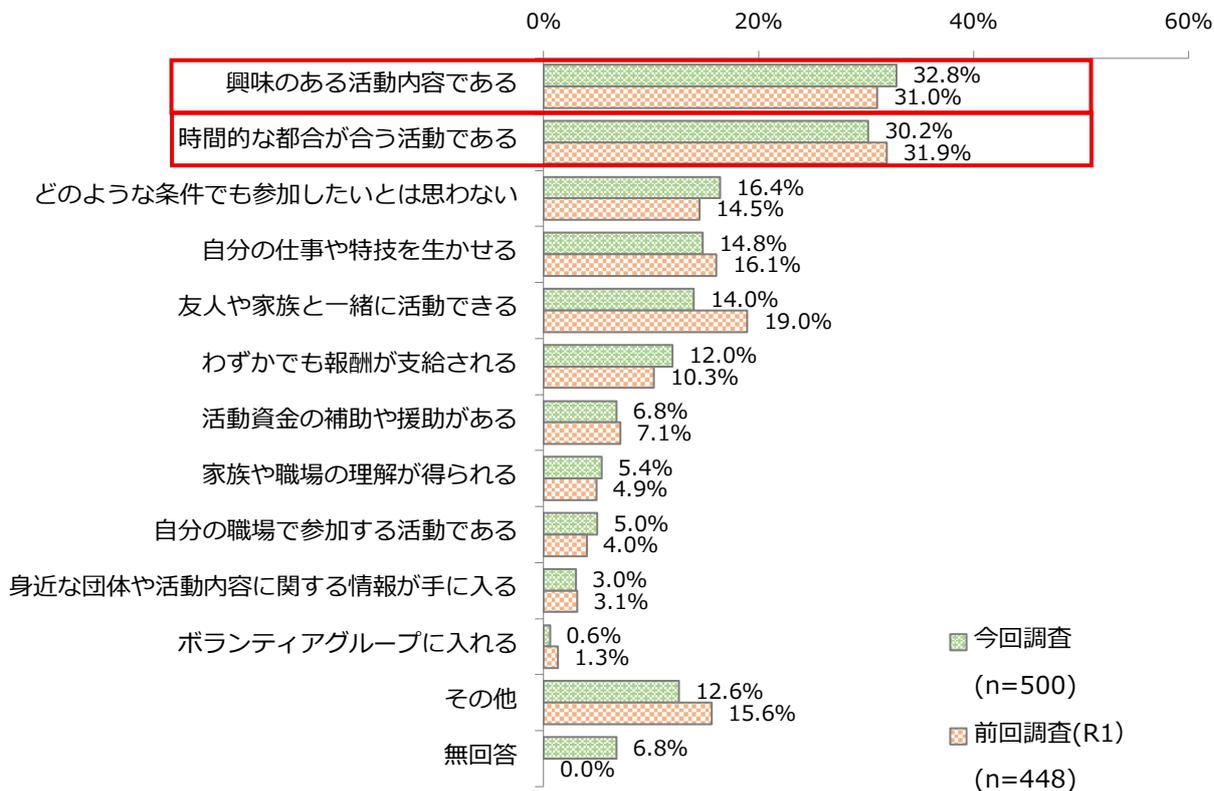
ボランティア活動やNPOの活動への参加意向については、約5割（49.3%）の人は参加に対する前向きな回答を寄せていますが、平成26年調査と比較すると、「参加したい」は6.2ポイント減少、「機会があれば参加したい」も2.9ポイント減少している状況です。今後は興味や適性に合わせて参加できるよう、活動に関する情報提供等を積極的に行っていくことが求められます。

■ボランティア活動やNPOの活動に参加意向



ボランティア活動やNPOの活動に、「参加したいと思わない」、「わからない」と回答した方に、参加したくなるための条件をたずねたところ、「興味のある活動内容である」32.8%が最も高く、次いで「時間的な都合が合う活動である」30.2%という結果となっています。市民に興味を持ってもらうような工夫と、ターゲットとなる性別や年齢層のニーズや市民の都合に合わせた活動内容の工夫などが求められています。

■ボランティア活動やNPOの活動に参加したくなるための条件



(6) 地域福祉に対する評価及び今後の施策に対する意向

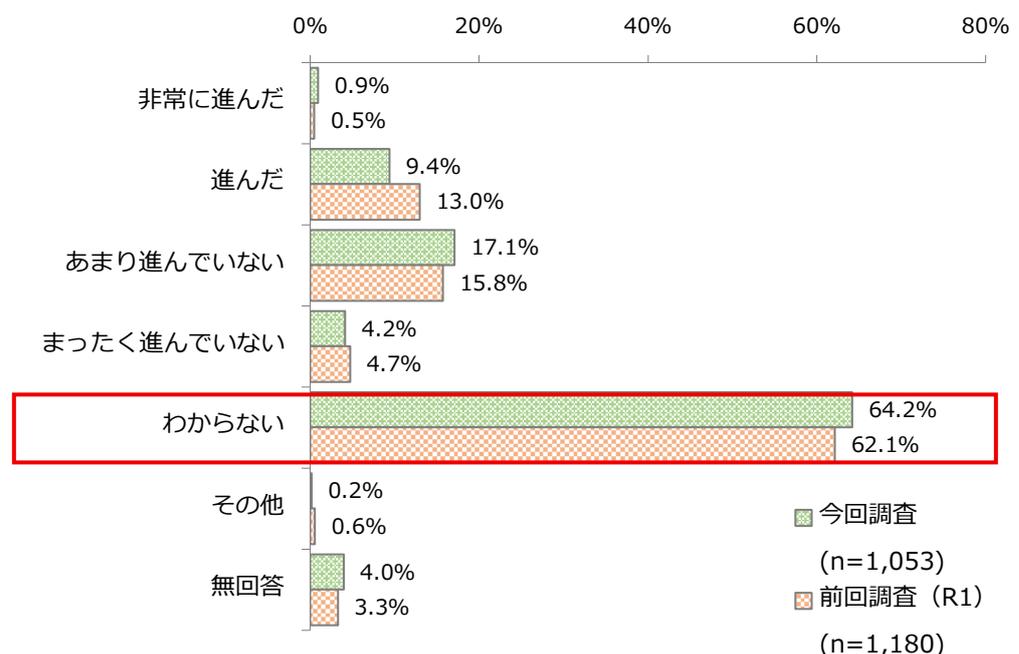
本市では、これまで地域福祉に関する施策を推進してきましたが、この5年間で地域福祉が進んだかについては「わからない」と回答した人の割合が最も高く64.2%を占めており、「非常に進んだ」と地域福祉の取組が進んでいると実感している人の割合は10.3%と少なくなっています。

今後は、高齢者、子育て、障がい者、生活困窮者等の対象者別の取組を推進するとともに、対象者別の公的な福祉制度と、地域の支え合い、健康、生きがい、防犯・防災、外出・社会参加・地域貢献、教育・文化、生活環境整備等の幅広い分野における取組を包括的に推進し、地域福祉の取組が進んでいると実感する人を増やしていく必要があります。

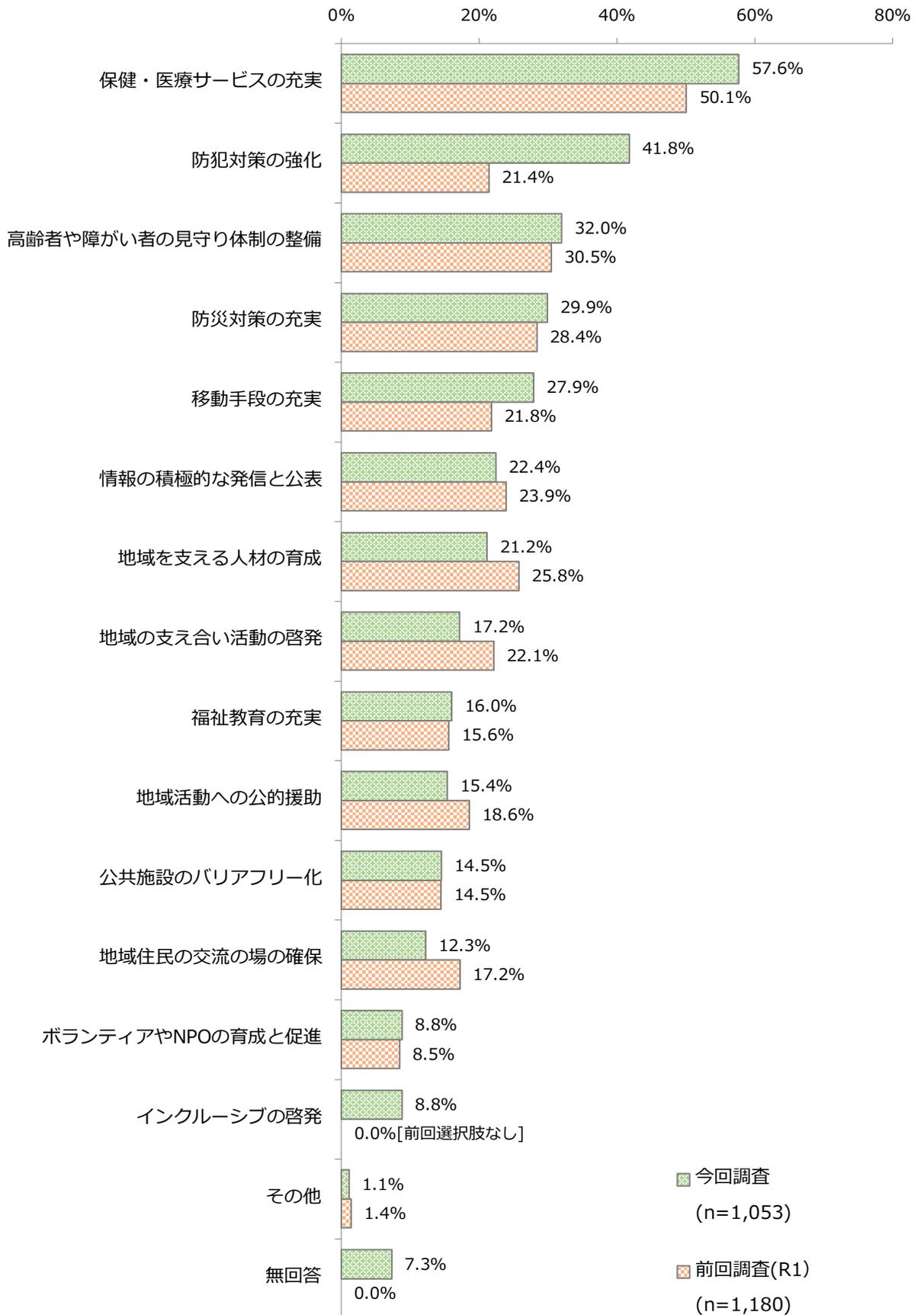
今後、地域福祉の推進を図る上で、行政が特に力を入れるべき施策は何だと思えますかとたずねたところ、「保健・医療サービスの充実」と回答した人が最も多く、57.6%となっています。次いで、「防犯対策の強化」(41.8%)、「高齢者や障がい者の見守り体制の整備」(32.0%)、「防災対策の充実」(29.9%)と続いています。

- 性別にみると、男性・女性ともに「防犯体制の強化」の割合が前回の調査よりも高くなっています。
- 年齢層別にみると、20歳代では「保健・医療サービスの充実」の割合が53.3%と最も高く、40歳代は「防犯対策の強化」、「移動手段の充実」、65～69歳は「防災対策の充実」、「公共施設のバリアフリー化」、70～74歳は「地域の支え合い活動の啓発」、「地域を支える人材の育成」、75歳以上では「高齢者や障がい者の見守り体制の整備」を求める意見が、他の年代と比べて割合が高くなっています。
- 居住地区別にみると、緑川地区は「防災対策の充実」、「地域を支える人材の育成」、網津地区は「福祉に関する教育の充実」、「移動手段の充実」、網田地区は「地域活動への公的援助」、「ボランティアやNPOの育成と促進」を求める意見が、他の地区と比べて割合が高くなっています。

■地域福祉の進捗状況についての評価



■行政が特に力を入れるべき地域福祉の施策

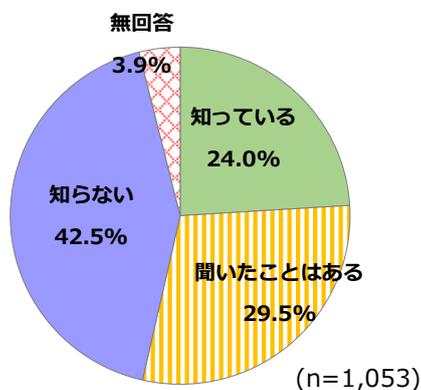


(7) 重層的支援体制整備事業について

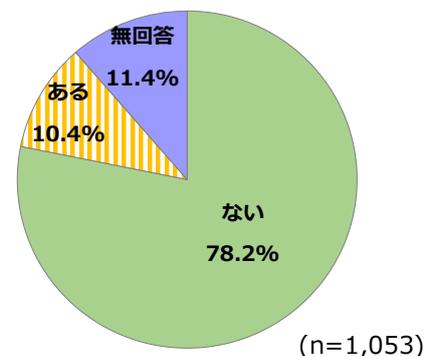
ふくしの相談窓口について、「知っている」と答えた人は24.0%にとどまり、「聞いたことはある」29.5%、「知らない」42.5%となっています。相談窓口が創設されて3年目ということもあり、周知度はまだ低く、今後、ホームページや市広報紙、SNS等を通じて周知すると同時に、民生委員・児童委員、行政区長等に対しても積極的な働きかけをしていく必要があります。

悩みについて聞いたところ、10.4%の人が「ある」と答えています。その内容について、43.6%が「生活困窮」について、次いで「ひきこもり・不登校」について、「家族、親族、地域、社会からの孤立・孤独」が同じく19.1%となっています。そして、これらに対する解決方法や相談窓口が分からないという人も20.9%あることから、複数の機関・関係者が横断的に集まり、多様な視点から問題・課題の解決に取り組むという、重層的支援体制整備事業が持つ特性を活かし、相談者に寄り添った対応を図っていく必要があります。

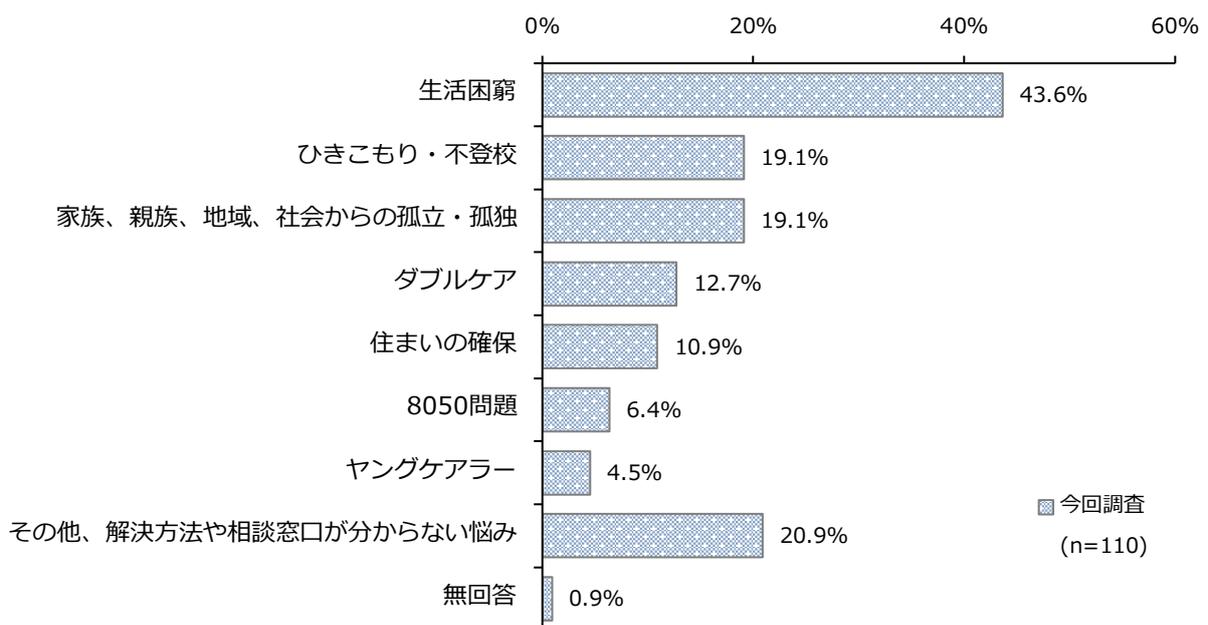
■「ふくしの相談窓口」の認知度



■あなた又は世帯の悩みの有無



■あなた又は世帯の悩みが「ある」と答えた人の悩み



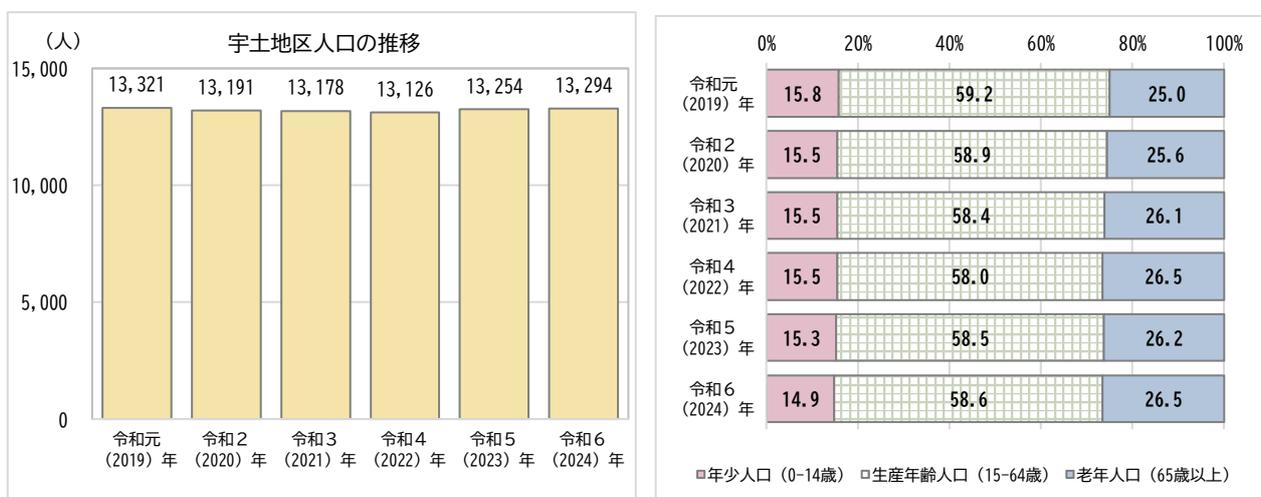
3. 地区別の状況

(1) 宇土地区

人口は令和元（2019）年から徐々に減少しましたが、令和5（2023）年から増加に転じています。人口3区分の構成比は、年少人口が減少し、65歳以上の割合が微増しています。

「地域福祉計画策定に関するアンケート調査」の結果によると、近所付き合いは「ほとんどない」人の割合が市内各地区の中で最も高く、地域活動への参加経験や参加意向は他の地区と比べ低くなっています。行政が特に力を入れるべき地域福祉の施策としては、「保健・医療サービス」55.5%、「防犯対策の強化」41.4%、「高齢者や障がい者の見守り体制の整備」35.1%、「防災対策の充実」30.6%、「移動手段の充実」28.5%などが上位に挙げられています。

座談会では、地区の課題として「移動手段」や「ゴミの分別」、「交流の場」などに関する意見が多く挙げられました。



出典：第3期宇土市まち・ひと・しごと創生総合戦略

主な項目	主な結果
近所付き合いの程度	「ほとんどない」の割合が44.5%で市内で最も高い。
過去1年間での地域活動への参加	「知らないので参加したことがない」25.6%、「知っているが参加したことがない」24.0%で、いずれも市内で最も高い。
行事や地域活動に対する今後の参加意向	「参加したい」が14.6%で市内で2番目に低い。「参加しようと思わない」が21.9%で市内で花園地区と並んで最も高い。
福祉・保健・医療サービスについて困っていること	「特にない」が51.1%で、以下「福祉・保健等の制度についての情報が少ない」22.8%、「高齢者またはその家族に対する支援」19.1%の順で高い。
福祉に対する関心度	「とても関心がある」が16.2%で市内で3番目に高く、「全く関心がない」が市内で2番目に高い。
ボランティア活動やNPO活動の参加経験	「参加したことがない」が68.0%で市内で2番目に低い。
ボランティア活動やNPO活動の参加意向	「参加したい」6.8%、「機会があれば参加したい」43.5%でいずれも市内で3番目に高い。
災害発生時の避難場所の認知度	「知らない」が25.4%で市内で最も高い。
行政が特に力を入れるべき地域福祉の施策	「保健・医療サービス」55.5%、「防犯対策の強化」41.4%、「高齢者や障がい者の見守り体制の整備」35.1%、「防災対策の充実」30.6%、「移動手段の充実」28.5%。

【アンケート自由意見（抜粋）】

- ・医療的ケア児の在宅ケアが不十分であり、訪問看護(児童、小児分野)が不足している。
- ・要支援者、要介護者、チェックリスト該当者の方々の移動手段の確保が不十分である。
- ・高齢者にとって社会参加の機会、交流の場は健康寿命を延ばすために必要不可欠であり、大きな役割を果たすが、その情報が入ってこない。
- ・昨今、家族形態が多様化しており、ひきこもり(大人)の人は、税金も払えない。そういった人を家族任せにするのではなく、相談窓口などを充実させ、自立、就労させていくこと、税金なども一部、免除し社会へ参加出来るようになればいいと思います。
- ・福祉も支援される側の人だけでなく、支援する人がいてこそだと思うので、限られた予算をどこに重点的に分配していくのか、市の内外への情報発信があるといいと思いました。活気のある宇土市になってほしいです。
- ・障がい者の仕事先を増やしてほしい。
- ・小中学生の不登校支援に力を入れてほしい。学校以外の場所がほんとにスペースしかない。もう少し自学に取り組めるような場所や勉強を教えてくれる先生がいる所があってほしい。相談できる所もない。
- ・子どもが小さい頃は児童センターや子育て支援ひろばを毎日利用していた。同じように時間に余裕がある時、土日、退職後宇土市営の〇〇に行けば誰かと会えるとかおしゃべりやお茶が楽しめる、趣味ができるなど市民の広場があれば利用したいと思う。また、お母さん一人ワンオペ育児のおうちのお子さんを一時的に預かるボランティアもやってみたい。
- ・里帰り分娩と一緒に帰省している兄弟姉妹児はファミリーサポートが利用できない。祖父母世代も現役で働いておられる所は多く孫の世話ができない家庭が多いようである。少子化の今だからこそサポートを積極的にすることが何かしらの変化をもたらしてくれるのではないかな。
- ・福祉施策はお金も掛かるし人手もいると思う。私共夫婦はまだ60代で人の手を借りなくとも経済的にも健康面に関しても何とかやっている。しかし10年後は分からない。その時市の行政の施策がどんな状況なのか想像もつかない。行政と市民が意見交換できる場が少しでも多くある方が良い方向に勧めるかもと思っている。
- ・行政や福祉に係わる方は充分過ぎるほど地域や社会に貢献されている。それ以外の方がどう関わっていくかが重要で、どう関わらせていくかが行政の仕事だと思う。協力的な方をさらに協力させることにより、非協力的な層をいかにして関わらせていくかが課題だと思っている。
- ・近所付き合いがほぼない。また隣でさえどんな人(子どもがいるのか、年齢等)かほぼ分からないため、話にも行けない、近所同士で話せる機会があると良いと思った。年齢層など分かれば防災等にもつながるのではと感じる。

【地区座談会で発表された地域の意見の概要】

●移動手段

- | | |
|-------------------------------------|--------------------------|
| ・ いろんな行事に参加したいが移動手段がない | ・ 運行エリアが狭い |
| ・ 便数が少ない（バス） | ・ ミニバス「のんなっせ」をもっと増やしてほしい |
| ・ 今は運転するけど返上したらすぐ困る | ・ 通院が困る |
| ・ バスがなくなった | ・ 新しい図書館への交通手段がない |
| ・ 移動手段がない人が困る（買い物など） | ・ 時間帯により本数が少ない |
| ・ 車に便乗させてあげたいが、何事かあれば…と思うと、とどまってしまう | |
| ・ 停留所の見直し | ・ 交通費の補助 |
| ・ バスの車両を小さくして、本数を増やす | |
| ・ 交通手段を考えた地域整備（駅の近くに公共施設を作るなど） | |
| ・ 病院や図書館などにもコミュニティバスをとまるようにする | |

●空き家・環境整備

- | | |
|---------------------------|----------------------|
| ・ 空き家が増えている | ・ 除草作業が大変 |
| ・ 道路がデコボコで歩きづらい | ・ 高齢者の方が歩きづらい、こけてしまう |
| ・ 花植え、一斉清掃などが高齢化で難しくなっている | |
| ・ 植木屋さんをお願いする | ・ 近隣の方の声掛けが大切 |
| ・ 現役世代の定住促進 | |
| ・ 市内からではなく、他市町村から人を呼び込む | |

●近所付き合い

- | | |
|-----------------------------------|----------------------|
| ・ 隣に住んでいる人しか知らない | ・ 昔から住んでいる人と新しい人との壁 |
| ・ 若い世代もつながりを求めているのではないか | |
| ・ 小さなコミュニティがたくさんあるといい | ・ 大人も子どもも楽しめるイベントの開催 |
| ・ 宇土市のインスタを工夫してPRする | |
| ・ 子ども向けのイベントにお母さんたちが喜ぶ企画も入れる | |
| ・ 引っ越してきたときのタイミングが大事 声をかける人がいるといい | |
| ・ 年1回のスポーツ大会（子どもから高齢者までできるもの） | |

●交流の場

- | | |
|----------------------------|------------------------|
| ・ 交流の場が少ない | ・ 茶話会などの集まる場所がない |
| ・ お祭りイベントが少ない | ・ 交流コミュニケーションの不足 |
| ・ 公民館がない | ・ 公園が少ない |
| ・ 交流の場が点々としている | |
| ・ 高齢者との交流の場を増やしたいが手段がわからない | |
| ・ 朝活ラジオ体操をする | ・ 老人センターのイベントを活用する |
| ・ スケジュール表を各世帯に配布する | ・ 世代間交流の場を作る（防犯にもつながる） |
| ・ 他地区のやり方・方法の情報共有（成功例） | |

●ごみの分別

- ・ごみの分別が高齢の方がわかりづらい
- ・ごみの分別ができていない
- ・ごみの日を守らず出す人がいる
- ・高齢の方がゴミをため込んでいる
- ・アパートに住んでいる人のごみ捨てマナーが悪い
- ・他の地区からなのか、分類できないゴミに困っている
- ・高齢化で資源ごみの種分けが難しくなってきたという人がいる
- ・守れていない人の家にゴミを返す
- ・市からもらう「監視中」をゴミ捨て場に設置
- ・ゴミ出しルールの再整備（外国人向けなど）
- ・ゴミ当番（資源ごみの日）をすることで、地域の交流の場になる（はじめまして、お元気ですか？等）

●担い手

- ・町の協力体制がない
- ・担い手不足
- ・民生委員になる人がいない
- ・婦人会がなくなり、区長さんへの負担が大きくなっている
- ・地区の仕事をルーチン化する（2年ごと等）
- ・LINEなどを活用して町の役員会を実施

●野良猫

- ・野良猫が増えて困っている
- ・糞尿の処理（臭い）
- ・地域猫として管理する

【座談会の様子】

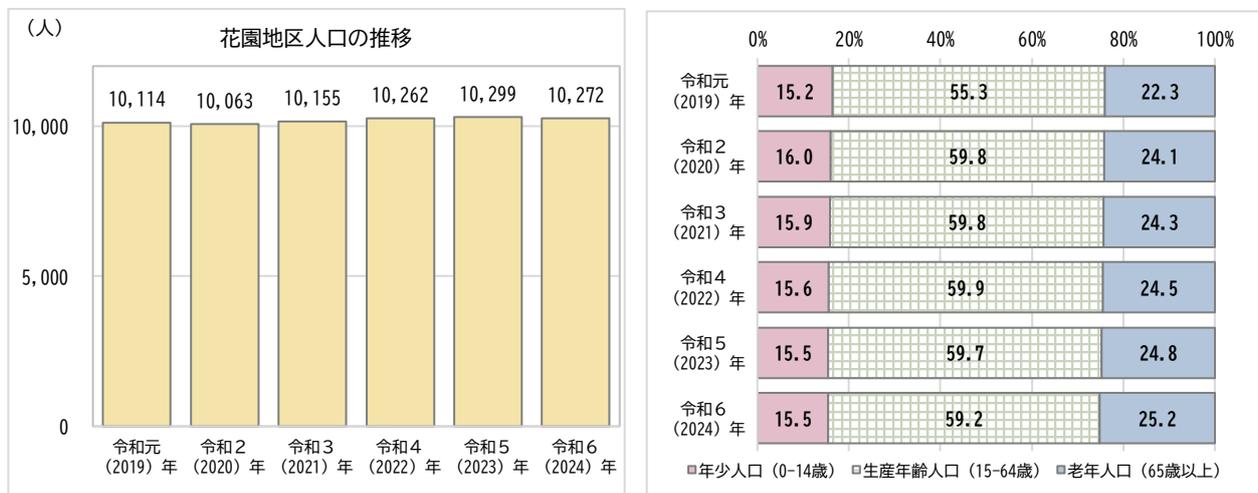


(2) 花園地区

人口は令和元（2019）年から令和2（2020）年にかけて微減し、その後令和5（2023）年まで増加傾向でしたが、令和6年に再び減少に転じています。人口3区分の構成比は、65歳以上の割合が微増していますが、14歳以下の年少人口の割合は市内各地区の中で最も高く、推移は横ばい傾向を示しています。

「地域福祉計画策定に関するアンケート調査」の結果によると、近所付き合いは「ほとんどない」人の割合が2番目に高く、地域活動への参加経験や参加意向は他の地区と比べ低くなっています。ボランティア活動やNPO活動の参加経験がない人の割合は最も高くなっています。行政が特に力を入れるべき地域福祉の施策としては、「保健・医療サービス」61.7%、「防犯対策の強化」45.3%、「高齢者や障がい者の見守り体制の整備」32.5%、「防災対策の充実」30.3%、「移動手段の充実」28.8%などが上位に挙げられています。

座談会では、地区の課題として「移動手段」や「近所付き合い」、「情報」などに関する意見が多く挙げられました。



出典：第3期宇土市まち・ひと・しごと創生総合戦略

主な項目	主な結果
近所付き合いの程度	「ほとんどない」の割合が43.8%で市内で2番目高い。
過去1年間での地域活動への参加	「知らないので参加したことがない」22.3%、「知っているが参加したことがない」23.7%で、いずれも市内で2番目に高い。
行事や地域活動に対する今後の参加意向	「参加したい」が13.5%で市内で最も低い。「参加しようと思わない」が21.9%で市内で宇土地区と並んで最も高い。
福祉・保健・医療サービスについて困っていること	「特にない」が47.8%で、以下「福祉・保健等の制度についての情報が少ない」24.5%、「高齢者またはその家族に対する支援」19.7%の順で高い。
福祉に対する関心度	「ある程度関心がある」が48.9%で市内で最も高い。
ボランティア活動やNPO活動の参加経験	「参加したことがない」が73.0%で市内で最も高い。
ボランティア活動やNPO活動の参加意向	「機会があれば参加したい」が44.5%で市内で2番目に高い。
災害発生時の避難場所の認知度	「知らない」が21.2%で市内で3番目に高い。
行政が特に力を入れるべき地域福祉の施策	「保健・医療サービス」61.7%、「防犯対策の強化」45.3%、「高齢者や障がい者の見守り体制の整備」32.5%、「防災対策の充実」30.3%、「移動手段の充実」28.8%。

【アンケート自由意見（抜粋）】

- ・子どもが支援学校に通っています。学校から就職先を考えてもらえますが、その後のことはさっぱり分かりません。もし仕事が続けられなくなったりした時はどうしたらいいか、いろいろ教えてもらいたいです。
- ・親の介護をしているが、訪問診療できる病院が限られており、医療、福祉が連携している所を増やしてほしい。老人や子どもたちが身近に行けて、入浴、食事等も提供してもらえるような所を緊急避難所にすれば、一人暮らしの人や子どもがひとりで留守をしてもそこに避難するよう伝えることでスムーズに避難出来ると思う。
- ・とにかく花園方面は交通手段に苦慮している。現在は運転できるが免許返納となると病院やら買物やら「のんなっせ」では到底補えないのではと不安になる。
- ・一言で言えば子どもや障がい者・高齢者を思う施策が必要。公共交通機関が少なく老夫婦にとって免許返納をした時の対応を考えれば不安だらけである。もっと住みやすい宇土市を構築してほしい。
- ・60歳～65歳までの少しでも働ける場（パートでもバイトでも可）の職種を幅広く開拓していただきたい。今は整備か清掃しかない。（60歳以前に早期退職し、自分に合ったスキルで少しでも長く楽しい仕事を提供できるようにしていただきたい。）
- ・地域社会の発展は第一に人口増加にあると思う、子育て支援にもっと力を入れるべきである。そして子どもを産める環境整備が必要と考える。そこがないと地域の未来はないと思う。
- ・子どもについての相談（保健センターなど）があるが、基本的には平日しかなく悩んでいたとしても仕事もしくは休んでまで相談すべき事かと相談を止めてしまう人も多いのではないかと思う。気軽にしかも休日も相談できると良いと思う。
- ・高齢者が運転免許証を返納したら買い物や病院など移動にとても困る。タクシーは高いし、もっとその際の補助があったりすると良いと思う。市のバスは週に1回位しか来ていないと思う。
- ・高齢者における地域の支え合い活動の行政の取り組み強化を図ることで地域課題や問題解決が進むのではないかと考える。高齢者利用による地域活動のため今以上の行政の支援を望む。高齢者の人材活用を強く今以上に利用してもらいたい。特に高齢者には職歴の経験や実践から高度な知識を役所人よりも保持されている人がいる。それを活用しない手はないのではないかと考える。

【地区座談会で発表された地域の課題の概要】

●空き家

- | | |
|-------------------|----------------------|
| ・空き家が増えた | ・空き家をリフォームしても誰も住まない |
| ・空き家を更地にするにもお金が高い | |
| ・空き家バンクをもっと活用する | ・宇土市をPRして他県の人に空き家を貸す |

●移動手段

- | | |
|---------------------------------|-----------------------|
| ・タクシーは高い | ・松橋ターミナルがなくなって移動手段がない |
| ・（地域によって）坂が多いので高齢者の方が歩きづらい | |
| ・公民館でのイベントに來れない高齢者の方が多くいる | |
| ・県道付近の方の移動手段がなくなった（産交バスの便が減った） | |
| ・8時台、9時台のバスがなくなって買い物や病院に行けなくなった | |
| ・移動スーパーをもっと増やす | |
| ・車の運転ができる人が誘う（一緒に乗っていきませんか等） | |

●環境整備

- | | |
|-------------|----------|
| ・公園の除草作業が困難 | ・道路が広くない |
|-------------|----------|

●近所付き合い

- | | |
|------------------------|--------------------|
| ・近所付き合いが減ってきている | ・どこまで手を貸していいかわからない |
| ・新しく來た人との近所付き合いが難しい | |
| ・小学生（子ども）の見守りをもっと行っていく | |

●ごみの分別

- | | |
|----------------------------|------------|
| ・新しく地域に來た人でゴミの分別を守れない人がいる | |
| ・ゴミ出しのルールが変わるので難しい | |
| ・カメラを設置する | ・見守る人を配置する |
| ・分別のできていないゴミ袋を写真に撮って回覧板で回す | |

●情報

- | | |
|-------------------------|---------------|
| ・一人暮らしの方の情報共有 | ・情報提供の不足 |
| ・政策が伝わらない | ・安否確認の方法 |
| ・土地勘がない人に対して情報提供をしてほしい | |
| ・防災無線の活用 | ・地区独自のアンケート調査 |
| ・連絡網をつくる（個人情報に対して理解が必要） | |

●将来への不安

- | |
|---------------------------|
| ・これから先に問題が出てくるのが不安 |
| ・カラオケなどの一人でもできる健康対策を行っていく |

●動物（猫）

- ・野良猫に餌をあげる人がいて困っている（おしっこのニオイや、猫が増える）
- ・飼っている猫を外に自由に放し飼いしている人がいる
- ・イラストや写真を使って広報誌に「野良猫にエサをあげない」など周知する

●人とのつながり・担い手

- ・地域のつながりが少ない
- ・若者が少ない
- ・世代間交流の機会を作る
- ・月1回の食事の場
- ・婦人会の維持
- ・役員のなり手がいない
- ・炊き出しの機会を作るいざというときに役立つ
- ・部屋の中（屋内）でできるイベントを開く（熱中症対策）
- ・転入者に対しての接し方が難しい
- ・他地域のイベントに参加（地域食堂など）
- ・近所の人への声かけ
- ・集まりの場を作る

●防犯対策

- ・防犯対策が必要になった（カメラ）
- ・一人暮らしの高齢者を狙った詐欺が増えている
- ・監視カメラの設置
- ・警察の協力 詐欺防止用の電話音声システム（機能）をつける
- ・防犯カメラの設置数が少ない
- ・地域の目を活用する

【座談会の様子】

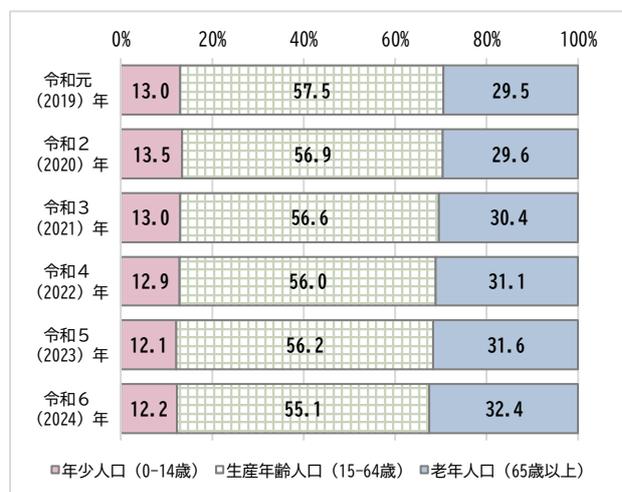
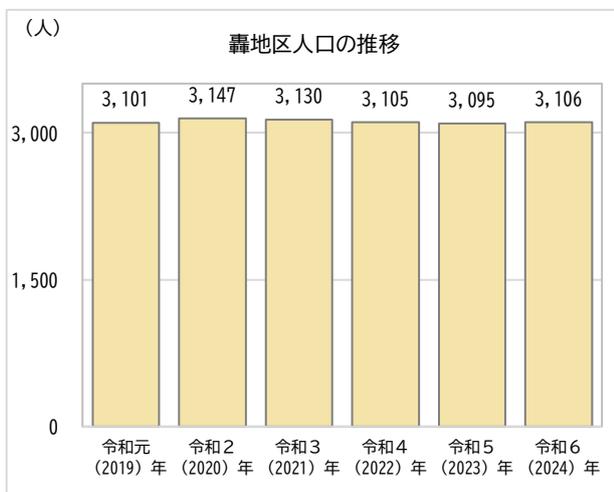


(3) 轟地区

人口は令和2（2020）年まで増加傾向でしたが、令和3（2021）年にやや減少に転じています。人口3区分の構成比は、65歳以上の割合が微増し、生産年齢人口と14歳以下の年少人口が微減傾向を示しています。

「地域福祉計画策定に関するアンケート調査」の結果によると、近所付き合いは「週1～2回程度」と答えた人の割合が市内各地区の中で4番目に高くなっています。ボランティア活動やNPO活動の参加経験は最も高く、参加意向では「機会があれば参加したい」も最も高くなっています。行政が特に力を入れるべき地域福祉の施策としては、「保健・医療サービス」65.9%、「防犯対策の強化」38.5%、「防災対策の充実」30.8%、「情報の積極的な発信と公表」28.6%、「高齢者や障がい者の見守り体制の整備」27.5%、「移動手段の充実」27.5%などが上位に挙げられています。

座談会では、地区の課題として「地域活動への参加」や「近所付き合い」、「移動手段」などに関する意見が多く挙げられました。



出典：第3期宇土市まち・ひと・しごと創生総合戦略

主な項目	主な結果
近所付き合いの程度	「ほぼ毎日」13.2%、「週3～5回程度」13.2%、「週1～2回程度」22.0%でいずれも市内で4番目に高い。
過去1年間での地域活動への参加行事や地域活動に対する今後の参加意向	「参加したことがある」が71.4%で市内で3番目に高い。 「機会があれば参加したい」が47.3%で市内で3番目に高い。
福祉・保健・医療サービスについて困っていること	「特にない」が47.3%で、以下「高齢者またはその家族に対する支援」27.5%、「福祉・保健等の制度についての情報が少ない」20.9%の順で高い。
福祉に対する関心度	「とても関心がある」が27.5%で市内で最も高い。
ボランティア活動やNPO活動の参加経験	「参加したことがある」が34.1%で市内で最も高い。
ボランティア活動やNPO活動の参加意向	「機会があれば参加したい」が49.5%で市内で最も高い。
災害発生時の避難場所の認知度	「知っている」が79.1%で市内で3番目に高い。
行政が特に力を入れるべき地域福祉の施策	「保健・医療サービス」65.9%、「防犯対策の強化」38.5%、「防災対策の充実」30.8%、「情報の積極的な発信と公表」28.6%、「高齢者や障がい者の見守り体制の整備」27.5%、「移動手段の充実」27.5%。

【アンケート自由意見（抜粋）】

- ・いろいろな福祉活動があるようだが、つまるところ、自立精神がないと生きてはいけないと思うので、その点を考えて一日一日を暮らしていかないとと思っている。
- ・子どもがいる世帯ばかりの支援が多い。現役世代や働いている人への支援が乏しい。就職超氷河期世代が見捨てられている。独身で老親を養っている人にサポートがない。

【地区座談会で発表された地域の課題の概要】

●地域活動への参加

- ・地域活動に参加する気持ちがうすい
- ・行事の参加者が少ない
- ・どうしたら人が参加してくれるようになるかわからない
- ・地域の親睦会を行う（わなげなど）
- ・地区でのイベントがあると人が集まりやすくなる 情報交換もできる
- ・現在のリーダー（区長）は、粘り強く信頼を得て協力依頼をするよう努めないとはついて来ない気がする

●近所付き合い

- ・自宅から出てくる人が少ない
- ・近所の付き合いが薄くなっている
- ・高齢化に伴い近所付き合いが希薄になってきている。
- ・地域の親睦会を行う（わなげなど）

●移動手段

- ・高齢者（免許を返納した人）の移動手段が少ない
- ・タクシーを頼んでもなかなかこない
- ・車に乗らなくなったら買い物に行けなくなるのが心配
- ・食品の移動販売があれば助かる
- ・無人販売の促進

【座談会の様子】

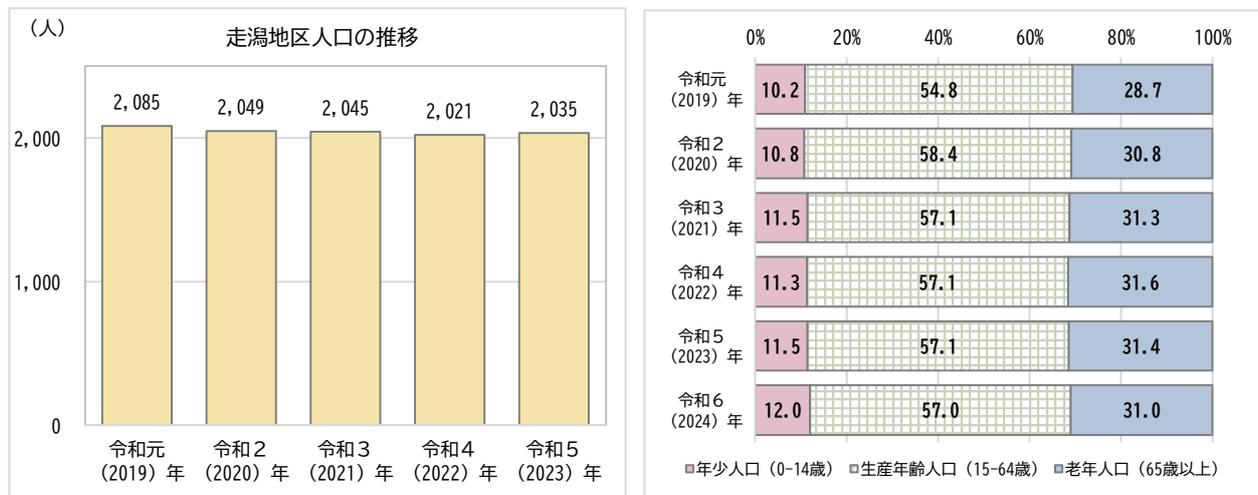


(4) 走潟地区

人口は令和元（2019）年から徐々に減少しています。人口3区分の構成比は、老年人口、生産年齢人口の割合ともに微減傾向、14歳以下の年少人口が微増傾向を示しています。

「地域福祉計画策定に関するアンケート調査」の結果によると、近所付き合いは「月1～2回程度」、参加意向は「機会があれば参加したい」人の割合が最も高くなっています。ボランティア活動やNPO活動の参加経験は市内で3番目に高いですが、参加意向は「参加しようと思わない」も最も高くなっています。行政が特に力を入れるべき地域福祉の施策としては、「保健・医療サービス」56.3%、「防犯対策の強化」39.1%、「防災対策の充実」25.0%、「移動手段の充実」21.9%、「高齢者や障がい者の見守り体制の整備」20.3%などが上位に挙げられています。

座談会では、地区の課題として「移動手段」や「環境整備」、「地域活動」などに関する意見が多く挙げられました。



出典：第3期宇土市まち・ひと・しごと創生総合戦略

主な項目	主な結果
近所付き合いの程度	「月1～2回程度」31.3%で市内で最も高い。
過去1年間での地域活動への参加	「参加したことがある」が68.8%で市内で4番目に高い。
行事や地域活動に対する今後の参加意向	「機会があれば参加したい」が53.1%で市内で最も高い。
福祉・保健・医療サービスについて困っていること	「医療機関が近くにない」が39.1%で、以下、「特にない」31.3%、「福祉・保健等の制度についての情報が少ない」28.1%の順で高い。
福祉に対する関心度	「全く関心がない」が4.7%で市内で最も高い。
ボランティア活動やNPO活動の参加経験	「参加したことがある」29.7%、「参加したことがない」70.3%いずれも市内で3番目に高い。
ボランティア活動やNPO活動の参加意向	「参加しようと思わない」が34.4%で市内で最も高い。
災害発生時の避難場所の認知度	「知らない」が21.9%で市内で2番目に高い。
行政が特に力を入れるべき地域福祉の施策	「保健・医療サービス」56.3%、「防犯対策の強化」39.1%、「防災対策の充実」25.0%、「移動手段の充実」21.9%、「高齢者や障がい者の見守り体制の整備」20.3%。

【アンケート自由意見（抜粋）】

- ・高齢者が抱えている課題に対して、情報発信がなすすぎ。高齢者が抱えている問題のデータ分析を行い、最低限生活に支障のない生活が出来るような市独自の施策を行うべき。誰でも安全、安心、安定した生活が宇土市でできれば、積極的に SNS 等で発信すれば人口増加も期待できるのではないかと考えます。
- ・治安のところにあったが、子どもだけでなく犯罪を防ぐためにも防犯灯を増やしてほしい。宇土本町通り以外は暗すぎる。随分前より防犯灯を地区にも言っているがなかなか実現しない。

【地区座談会で発表された地域の課題の概要】

●ボランティア活動

- | | |
|-------------------|-------------------|
| ・学校の登下校ボランティアが少ない | ・ボランティア活動をする人が少ない |
| ・次の世代へ伝えていく | ・挨拶から始める |
| ・自分でできることを継続する | |

●防災対策

- | |
|------------------------|
| ・防災の意識が低い |
| ・活動する時のリーダーを育成（みんな支える） |

●地域活動

- | | |
|-----------------------|-------------------|
| ・公民館行事に参加が少ない | ・走瀉の情報を全世帯に発信できない |
| ・行事の放送を防災無線で言うことができれば | |
| ・伝達方法を検討する | ・各地区で女性部会を作っていきたい |

●交流の場

- | | |
|-------------------|-------------------------|
| ・中高年世代が集まる場所がない | ・行事ができる建物がない（老人・防災センター） |
| ・公民館を毎日開ける | ・利用料を取らない |
| ・利用したくなるイベントを企画する | |

●近所付き合い

- | |
|-----------------------------|
| ・昔と比べて近所づきあいがなくなった |
| ・若い人にも「住み続けたい」と思ってもらえるまちづくり |

●環境整備

- | | |
|------------|---------------------|
| ・空き家が増えた | ・空き家で草が生えっぱなし |
| ・耕作放棄地が増えた | ・草が伸びすぎて通学時に危ない道がある |
| ・県や市に相談する | |

●移動手段

- ・ 移動販売が欲しい
- ・ タクシー代も高くなっている
- ・ 公民館に行くのが難しい
- ・ (コミュニティバス) 目的地で停まって欲しい
- ・ 移動販売にきてもらう
- ・ 車にいつまで乗れるか心配
- ・ 買い物が不安
- ・ 移動手段の都合で交流ができなくなった高齢者がいる

【座談会の様子】

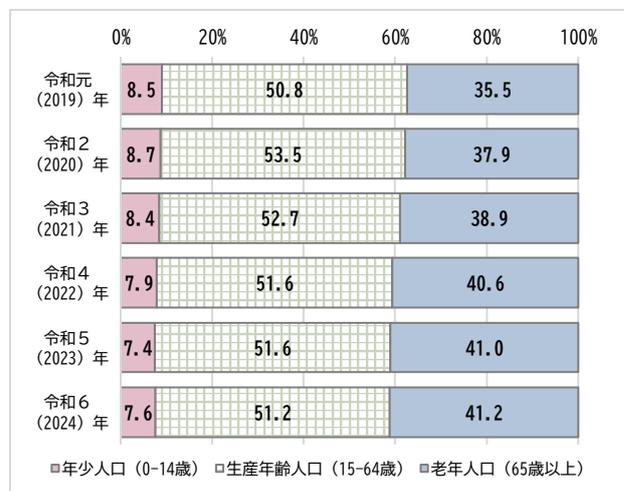


(5) 緑川地区

人口は年々減少していく傾向が認められます。人口3区分の構成比は、65歳以上の割合が増加し、生産年齢人口と14歳以下の年少人口が微減傾向を示しており、高齢化率は令和6（2024）年で41.2%と高くなっています。

「地域福祉計画策定に関するアンケート調査」の結果によると、近所付き合いは「週3～5回程度」の人の割合が市内各地区の中で最も高く、地域活動への参加経験は2番目の高さとなっています。また、今後の参加意向について「参加したい」、「機会があれば参加したい」がいずれも市内で2番目に高くなっています。ボランティア活動やNPO活動の参加経験が「ある」が2番目に高く、参加意向でも「参加したい」が最も高くなっています。行政が特に力を入れるべき地域福祉の施策としては、「保健・医療サービス」51.9%、「防犯対策の強化」40.4%、「防災対策の充実」38.5%、「高齢者や障がい者の見守り体制の整備」34.6%、「情報の積極的な発信と公表」28.8%、「地域を支える人材の育成」28.8%などが上位に挙げられています。

座談会では、地区の課題として「地域の情報」や「交流の場」、「近所付き合い」などに関する意見が多く挙げられました。



出典：第3期宇土市まち・ひと・しごと創生総合戦略

主な項目	主な結果
近所付き合いの程度	「週3～5回程度」が19.2%で市内で最も高い。
過去1年間での地域活動への参加	「参加したことがある」が73.1%で市内で2番目に高い。
行事や地域活動に対する今後の参加意向	「参加したい」23.1%、「機会があれば参加したい」が48.1%で、いずれも市内で2番目に高い。
福祉・保健・医療サービスについて困っていること	「特になし」が57.7%で、以下、「福祉・保健等の制度についての情報が少ない」26.9%、「高齢者またはその家族に対する支援」21.2%の順で高い。
福祉に対する関心度	「あまり関心がない」が13.5%で網津地区と並んで市内で最も高い。
ボランティア活動やNPO活動の参加経験	「参加したことがある」が30.8%で市内で2番目に高い。
ボランティア活動やNPO活動の参加意向	「参加したい」が13.5%で市内で最も高い。
災害発生時の避難場所の認知度	「知っている」が76.9%で市内で4番目に高い。
行政が特に力を入れるべき地域福祉の施策	「保健・医療サービス」51.9%、「防犯対策の強化」40.4%、「防災対策の充実」38.5%、「高齢者や障がい者の見守り体制の整備」34.6%、「情報の積極的な発信と公表」28.8%、「地域を支える人材の育成」28.8%。

【アンケート自由意見（抜粋）】

- ・高齢者との交流の場。特に戦争体験や戦後の食糧難時代の話など小・中学生と会談。
- ・高齢化社会になり、今後の生活が不安です。今は子育てにもお金がいりますが、高齢の親にもお金がいります。年金が少なすぎて、親にも支援が必要です。でも、いざ自分たちが年金暮らしになった時に誰が支援してくれるのでしょうか。子どもたちは子どもたちの暮らしで精一杯だと思います。宇土市でも考えてほしいです。

【地区座談会で発表された地域の課題の概要】

●担い手不足

- | | |
|--------------------|----------------------|
| ・地域の区長などの仕事の担い手がない | ・地域の仕事が人（他人）任せになっている |
| ・年齢順などの仕組づくり | ・みんなが一度地区の仕事を経験する |
| ・人が集まる場・きっかけを作る | ・地域の仕事はみんなで順番に回す |

●地域の情報

- | | |
|-------------------------|--------------------|
| ・おくやみの情報が伝わらない | ・一人暮らしの方の情報が入ってこない |
| ・地区の放送（拡声器）が聞こえない | |
| ・横断的な連絡がなく、近所の状況がわからない | |
| ・緊急時の連絡体制・安否確認の方法がわからない | |
| ・家にいても防災無線が聞き取れないことがある | |
| ・回覧板の活用 | ・連絡網の構築 |
| ・集いの場を設けて情報収集 | ・各家庭に一台タブレットを置く |
| ・各家庭に有線を引く | |

●交流の場

- | | |
|------------------|----------------|
| ・地域の集まりが少なくなっている | ・イベントが少ない |
| ・交流する場が少なくなった | ・高齢の方が休める場所がない |
| ・公民館活動しかやることがない | |
| ・臨時便のバスを出して参加を促す | ・公民館イベントを増やす |
| ・学習センターの整備 | ・保護者・PTAとの連携 |
| ・敬老会と子ども会の連携 | ・校区間の情報共有連携 |

●近所付き合い

- | | |
|-----------------------------------|------------------|
| ・近所付き合いが少ない | ・閉じこもりの人との交流がない |
| ・高齢の方に会いに行っても、耳が遠くコミュニケーションが取りづらい | |
| ・事前に何月何日に行くか伝える | ・朝早く電話やポスティングをする |

●空き家

- ・ 空き家の管理不足 まわりの方も高齢で管理ができない
- ・ 管理したくても人の土地だったり動物が多かったりで、できない
- ・ 保全隊の結成
- ・ 積極的な機械の導入

●移動手段

- ・ スーパーに行くのも大変
- ・ 一人暮らしの方の買い物が不便
- ・ 地域でイベントがあっても移動手段がない人がいる
- ・ 運動も兼ねて歩く
- ・ コミュニケーションも兼ねて近くの家へ停めさせてもらう

【座談会の様子】

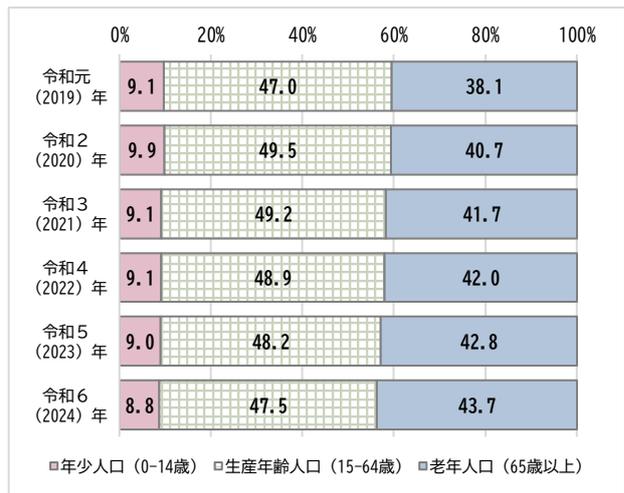
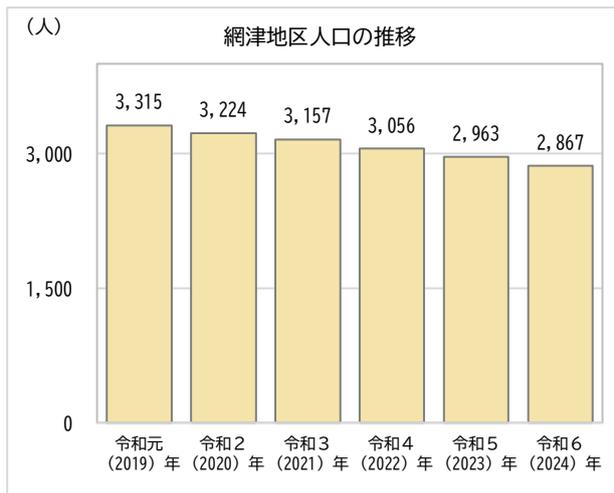


(6) 網津地区

人口は毎年約 90 人程度減少しています。人口3区分の構成比は、65 歳以上の割合が増加し、特に生産年齢人口が減少傾向を示しており、高齢化率は令和6（2024）年で 43.7%と4割を超えています。

「地域福祉計画策定に関するアンケート調査」の結果によると、近所付き合いは「週1～2回程度」の人の割合が最も高く、地域活動への参加経験は「知らないで参加したことがない」、「知っているが参加したことがない」いずれも3番目に低くなっています。福祉に「あまり関心がない」人の割合が緑川地区と並んで市内で最も高く、避難場所の認知度は最も高くなっています。一方、ボランティア活動やNPO活動の参加経験については「参加したことがない」が市内で2番目に高く、参加意向でも「わからない」も3番目に高くなっています。行政が特に力を入れるべき地域福祉の施策としては、「保健・医療サービス」55.4%、「防犯対策の強化」43.2%、「移動手段の充実」32.4%、「高齢者や障がい者の見守り体制の整備」29.7%「防災対策の充実」23.0%などが上位に挙げられています。福祉・保健・医療サービスについて困っていることとしては、「特にない」に次いで「医療機関が近くにない」の割合が高くなっています。

座談会では、地区の課題として「移動手段」や「環境整備・空き家」、「地域の見守り」などに関する意見が多く挙げられました。



出典：第3期宇土市まち・ひと・しごと創生総合戦略

主な項目	主な結果
近所付き合いの程度	「週1~2回程度」が25.7%で市内で最も高い。
過去1年間での地域活動への参加	「知らないので参加したことがない」13.5%、「知っているが参加したことがない」13.5%で、いずれも市内で3番目に低い。
行事や地域活動に対する今後の参加意向	「参加しようと思わない」が14.9%で市内で4番目に高い。
福祉・保健・医療サービスについて困っていること	「特にない」が40.5%で、以下、「医療機関が近くにない」28.4%、「高齢者またはその家族に対する支援」23.0%の順で高い。
福祉に対する関心度	「あまり関心がない」が13.5%で緑川地区と並んで市内で最も高い。
ボランティア活動やNPO活動の参加経験	「参加したことがない」が71.6%で市内で2番目に高い。
ボランティア活動やNPO活動の参加意向	「わからない」が25.7%で市内で3番目に高い。
災害発生時の避難場所の認知度	「知っている」が89.2%で市内で最も高い
行政が特に力を入れるべき地域福祉の施策	「保健・医療サービス」55.4%、「防犯対策の強化」43.2%、「移動手手段の充実」32.4%、「高齢者や障がい者の見守り体制の整備」29.7%、「防災対策の充実」23.0%。

【アンケート自由意見（抜粋）】

- ・インクルーシブな世代間交流の場をつくってほしい。
- ・福祉施策など遠い存在に思える。もう少し身近に感じられるようなものにしてほしい。
- ・これからも老人の一人暮らしが多くなると思うが、どうか老人を守ってほしい。老人あって今の時が過ごせると思っている。私は感謝で毎日を過ごさせていただいている。
- ・防災対策について、家庭に防災無線を付けてほしい。地域によっては付いている所もあり安心だと思う。放送はとても聞きにくくて、しかも雨音が酷い時は全然聞こえない。市役所の人に言ったこともあるが予備がないからと言われた。道路整備も大切だとは思いますが、これから何が起こるか分からない世の中になっている中、命の大切さを言うならば是非ともこういう願いを考える人もいるということも考えてほしい。
- ・台風など災害の時、病気のため避難場所がない。

【地区座談会で発表された地域の課題の概要】

●地域の見守り

- ・一人暮らしの高齢者が増えた
- ・昔ながらの付き合いが防犯上できなくなった
- ・一人暮らしの高齢者の方とコンタクトをとる方法がない
- ・要介護まではいかないが、生活に不便を感じている人がいる
- ・広報配りで声かけ、見守りをする
- ・遠くから見守る（近すぎない）
- ・世話役など地域の役員で取り組む

●防災対策

- ・浸水しやすいエリアがあり、冠水が心配
- ・大雨時の浸水対策が不十分
- ・避難経路の見直し
- ・近年の気象状況を踏まえた整備が必要

●人付き合い

- ・地域コミュニティがなくなってきている
- ・縦横のつながりがない
- ・年上が年下（子どもたち）を助ける
- ・集まって話す機会を増やす
- ・地区の中で頑張ろうとしている人を応援する
- ・自然発生的なリーダーの育成

●担い手

- ・地区ごとの区長などのリーダー不足
- ・区長などのリーダーの補助役を担い手がいない
- ・任せっぱなしにしない
- ・信頼する
- ・どんなことを地区のために行っているか（婦人会など）広げていく
- ・イベントの成功が大切ではなく、準備に参加して若手を育てていくことが大切
- ・参加しやすくなるようなコミュニケーション作り
- ・参加した人が楽しくなる（メリット）ような仕組み作り

●地域の活動

- ・行事に参加する若者が少なくなってしまった
- ・自分たち以外の区がどんなことを行っているかわからない
- ・なかよしクラブで行われている輪投げなど高齢の方が集まれるイベントがもっと増えればいいのに
- ・コミュニケーションをとれる雰囲気づくり
- ・網津（地区）川の価値に注目する
- ・住民同士が参加できるイベントをする

●交流の場

- ・集まる場所がない
- ・子ども達が遊ぶ公園がない

●環境整備・空き家

- ・道路沿いの草木の維持管理が大変
- ・通学路の草木が伸び放題で、学生が心配
- ・地域の高齢化のため、除草作業をすることが難しくなっている
- ・空き家が多くなり、人の土地の為、勝手に草木を切るなどできず荒れている
- ・市役所と連携して対応する
- ・空き家バンクを活用する
- ・相続管理をしっかりとる
- ・要望する（行政に）

●移動手段

- ・車がないと生活できない
- ・移動手段がない
- ・車が運転できない高齢者の移動手段がない
- ・坂が多くてシニアカーの運転が心配
- ・買い物に自力で行けない人がいる
- ・買い物が大変
- ・乗合タクシーのエリアが狭い
- ・免許返納後の交通手段がない
- ・車を使わず行ける範囲に買い物をするとところがない
- ・免許を返納された高齢の方で、住んでいる地区に知り合いがいないため移動手段がなく困っている
- ・移動手段がないため、近所のお店が潰れてしまったらとどうしようかと不安
- ・近所付き合いの中でお手伝いする
- ・乗合タクシー
- ・コミュニティバスを使いやすくする
- ・タクシー代の補助をする
- ・病院に行きやすくしてほしい
- ・配食サービスの有効活用
- ・タクシーが安くなればいい
- ・動くことも大切（リハビリになる場合も）
- ・移動販売の需要があるかアンケートを取る
- ・のりのり号は時間制限はないが、エリアが決められている

【座談会の様子】

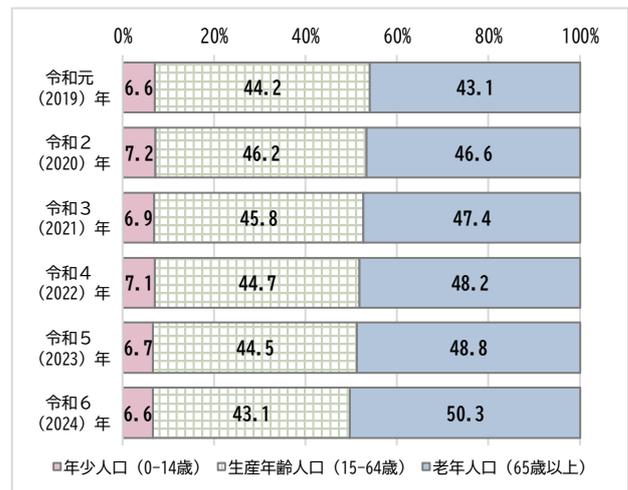
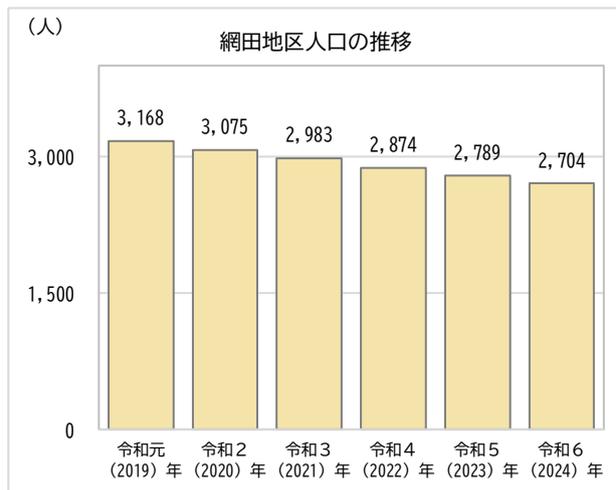


(7) 網田地区

人口は毎年約 90 人程度が減少しています。人口 3 区分の構成比をみると、65 歳以上の割合は年々増加し、市内各地区の中で最も高く、令和 6 (2024) 年には市内で唯一 50% を超えています。また、年少人口の割合は、市内各地区の中で最も低く、少子高齢化が進んでいます。

「地域福祉計画策定に関するアンケート調査」の結果によると、近所付き合いは「ほぼ毎日」の人の割合が市内各地区の中で最も高く、地域活動への参加経験や今後の参加意向も市内で最も高くなっています。避難場所の認知度は 2 番目に高くなっています。ボランティア活動や NPO 活動の参加経験については「ある」が 4 番目、参加意向も「参加したい」が 2 番目に高くなっています。行政が特に力を入れるべき地域福祉の施策としては、「保健・医療サービス」54.1%、「防犯対策の強化」36.1%、「移動手段の充実」31.1%、「防災対策の充実」26.2%、「高齢者や障がい者の見守り体制の整備」24.6%、「情報の積極的な発信と公表」24.6%などが上位に挙げられています。福祉・保健・医療サービスについて困っていることとしては、「医療機関が近くにない」の割合が最も高く、54.1%を占めています。

座談会では、地区の課題として「ごみ出し」や「移動手段」、「環境整備」などに関する意見が多く挙げられました。



出典：第3期宇土市まち・ひと・しごと創生総合戦略

主な項目	主な結果
近所付き合いの程度	「ほぼ毎日」が24.6%で市内で最も高い。
過去1年間の地域活動への参加 行事や地域活動に対する今後の参加意向	「参加したことがある」が78.7%で市内で最も高い。 「参加したい」が39.3%で市内で最も高い。
福祉・保健・医療サービスについて困っていること	「医療機関が近くにない」が54.1%で、以下、「特にない」26.2%、「高齢者またはその家族に対する支援」23.0%の順で高い。
福祉に対する関心度	「とても関心がある」18.0%、「ある程度関心がある」47.5%で、いずれも市内で2番目に高い。
ボランティア活動やNPO活動の参加経験	「参加したことがある」が29.5%で市内で4番目に高い。
ボランティア活動やNPO活動の参加意向	「参加したい」が11.5%で市内で2番目に高い。
災害発生時の避難場所の認知度	「知っている」が80.3%で市内で2番目に高い。
行政が特に力を入れるべき地域福祉の施策	「保健・医療サービス」54.1%、「防犯対策の強化」36.1%、「移動手段の充実」31.1%、「防災対策の充実」26.2%、「高齢者や障がい者の見守り体制の整備」24.6%、「情報の積極的な発信と公表」24.6%、「地域を支える人材の育成」24.6%。

【アンケート自由意見（抜粋）】

- ・老人が気軽に集まれる機会の提供。老人会等の結成・育成。
- ・私の住む地域では買い物をするお店が近くになく車で20分かけて買い物に行っている。現在は家族で助け合い生活出来ているが、10年後20年後に親世代が車を手放した後どのように生活していくのかを考えると親元を離れられない。移動スーパーや地元の小さなお店を支援する制度を作っていただきたい。
- ・将来生活を継続する上で、運転免許返納後の移動手段の確保と訪問診療の充実に不安がある。
- ・生活が苦しい家庭の子どもになるべく子ども食堂など利用してほしいという話を聞いたことがある。チラシなどを配っても生活に困っていない家庭の子は来るが、困っている子はなかなか来ないとの事。無料で食事を出している所もあるので、そういう情報が必要な人に届いてほしい。
- ・長浜には公園が一つもない。子どもたちが遊べる場所がない。

【地区座談会で発表された地域の課題の概要】

●防災対策

- ・災害時の避難が難しい
- ・歩いて避難するのが大変
- ・連絡体制の構築
- ・事前に周知・啓発する

●担い手不足

- ・地区の行事に参加する人が減ってきた
- ・人手不足
- ・行事の数を減らす

●ごみ出し

- ・ゴミ出しのルールを守らない人がいる
- ・ゴミ出しルールブックの字が小さく、高齢の目の悪い人が読みづらい
- ・「ゴミ出しルールが難しい」と、ゴミ出せずに溜め込んでいる高齢の方がいる
- ・高齢の方にはゴミ出しルールが難しい
- ・高齢の方で、家のすぐ近くにゴミ捨て場があるが隣の地区のごみ捨て場のため、坂の上にある自分の地区のゴミ捨て場に持っていつている
- ・ゴミ出しルールブック自体を作り直し
- ・ルールの簡素化
- ・ゴミ出しルールブックをもっとわかりやすくする
- ・クリーンセンターを日曜日に開けるといい
- ・地区の垣根を越えてゴミを出せるようにする

●交流の場

- ・子どもの安全な遊び場がない

●近所付き合い

- ・近所付き合いが少なくなっている
- ・世代間交流ができる場所
- ・物事を頼める環境づくり
- ・集まって食事ができる場所を作る

●環境整備

- ・道路の白線が消えかかっている、夜の運転など危ない道がある
- ・高齢者が多く、草刈り機を使える人がいないため草木が伸び放題
- ・白線を引く
- ・国交省に申請
- ・若者を雇う
- ・他所の地区から人を借りる（ギブアンドテイク）

●移動手段

- | | |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none">・買い物と病院に行くのが不便・近所のお店が潰れるかもしれないと不安・移動販売を増やす・広域に移動できる体制を作る・金銭的負担の少ない交通機関を整備する・イベント時に臨時のバスを出す・しとらすを活用した地域食堂を始めよう | <ul style="list-style-type: none">・免許証を返納した後、買い物が不安・近所のお店が閉店して近場に買い物ができない・宅配サービスの充実・ライドシェアを整備する・乗合タクシーを充実させる・年金前食堂を開催する・老人センターの送迎バスを利用する |
|---|--|

●空き家

- | | |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none">・空き家が多い・リフォームして若者に貸す・更地にする | <ul style="list-style-type: none">・「空き家バンク」を知らない人も多い・隣にやる |
|--|--|

【座談会の様子】



第3章 基本目標ごとの課題と施策の方向性

1. 地域で支え合うまちづくり

関連するSDGs



(1) 現状と課題

前章の現状のとおり、本市では少子高齢化が進むとともに、核家族や一人暮らし世帯、高齢者のみ世帯など人員の少ない世帯が増加しています。

今後は、高齢者の増加など支援を必要とする方々が増加するだけでなく、15～64歳の生産年齢人口が30年間で6,792人減少することが予測されています。このことは、現状でも介護人材だけでなく多くの業種での人手不足が深刻化してきている中で、地域の高齢者をはじめとする、支援を必要とする人を支える人たちの確保が、大きな課題となっていくことを示唆しています。

令和6（2024）年の高齢化率は、市全体では31.7%ですが、緑川地区・網津地区は40%台、網田地区では50%台である一方、花園地区・宇土地区では20%台にあるなど、地域ごとに大きな差が認められます（33～56ページ参照）。

また、アンケート結果からは、地域ごとに近所付き合いの程度が大きく異なり、網田地区・轟地区・緑川地区・網津地区は比較的顔の見える関係が保たれていますが、花園地区・宇土地区では約40%の人が「近所の人との付き合いはほとんどしていない」と回答しています（20ページ参照）。

地区座談会の結果をみると、「ゴミ出しのマナーが悪い」、「どこまで手助けをしていいかわからない」、「地区の仕事の担い手がいない」などの意見が挙げられました。また、過疎化が進む地域では、「空き家が増えている」、「草刈りなどの環境整備を行える若者がいない」、「地区の行事に参加する人がどんどん減っている」など地区の高齢化や人口減少による不安のほか、買い物等の移動手段、医療面での不安なども多く挙げられました。

少子高齢化や核家族化の進行による一人暮らしや高齢者のみ世帯の増加、人口減少が引き起こす様々な問題の表面化、地域のつながりの希薄化など、市民の抱える福祉ニーズが多様かつ複雑化してきています。

(2) 今後の取組

ア) 福祉の意識づくりと権利擁護の推進

アンケート調査の結果によると、福祉に関心がある市民の割合は61.7%となっており、令和元（2019）年調査と比べて5.2ポイント増加しています。年齢階層別にみると、おおむね年齢階層が高くなるにしたがって関心がある人の割合が高くなる傾向にあり、30歳代では「関心がある」は49.5%と他の年代と比べ最も低くなっています。また、地域福祉に関する課題に対して、住民同士の助け合いや支え合いについては、市民全体の82.9%が必要だと考えている結果となっていますが、この割合は令和元年度の結果と比べ5.5ポイント減少しています（26～27ページ参照）。

このように、福祉に対する関心は高まっているにも関わらず、地域福祉に関する課題に対して、住民同士の助け合いや支え合いが必要と考える割合は逆に低くなっているという傾向にあります。住民全体が支え合いながら地域を活性化していくことで、福祉の意識づくりは相乗的に高まります。地域の行事に参加する、顔の見える関係を構築していく、今、自分ができることをできる範囲で行動する、その積み重ねが地域をつくり、地域の活性化につながっていきます。

地域福祉を支えていくのは市民一人ひとりであり、ある場面では支える側にもなり、またある場面では支えられる側にもなるという双方の側面を持っています。

そのため、誰もが地域の一員であり、地域の主役であるという認識を広げるとともに、すべての市民があらゆる人を分け隔てなく受け入れ尊重できるよう、市民の方々と協働し、心のバリアフリーと多様性への理解促進の取組を推進します。

「住民やその家族」ができること

- まずは、隣近所であいさつや声かけを行い、隣近所との関わりを持ちましょう。また、地域に根付いている祭りや行事などに積極的に参加することで地域のことを知り、地域への愛着を高めましょう。
- 性別や年齢、障がいの有無、国籍などにかかわらず、お互いを思いやり、お互いを尊重するように努めましょう。
- 日常生活を営む上で必要な援助を素直に声に出し、助けられ上手になるよう努めましょう。

「地域」の中でできること

- 高齢者や障がい者に限らず、人間関係を築き、みんなが明るく暮らせる地域づくりを目指しましょう。
- 子育て中の人や引きこもりの人など、課題を抱えているが地域の人が気づきにくい人たちを地域で見守り、手助けできる環境づくりを進めましょう。
- 地域で人権を侵害するような状況を発見した際は、関係機関と連携し、迅速かつ適切に対応しましょう。

「社会福祉協議会」が取り組むこと

- 7地区社協と連携し、各地域の取組に幅広い年代が参加しやすくなるよう支援します。
- 児童・生徒、その他市民への福祉に関する教育を通じて、福祉的理念の普及に取り組みます。
- 地域福祉権利擁護事業による福祉サービスの利用援助を行い、判断能力が不十分な方の生活・権利を守ります。また、成年後見制度の普及啓発、利用促進に取り組みます。

「行政」が取り組むこと

① ライフステージに応じた福祉に関する教育の充実

- 次世代の地域福祉を担う子ども達をはじめ、市民一人ひとりの福祉に対する意識の高揚や福祉に対する正しい理解、人権意識等を深めるため、学校教育や社会教育などの関連機関と連携し、ライフステージに応じた福祉に関する教育の充実に取り組みます。

【関係部署】 健康福祉部各課、教育委員会各課

② 学校・家庭・地域が一体となった教育の推進

- コミュニティスクールを推進することで、学校と家庭、地域が目標を共有し、学校・家庭・地域社会が一体となった「地域とともにある学校」づくりに努めます。

【関係部署】 学校教育課、生涯活動推進課

③ 障がい者問題に関する広報・啓発活動

- 障がい者への理解を深めるため、障がい者週間での啓発ポスターの掲示や講演会の開催、障がい者差別解消を目的とした広報など、あらゆる機会を通じた障がい者問題に関する広報・啓発活動を推進します。

【関係部署】 福祉課、生涯活動推進課

④ 「地域の子どもは地域で育てる」という意識の高揚

- 「地域学校協働活動推進事業（地域学校協働活動推進員配置事業）」や「地域学校協働活動推進事業（放課後子供教室推進事業）」による地域住民と子どものふれあいを通して、「地域の子どもは地域で育てる」という意識の高揚を図ります。

※【地域学校協働活動推進事業（地域学校協働活動推進員配置事業）】学校の要望を聞き、地域の方々に協力いただきながら、学校・地域・行政が協力して、児童への体験活動などの支援を行っています。また、推進委員会や学校運営協議会に参加し、学校・地域との意見交換を行うなど、情報連携を行い、「地域の子どもは地域で育てる」という意識共有を図っています。

※【地域学校協働活動推進事業（放課後子供教室推進事業）】網田小学校にて、週2回、水曜日に学習中心の「学びタイム」、金曜日に遊び・体験活動中心の「ふるさとタイム」を実施しています。

【関係部署】 生涯活動推進課、学校教育課

⑤ 地域ボランティアによる子どもの健やかな育成支援

- 学校支援活動を通じて、地域と学校の連携・協働による子どもの健やかな育成支援に取り組みます。

【関係部署】 生涯活動推進課、学校教育課

⑥ 地域の体験・交流活動の充実

- 放課後子供教室、通学合宿など、地域の異なる年齢の人との学習活動や体験・交流活動を通して、子どもたちが地域の中で心豊かで健やかに育まれる環境づくりを推進します。
- 「地域の子どもは地域で育てる」という考えのもと、地域住民との関わりを通じて子どもの居場所づくりを進め、地域への愛着や郷土に誇りを深める機会をつくります。

【関係部署】 生涯活動推進課、中央公民館

⑦ 地域福祉活動への参加促進に向けた情報提供

- 地域福祉活動への参加促進に向け、関係機関と連携して情報提供を行います。
- 若い世代の参加促進を目的としたLINE（ライン）やFacebook（フェイスブック）などSNS（ソーシャルネットワーキングサービス）による情報発信をさらに充実します。

【関係部署】 福祉課、まちづくり推進課

⑧ 成年後見制度や地域福祉権利擁護事業の利用促進

- 判断能力が十分でない認知症高齢者や知的障がい者、精神障がい者などに対して、福祉サービスの利用や金銭の管理についての支援を行い、成年後見制度や地域福祉権利擁護事業の利用の促進を図ります。
- 高齢者の増加に伴い、今後一人暮らしや身寄りのない高齢者、認知症高齢者の増加も予想され、財産の管理や日常生活等に支障がある人たちの権利擁護支援のニーズは高まっており、地域社会全体で支えていくことが大きな課題となっています。この点については、第4章で「第2期宇土市成年後見制度利用促進基本計画」を策定し、この計画に基づいて取組を推進していくこととします。

【関係部署】 福祉課、高齢者支援課

イ) 地域における支え合いとボランティア活動の促進

市民のボランティア活動への参加意欲を高めるために、宇土市社会福祉協議会と連携し、地域福祉の担い手となるボランティアリーダーを育成しています。また、現在活動しているボランティア団体等の運営を支援していますが、より多くの市民の方に参加してもらうためには、さらなる工夫が必要です。

地域における困りごとが多様化し、支援を必要とする方々が増加する中、地域ではちょっとした手助けや様々な支援ニーズに対応した多様な担い手が求められています。そのため、今後は市民にボランティア活動等に興味を持ってもらうような工夫と、市民のボランティア参加の機会を増やすため、ターゲットとなる人の性別や年齢層、都合に合わせた活動内容の工夫などの取組を推進していきます。

「住民やその家族」ができること

- 地域社会の一員として、無理なくできることを、できる範囲で、ボランティア活動に参加するとともに、地域で支え、支えられる関係をつくりましょう。
- 興味のある活動に参加して、そこから少しずつ人とのつながりを増やしていきましょう。

「地域」の中でできること

- 日常的なあいさつから始まる声かけ、安否確認などの交流を活発にしましょう。
- 民生委員・児童委員等の役割を理解し、その活動を積極的に活用するとともに、地域の支え合いに必要となる情報交換に努めましょう。

「社会福祉協議会」が取り組むこと

- ボランティアをしたい方、ボランティアによる支援が必要な方のニーズを汲み取り、適切な情報提供を行うとともに、参加希望者が増えるよう仕組みづくりを検討します。
- ボランティアの掘り起こしや人材育成、組織化に努めるとともに、顔が見える関係づくりに取り組みます。
- 地域での日常的な見守りと合わせた支援体制の充実が図れるよう、生活応援ボランティア事業の普及啓発に努めます。

「行政」が取り組むこと

① 地域住民相互の助け合い意識の向上

- 地区の民生委員や地域からの情報提供をもとに、高齢者や障がい者を対象とした災害時避難行動要支援者名簿を整備し、民生委員や行政区長等に配布しています。このことは、災害発生時の支援だけでなく、平常時においても民生委員による定期的な訪問や、見守り活動に有効です。さらなる要支援者名簿の充実のため、広報等で周知します。

【関係部署】 福祉課、高齢者支援課

② 地域の特徴に応じた交流の場づくりの推進

- 関係機関と連携し、地域住民が、属性や世代の垣根を超えて地域の様々な人と気軽に関わり、安心して過ごすことのできる場づくりを推進します。
- コミュニティ活動の場、地域住民の交流の場として利用されている自治公民館、コミュニティセンター、集会施設、各種体育施設及び公園などを整備し、地域の特徴に応じた交流の場づくりを推進していきます。
- 社会体育施設の整備及び維持管理の取組として、利用者が安心安全に利用できるよう施設環境の整備を実施します。関係団体と連携したイベント開催の取組として、NPO法人うとスポーツクラブ、市スポーツ推進委員や市体育協会と連携し、市民の健康増進と体力づくりを推進していくとともに、スポーツを通じて市民交流の機会を提供し地域活性化を図ります。
- 中央公民館及び各地区公民館において、成人講座や生涯学習講座を実施し、人権や健康などの分野について学習する機会を提供します。

【関係部署】 福祉課、生涯活動推進課、中央公民館

③ 民生委員・児童委員の活動支援の推進

- 民生委員・児童委員が地域住民の身近な相談相手として活動できるように、宇土市社会福祉協議会や宇土市地域包括支援センターなどの関係機関との情報交換を積極的に行います。また、民生委員・児童委員が抱える困難事例に対しての庁内関係部所との協力体制を強化し、活動支援を推進します。
- 民生委員・児童委員の活動しやすい環境の整備や担い手確保に向けて、地域住民に対し、民生委員・児童委員活動の重要性の周知・啓発等に取り組みます。

【関係部署】 福祉課

ウ) 課題を早期発見・早期対応できる地域づくり

地域では潜在的に課題を抱えている方がいる一方で、それが顕在化しにくい等の問題があることが地域の座談会の中でも指摘されています。

高齢者・障がい者・子どもへの虐待、ひきこもり、認知症高齢者の行方不明、孤立死など、地域で起こりうる様々な問題や、制度の狭間にある方が抱えている潜在的な問題について、その予防や早期発見・早期対応ができるよう、地域での連携体制を構築し、専門機関にかかる前に解決できるよう地域の仕組みづくりを進めます。

「住民やその家族」ができること

- 地域社会の一員として、隣近所との関係を構築しながら、地域で支え、支えられる関係をつくりましょう。

「地域」の中でできること

- 地域での孤立を防ぐため、日常的なあいさつや声かけなどを通して、変化に気付く関係をつくりましょう。
- 民生委員・児童委員や行政区長等の役割を理解し、その活動を積極的に活用するとともに、早期発見・早期対応に向けた地域で見守る体制づくりの基本となる情報交換に努めましょう。

「社会福祉協議会」が取り組むこと

- 属性や世代を問わず包括的に相談を受け止め、各分野の専門機関と連携しながら早期対応ができる仕組みづくりに努めます。また、地域の各種団体等と情報交換を行いながら、潜在している地域課題の把握に努めます。
- アウトリーチにより地域を巡回し、潜在している課題の把握に努めます。

※【アウトリーチ】：積極的に対象者のいる場所に出向いて働きかけることを意味します。

「行政」が取り組むこと

① 地域における支え合い・見守り体制の構築

- 高齢者や、障がい者、子どもの貧困や虐待といった家庭環境等に起因する問題や、自殺や孤立死など社会的孤立等が原因となる問題を発生させないための予防、あるいは地域の潜在的な問題や新たな課題、それらに対応する社会資源の状況などについて実態把握等を行うため、民生委員・児童委員、地域包括支援センター、宇土市社会福祉協議会等のほか、地域の縁側等を実施する地域団体や、地域を巡回する民間事業者などと連携・協議し、アウトリーチの視点も踏まえた、地域における支え合い・見守り体制の構築を進めます。

【関係部署】 健康福祉部各課

② 認知症施策に関する普及啓発及び支援体制の充実・強化

- 住み慣れた地域で仲間等とつながりながら、希望を持って自分らしく暮らし続けることができるよう、幅広い世代に対して「新しい認知症観」に関する正しい知識や情報の普及・啓発を実施するとともに、広域的な視点で認知症の方やその家族を支える仕組みづくりと、早期発見・早期診断に向けた支援体制の充実・強化を図り、認知症予防を重視した施策を進めます。

※【新しい認知症観】：共生社会の実現を推進するための認知症基本法（令和5（2023）年法律第65号。以下「基本法」という。）が、令和6（2024）年1月に施行され、基本法に基づく政府の認知症施策推進基本計画（以下「基本計画」という。）が同年12月に閣議決定されました。基本計画には、認知症になったら何もできなくなるのではなく、認知症になってからも、一人一人が個人としてできること・やりたいことがあり、住み慣れた地域で仲間等とつながりながら、希望を持って自分らしく暮らし続けることができるという考え方です。

【関係部署】 高齢者支援課

【取組指標】

取組指標	第5期計画	
	【実績】	【目標】
	令和6（2024）年度	令和12（2030）年度
福祉ボランティア連絡協議会加入団体数	10 団体	12 団体
地区公民館等利用者数 （中央公民館+7地区公民館）	46,354 人	47,000 人



2. 必要なサービスが受けられるまちづくり

関連するSDGs



(1) 現状と課題

地区座談会やアンケートの自由回答において、「ドアを閉めて連絡がとれない、困っていても限界まで助けを求めない」、「ごみの捨て方がわからず自宅にため込んでいる高齢の方がいる」、「要介護とまではいかないが、生活に不自由を感じている方がいる」など、支援を必要としている人たちが地域に多数存在していることが指摘されています。

また、認知症への対応、発達障がいや医療的ケアが必要な子どもたちの増加、生活に困窮している人たちや複合化した生活課題を抱える人たちの早期発見や総合的な支援といった課題が顕在化してきています。

そのため、本市では市民の保健・医療・福祉サービスのニーズに的確に対応し、地域の中で誰もがその人らしく暮らせるよう、市、社会福祉協議会、サービス提供事業者それぞれの専門性を生かし協働することにより、支援を必要とする人が必要なサービスを受けられる体制づくりを進めていく必要があります。

(2) 今後の取組

ア) 福祉サービス提供体制の基盤づくりと情報提供の充実

福祉サービスの提供体制、なかでも「公助」の機能を最大限に発揮するためには、行政の積極的な取組が不可欠です。市民の安全や安心を確保し、支援を必要とする人へのセーフティーネットを構築することが市の基本的な役割となります。このため社会福祉や保健などの法律を基軸とした国や県の支援を受け、市や社会福祉協議会、支援機関のネットワークを構築し、必要な人への的確なサービスを提供できる体制づくりを進めていきます。

「行政」が取り組むこと

① 支援を必要とする人が必要なサービスを受けられる体制づくり

●支援を必要とする人が必要なサービスを受けることができるよう、地域のニーズに合わせた適切なサービスを宇土市社会福祉協議会、民生委員・児童委員、ボランティアなどの地域福祉団体との連携強化を図りながら体制整備を進めます。

【関係部署】 健康福祉部各課

② 福祉サービスへの新規参入者への情報提供

●事業者から新規立ち上げの問合せがあった場合の情報提供など、新規事業者が福祉サービスに参入しやすいよう、情報提供に努めます。

【関係部署】 健康福祉部各課

③ 育児相談や情報提供をうける場の設置

- 地域全体で子育て支援を行うため、子育てコンシェルジュによる育児の相談や情報提供を受ける場を設け、地域の子育て家庭に対する育児支援を進めます。
- 子育ての援助を受けたい人と、援助を行いたい人が会員となり、お互いが助け合う会員制の相互援助組織であるファミリーサポートセンター事業の充実を図ります。
- 身近な地域での育児不安に関する相談・指導體制の充実を図るため、地域子育て支援センターやつどいの広場を実施します。また、出張つどいの広場を週1回長浜福祉館で実施します。
- 子ども家庭支援員を配置し、家庭における児童養育に関する問題等に対し、専門的な相談指導を行います。
- 妊産婦を対象とした実情の把握、妊娠・出産、子育て、DV等の相談全般から専門的な相談対応や必要な調査を行います。
- 産後ケア事業を実施し、産後も安心して子育てができる支援体制を確保します。
- 健康相談（育児相談）及び子育て心理相談を実施します。

【関係部署】 こども家庭センター、子育て支援課、健康づくり課

④ 地域包括支援センター等の連携による情報のバリアフリー化

- メディア等の活用が困難な市民に対して、市民間の情報格差の解消に向けた、情報のバリアフリー化に、地域包括支援センターや民生委員・児童委員等との連携を強化して取り組みます。
- 地域包括支援センター、民生委員・児童委員等と連携し、メディア等の活用が困難な市民に対し、情報の提供を行います。
- 地区社会福祉協議会や民生委員会、地区敬老会等に地域包括支援センターが出向き講話等を行い、情報共有、提供を行います。

【関係部署】 高齢者支援課

イ) サービスの質の確保及びサービス調整機能の充実

サービスの質を確保していくためには、「気軽にいつでも相談できる窓口があること」、「迅速に対応できる相談体制とサービス提供体制を構築すること」、「十分な内容と量のサービスを確保すること」、「利用者の選択権と決定権が保障されていること」、「不服の申立てがしやすいこと」、「専門性の高い研修を受けた職員等を配置していること」が必須となります。このような原則を念頭に置いて、専門的かつ複合的なサービスニーズにも対応できるよう、相談窓口の体制強化を図るとともに、関係機関との連携のもと、地域にある人的、物的、技術的資源を組み合わせ、適切に連携ができる体制を整備していきます。

「地域」の中でできること

- 事業者に関する情報や苦情対応についての情報を共有しましょう。

「社会福祉協議会」が取り組むこと

- 専門的かつ複合的な課題がある方に対し、適切なサービスを選択し提供されるよう情報提供及び関係機関との連携強化に努めます。
- 判断能力が不十分な方に対し、地域福祉権利擁護事業による福祉サービスの利用援助、成年後見制度へのつなぎを行います。
- 成年後見制度における法人後見機関として、支援が必要な方が地域の中で安心して生活できるように体制を整備していきます。

「行政」が取り組むこと

① 多様な職種や機関との連携・協力による包括的なサービス提供の推進

- 支援が必要でありながら既存の制度の対象とならない人、いわゆる「制度の狭間の問題」にも対応できるよう、相談窓口の体制強化を図るとともに、関係機関との連携のもと、地域にある人的、物的、技術的資源を組み合わせ、適切に連携ができる体制を整備していきます。
- 福祉サービス事業者に対し、第三者評価の実施と結果の公開を促すとともに、成年後見制度や地域福祉権利擁護事業、さらには苦情解決制度の周知を図り、適切なサービス利用を促進するとともに、迅速な問題解決を図ります。

【関係部署】 健康福祉部各課

② あらゆる媒体を活用した情報提供

- 福祉サービスに関する様々な制度やサービスに関する情報が、サービスを必要とする人に的確に伝わるよう、また、より多くの市民が福祉行政を理解できるようあらゆる媒体を活用した情報提供に取り組みます。
- 子育てに役立つ情報等を1冊にまとめた子育てガイドブック「健やか宇土っ子」を作成しており、市関係窓口での配布だけでなく、スマートフォン、パソコン等での情報提供、その他市ホームページでの各種子育て支援に関する情報提供に努めていきます。
- 妊産婦に対して、母子手帳交付時に子育て支援に関する制度について分かりやすく説明していきます。

【関係部署】 健康福祉部各課

③ 各種福祉サービスの適切な運営等のための指導・監査等の充実

- 各種福祉サービスについて、利用者が主体的に活用できるよう、適切なサービスの提供に努めます。
- 福祉サービス事業者に対し、法律に則った適切な運営がなされるよう監査・指導を行います。

【関係部署】 健康福祉部各課

ウ) 住民等によるインフォーマルサービスの促進

地域におけるつながりの希薄化が進み、住民が抱える困りごとが潜在化していることが多く見受けられます。このことから、地域で活動する団体等の支援や地域の方々が相互に交流できるような環境づくりを行い、住民同士の支え合いの力を育むことが必要です。

地区座談会では、行政区長や役員の担い手不足、地域婦人会の会員不足、単位老人クラブの役員のなり手不足など、人材不足や組織自体の存続が危ぶまれていることを指摘する意見が挙げられています。

引き続き、地域福祉の推進に取り組む団体等の活動支援を進めるとともに、支え合いの地域づくりに向け、新たな活動を始めやすい環境の整備に努め、住民等による主体的な活動を促進することで、「他人事」を「我が事」に変える取組を推進します。

「住民やその家族」ができること

- 地域の交流の場に積極的に参加する機会を持ちましょう。

「地域」の中でできること

- 住民同士の支え合いの力を育むことを意識し、地域の交流の場や機会を積極的につくるよう努めましょう。
- 地区単位で茶話会等を開いて、地区の現状を定期的に話し合い、隣近所など小さな単位から見守り体制の構築を進めていきましょう。

「社会福祉協議会」が取り組むこと

- 地域住民が抱える課題に対応するため、生活応援ボランティアの充実を図ります。また、市民がボランティア活動に参加しやすい取り組みを実施します。
- 赤い羽根共同募金配分金を活用し、地域福祉の推進に取り組む団体等に対して、活動費の一部を助成するなど活動の後方支援を行うとともに、各種助成事業の情報提供に努めます。

「行政」が取り組むこと

① 支えあう地域づくりに向けた支援

- 支えあう地域づくりに向け、地域団体による住民同士のつながりや支え合いを広げる取組や場の設置に対し支援を図っていきます。

【関係部署】 福祉課

【取組指標】

取組指標	第5期計画	
	【実績】	【目標】
	令和6（2024）年度	令和12（2030）年度
地域子育て支援拠点事業の実施数	4箇所	8箇所

※地域子育て支援拠点とは、子育て中の親子が気軽に集い、相互交流や子育ての不安・悩みを相談できる場を提供する場です。

3. 心身ともに健やかに暮らせるまちづくり

関連するSDGs



(1) 現状と課題

アンケート調査結果では、子どもに関する福祉、障がい者に関する福祉、高齢者に関する福祉において、行政が特に力を入れるべき施策の第1位は「保健・医療サービスの充実」(57.6%)となっているほか(31ページ参照)、自由回答にも障がいがある人の通院や就職について不安視する声や、医療と福祉の連携を望む声が挙がっています。

心身の健康に関わる取組としては、「障がい者プラン」や「宇土市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」等、本市の各所管課が個別計画をそれぞれ策定し、取り組んでいるところです。これら個別計画においても、地域福祉は最も基本的な考え方として位置づけられており、庁内の各部署が連携を図りながら地域全体で取り組む健康づくりを推進していきます。

(2) 今後の取組

ア) 地域における健康づくり・介護予防・生きがい活動の促進

市の各課は、個々の分野における専門的な立場で業務を遂行しています。これらの部署は個別相談に対して他機関と連携することによりチームアプローチができる専門職集団であり、各部署、宇土市社会福祉協議会、民間事業者、地域の支援者と連携し、心身ともに健やかに暮らせるまちづくりのための取組を推進します。

また、自助、共助を普及していくためには、生涯学習の視点を大切にした福祉に関する教育が重要です。小学校や中学校での福祉に関する教育に加え、ボランティアや福祉施設など関係者の協力による地域ぐるみの福祉に関する教育、就労機会の確保、生涯学習、活動の推進役の養成などの取組を推進します。

「住民やその家族」ができること

- 住民一人ひとりが健康づくりの意識を高め、生活習慣の改善等、健康づくりを実践するとともに、定期的に自らの健康状態のチェックを行いましょう。
- 自らの技術や経験を次世代に伝え広めることなどで、生きがいを追求しましよう。

「地域」の中でできること

- 隣近所、同世代など、仲間同士で健康づくりの習慣化を行いましょう。
- 地域の中で、高い技術や豊かな経験を持つ人材を発掘し、その技術や経験を伝え広める機会をつくりましよう。



「社会福祉協議会」が取り組むこと

- 健康づくり、介護予防等に意識の高い住民を掘り起こし、地域において活躍できるような仕組・担い手づくりの取組を進めるとともに、それらの活動に参加すること自体が担い手自身の生きがいや健康につながるという啓発を行っていきます。
- 高齢者だけでなく幅広い世代が集い、健康づくり・介護予防に取り組めるよう、ふれあいクラブの立ち上げ支援や、活動費の助成等を行います。

「行政」が取り組むこと

① 市民の継続的な健康づくりの支援

- 健診（特定健診、若年（30代）健診、高齢者健診、節目（人間ドック）検診など）を受けてもらい、その結果からメタボリックシンドロームの予防や高血圧、糖尿病等の重症化予防のため、保健指導を行います。
- がんの早期発見・早期治療につなげるため、がん検診を実施し、受診勧奨を行います。

【関係部署】 健康づくり課

② 介護予防に関する基本的な知識の普及と住民意識の啓発

- お元気クラブ、ふれあいクラブ、介護予防サポーター養成講座、介護予防サポーター現任研修など、介護予防に関する講演会や研修会等を開催し、基本的な知識の普及と住民の意識の啓発に努めます。

【関係部署】 高齢者支援課

③ シルバー人材センターへの登録促進等による就労機会の確保

- シルバー人材センターを活用した就労機会の確保のほか、関係団体への情報提供などを通じて、高齢者の経験や知識を生かした就労機会の創出に努めるとともに、市老人クラブ連合会などの元気高齢者が主体となりマルシェなどを開催し、生産活動を通じた社会参加の促進も図ります。

【関係部署】 高齢者支援課

④ 生涯学習機会の充実

- 生涯にわたり文化向上、健康増進、豊かな心の育成を目指すとともに、市民のふれあいによる学びの場を提供します。
- あらゆる世代の市民が文化・スポーツ活動に親しむことができるよう、生涯学習機会を充実します。
- 市民ニーズに応じた講座を提供するとともに、夜間や休日といった開講時間の見直しを随時行い、幅広い年齢層の生涯学習に対する意識を高揚させることに努めます。

【関係部署】 生涯活動推進課

イ) 生活困窮者への自立支援

生活困窮者への自立支援には、きめ細かなアプローチが必要です。市民に身近な地域で多様な切り口により個別具体的な相談支援機関の連携や地域での支援者の発掘・育成を図っていく必要があります。

また、「気づく」「放っておかない」という視点で早期把握、情報の共有、縦割りを超えた継続的な支援体制などが重要となってきます。本人や世帯の状況に合わせて、公的なサービスだけでなく、見守り、居場所づくり、参加の場など身近な地域での支援を構築し、相談機関と地域住民が支援していく体制を整えます。

「住民やその家族」ができること

- 生活困窮に至る前に、市や各種機関に相談するとともに、生活に困窮したら、友人や近所の人などに伝えられるような関係づくりに努めましょう。

「地域」の中でできること

- 日頃の見守りや地域活動などを通して、住民が困っていることや変化に気づける関係づくりに努めましょう。
- 生活困窮の可能性のある方に気づいたら、行政や専門機関などにつなぐとともに、地域で支えるための取組を検討しましょう。

「社会福祉協議会」が取り組むこと

- 経済的な問題や仕事のこと、生活上の困りごとなどの相談を受け、地域で安心して生活が送れるように支援を行います。また、ふくしの相談窓口等、各種相談機関とも連携していきます。
- 生活困窮者の早期把握や見守りなどの包括的な支援体制を図ります。
- 地域住民や企業、ハローワーク等と協働し、生活困窮者が社会とのつながりを実感できる支援体制と地域づくりを目指します。

「行政」が取り組むこと

① 住民や専門機関との連携による自立支援

- 住民や専門機関との連携による自立支援を行います。
- 生活困窮者自立支援法の任意事業（就労準備支援事業、居住支援事業、家計改善支援事業、子どもの学習・生活支援事業）について、県との共同実施により専門機関と連携し、事業実施を行っていきます。

【関係部署】 福祉課

② 官民協働による地域の支援体制の構築

- 生活困窮者自立支援法が定める、自立相談支援事業の実施、住居確保給付金の支給をはじめ、官民協働による地域の支援体制を構築し、生活困窮者の自立の促進に関し包括的な支援を実施します。
- 支援対象者の問題解決を実現するため、関係機関とで支援調整会議を実施し、プラン作成を行います。

【関係部署】 福祉課

③ 生活困窮者自立支援制度についての周知啓発

- 生活困窮者自立支援制度について、宇土市社会福祉協議会（委託業者）のHPや「福祉だより」、市のHP等により周知啓発します。

【関係部署】 福祉課

④ 生活保護法の適正な運用

- 扶養義務者からの援助が望めないことについての相談・申請の増加、有料老人ホーム等への入所を機に保護開始となる高齢単身世帯の増加など、生活保護制度に対するニーズは増加傾向にあります。適正な申請受理や受給者の自立支援、不正受給の防止等を行うことによって生活保護法の適正な運用を図っていきます。

【関係部署】 福祉課

ウ) 包括的な支援体制の推進

市民の抱える多様で複合的な課題については、福祉分野だけでなく、医療や保健、経済産業、都市・環境整備、教育、権利擁護等といった、個別分野を超えた包括的な支援体制が求められています。

本市では、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応するために、包括的な支援体制の整備を図る「重層的支援体制整備事業」を実施し、支援を必要とする人の相談を断らず、受け止め、つながり続けることができる支援体制の構築を図っていきます。

「社会福祉協議会」が取り組むこと

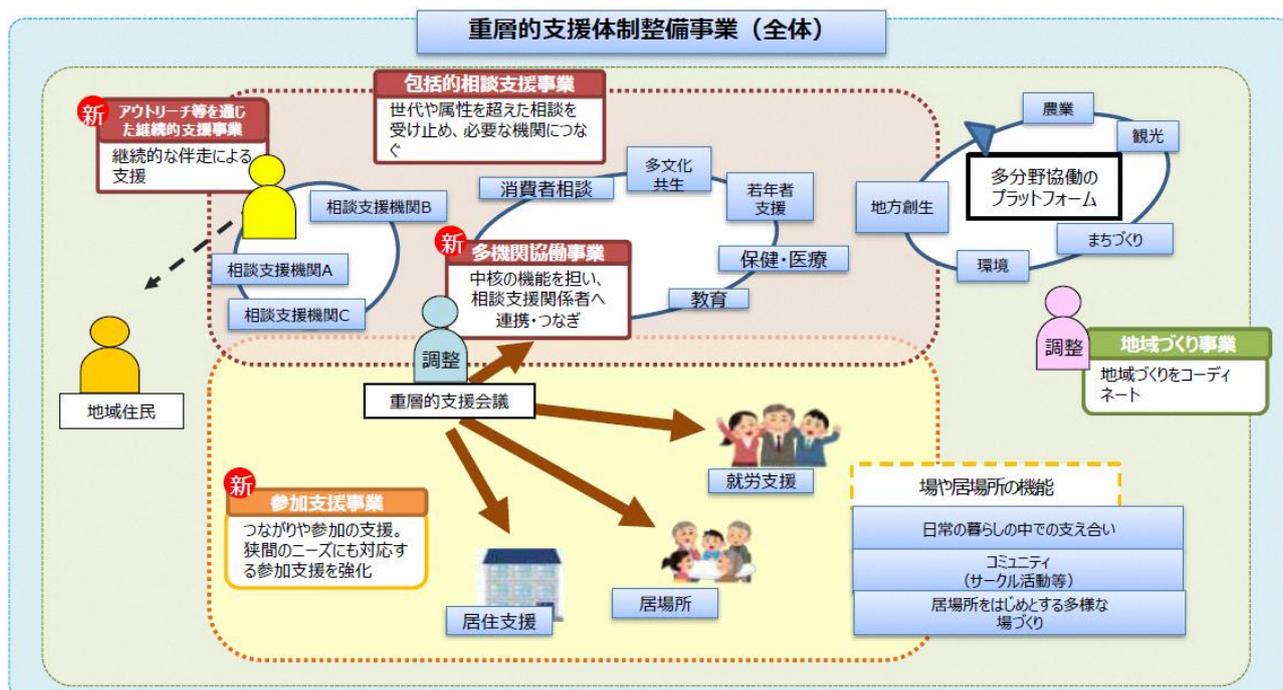
- 分野横断的に関係機関と連携し、包括的な支援体制の構築に努めます。
- 地域福祉権利擁護事業、成年後見制度の利用を促進し、適切なサービスが利用できる体制づくりに努めます。

「行政」が取り組むこと

① 重層的支援体制整備事業の推進

- 「①相談支援」「②参加支援」「③地域づくりに向けた支援」を一体的に実施する重層的支援体制整備事業を実施し、属性・世代を問わない相談支援、参加支援（社会とのつながりや参加の支援）、住民同士の顔の見える関係性の育成支援を通じて、複雑化・複合化した支援ニーズに対応できる包括的な支援体制の強化を図っていきます。

【関係部署】 健康福祉部各課



※資料：厚生労働省

② ふくしの相談窓口を中心とした相談支援体制の充実

- 福祉分野に係るワンストップ窓口として開設している「ふくしの相談窓口」を中心に、相談窓口の周知及び関係機関との連携強化を図りながら、高齢・障がい・子育て・生活困窮をはじめとする福祉分野に係る各種相談に対応します。
- 民生委員・児童委員を通じての福祉全般に関する相談への対応を充実するため、民生委員→福祉政策係→市関係部署のルートをさらに強化します。

【関係部署】 福祉課

③ 立場や分野を超えた取組の推進

- 福祉分野に留まらず、多岐にわたる困りごとを受け止めることができるように相談支援を行う人材の育成などを通して、既存の仕組みの充実や新たな支援体制の構築を図っていきます。

【関係部署】 健康福祉部各課

【取組指標】

取組指標	第5期計画	
	【実績】	【目標】
	令和6（2024）年度	令和12（2030）年度
特定健診受診率	42.9%	60.0%
ふれあいクラブ実働箇所数	55 か所	67 か所

【ふれあいクラブ】

地域介護予防活動支援事業の一つとして、高齢者や障がい者、子ども等誰でも参加することができる場づくりを支援しています。

週1回集まり、体操などの介護予防を行いながら地域づくりを推進しています。



【上古閑ふれあいクラブ】



【福祉センターふれあいクラブ】



4. 安心・安全に暮らせるまちづくり

関連するSDGs



(1) 現状と課題

本市は、東西 20.4 km、南北 7.9 kmと東西方向に細長く、宇土半島の基部に位置しています。宇土半島の山々から流れる河川は距離が短く傾斜が強いため、集中豪雨の際には短時間で河川の水量が増加し、河川の下流域や有明海沿岸の低地帯は家屋や農地の浸水被害が発生することが、想定されます。また、海岸沿いや河川下流の低地帯では高潮による災害も予想され、特に台風の襲来時には規模の大小にかかわらず、雨量や海の潮位にも配慮を要する地形となっています。

本市での災害発生状況をみると、平成3（1991）年9月27日に死者1名、負傷者27名を出した台風19号など、台風による被害を数多く被ってきました。

また、平成28（2016）年4月に熊本地震、6月に豪雨災害が発生しました。この2つの大きな災害により、関連死を含め12名の死者が出ました。熊本地震では多くの建物が倒壊したことに加え、市庁舎も損壊し、防災拠点としての機能が麻痺しました。この経験から、大規模災害時には公助だけでは支援が行き届かないことを市民、行政が痛感し、地域住民同士での共助の重要性が再認識されました。

過去の経験からも、本市は決して災害と無縁な地域ではないことから、災害発生時には、高齢者や障がい者、子どもなど、避難に特別な支援を必要としている人に対する支援が緊急の課題となっています。

(2) 今後の取組

ア) 避難行動要支援者に対する支援体制づくり

「宇土市地域防災計画」等の関係計画に基づき、地域において相互に助け合える自主防災組織の活動を推進し、地域の防災力の一層の向上に努めます。また、避難行動要支援者及びその支援に対する理解を深めるため、地域団体関係者をはじめとした市民への普及啓発を推進します。

「住民やその家族」ができること

- 近所の信頼できる人に、災害時に声かけしてもらえるようにあらかじめお願いしておきましょう。

「地域」の中でできること

- 防災訓練を通じ、避難場所・避難経路などの確認を行うとともに、避難行動要支援者に配慮した防災体制の点検を行いましょう。
- 日頃から地域の高齢者や障がい者などの存在を認識し、災害時には家族だけではなく、隣近所での情報伝達、救助などが円滑に行えるようにしまししょう。

「社会福祉協議会」が取り組むこと

- 災害時における地域の支え合い活動についての意識づくりに取り組みます。
- 災害発生時の災害ボランティアセンターの設置・運営など復旧作業が迅速に行えるような体制の整備を図ります。

「行政」が取り組むこと

① 避難行動要支援者を地域内で見守る体制づくり

- 宇土市地域防災計画のもと、地震や台風、集中豪雨などの大規模な自然災害が発生した場合、各団体と協力し、要支援者・被災者等を支援する体制づくりに取り組みます。
- 平常時から避難行動要支援者を地域内で見守る体制づくりに取り組みます。
- 民生委員が本人から聞き取った情報等をもとに、本人の同意を得て災害時避難行動要支援者名簿へ登録しており、年に1度、情報更新をした名簿を、地区の民生委員・行政区長・警察署・消防署に配付して災害時の避難支援や平常時の見守りに役立てます。

【関係部署】 福祉課、危機管理課

イ) 地域住民を中心とした防犯・防災の取組の支援

高齢化や生産年齢人口の減少、過疎化等により、これまで地区の防犯・防災を担っていた人材が不足してきています。このような中で、実情に応じて体制を柔軟に変えていくことも検討しつつ、地域の安全は地域で守るという意識を高め、日頃からの近所付き合いと情報の共有によって、地域の防犯・防災力を高めます。

「住民やその家族」ができること

- 普段から家族で防災の話をするなど、防災意識を高めるとともに、避難場所は事前に確認しておきましょう。また、非常用の持出袋を準備し、災害時に備えましょう。
- 暗い夜道をなるべく歩かないなど、自分の身は自分で守るという気持ちを持って事故や事件を未然に防ぐよう心がけましょう。また、戸締まりをしっかりとしておくなど、普段から気を引き締めて防犯対策に取り組みましょう。

「地域」の中でできること

- 日頃の近所付き合いの中から、災害時に協力し合い、助け合うことができる防犯・防災体制を整えましょう。また、犯罪の特徴や発生箇所、さらには不審者の情報等、防犯につながる情報を警察署や防犯協会など関係機関から収集し、地域で情報の共有を図りましょう。
- 防犯パトロール体制を整備し、地域の安全は自分たちで守りましょう。
- 市助成金を活用し、防犯灯の設置を図りましょう。

③ 市内7地区における総合的な防災訓練の実施

- 非常時に備えるため、毎年主会場を変更しながら市内7地区において、総合的な防災訓練を実施します。

【関係部署】 危機管理課

【総合防災訓練】

市民の防災意識を高め、地域での活動体制を強化するため毎年「総合防災訓練」を実施しています。訓練内容は、避難行動要支援者の安否確認訓練及び救命、炊き出し、消火など各種訓練を行います。



【救命訓練】



【炊き出し訓練】

④ 市民総参加による交通安全運動の促進

- 警察及び交通安全協会などの関係機関や地域との連携を図り、交通指導や交通安全キャンペーン、広報などによる啓発に取り組み、市民総参加による交通安全運動を促進します。
- 交通安全協会と協力し、市内幼稚園・保育所・認定こども園・小中学校での交通安全教室の実施、市内7地区での交通安全教室、後期高齢者医療制度説明会での交通安全講話、全国交通安全週間での啓発活動（春・秋）、飲酒運転撲滅、火の国ぴかぴかキャンペーン等を実施します。

【関係部署】 環境交通課

⑤ 犯罪抑止のための組織や体制づくり

- 地域、各機関や団体、行政が一体となって犯罪を抑止するため、各組織の連携を強化し、全体として活動できる組織や体制づくりに努めます。
- 防犯パトロール、児童の登下校時等のパトロール及び見守り、防犯教室、高齢者を対象とした「振り込め詐欺対策」等の講話、宇土市生活安全推進協議会の開催、「振り込め詐欺防止キャンペーン」等の広報・啓発、生活安全パトロール隊支部長会議の開催等を実施します。

【関係部署】 環境交通課

⑥ 犯罪や非行をした人に対する社会復帰支援

- 犯罪や非行をしたことで、安定した仕事や住居がないなど、社会復帰に向けた十分な支援を受けられず、地域で孤立し、犯罪を繰り返してしまう人も少なくありません。再犯を防止し、誰もが安心して暮らせるまちづくりを進めていく必要があります。この点については、第5章で「宇土市再犯防止推進計画」を掲載し、この計画に基づいて取組を推進します。

【関係部署】 環境交通課、総務課、福祉課

⑦ 地域ぐるみの防犯活動の支援

- 犯罪を未然に防ぐため、自主防犯組織の結成や「こども110番事業」、LED防犯灯設置の助成、新規に結成した自主防犯組織の手続き等の支援、地域ぐるみで子どもたちを見守る環境の構築など、地域ぐるみの防犯活動を支援します。

【関係部署】 環境交通課、まちづくり推進課、生涯活動推進課

⑧ 消費者保護施策の推進

- 複雑化・多様化する消費者問題に巻き込まれないよう、市広報紙・出前講座等を通じた意識の啓発を図ります。また、相談や苦情に対応するため、相談員の育成や資質の向上、司法書士会による無料相談など、相談体制の充実や関係機関との連携の強化を図り、消費者保護施策の推進に取り組みます。
- 宇土市消費生活センターでの消費者被害の相談や多重債務をはじめ借金問題に関わる相談受付、月に1回の司法書士消費生活相談を引き続き実施します。また、市広報紙や市ホームページに相談事例等を掲載し、注意喚起を促します。

【関係部署】 商工観光課

【取組指標】

取組指標	第5期計画	
	【実績】	【目標】
	令和6（2024）年度	令和12（2030）年度
自主防災組織の設立率	87.9%	100.0%



5. 快適に暮らせるまちづくり

関連するSDGs



(1) 現状と課題

平成 18 (2006) 年 12 月に「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」(バリアフリー新法) が施行され、令和 6 (2024) 年には法改正がなされました。

バリアフリーやノーマライゼーション(共に生きる)は、障がい者福祉の分野だけでなく、性別・年齢・国籍などを問わず、人間として、そのあるがままの姿で他の人と同等の権利を享受することができるということが基本的な考え方とされています。

本市には宇土駅・緑川駅・住吉駅・肥後長浜駅・網田駅・赤瀬駅の計 6 駅がありますが、車椅子対応のトイレやエレベーター等が設置されているのは JR 鹿児島本線の宇土駅だけとなり、特に三角線では合理的な配慮が進んでいるとはいえません。また、アンケート調査の結果でも、行政が特に力をいれるべき地域福祉の施策として、「公共施設のバリアフリー化」を 14.5% の人が挙げており、誰もが安全に安心して移動することができる生活環境や利用しやすい公共施設が求められています。

快適に暮らせるまちづくりを進めていくには、移動手段の確保も重要な課題です。特に本市中心部から離れた地区では、買い物、通院など日常生活に必要な移動手段の充実を求める意見が、アンケート調査や地区座談会で数多く寄せられています。

(2) 今後の取組

ア) バリアフリー・ユニバーサルデザイン等によるまちづくり

バリアフリー及びユニバーサルデザイン、ノーマライゼーションのまちづくりを推進するとともに、自力で外出することが困難な方への外出支援の輪を広げていきます。また、騒音などの生活公害やペットの飼育マナーの向上、ごみ捨てマナーの徹底、空き家対策など、日常生活における環境保全について、日々の交流の中で話し合い、地域における快適な暮らしを確保します。

「住民やその家族」ができること

- 杖や車いすを利用する人にとって移動の妨げになる違法駐車や駐輪はしないなど、意識改革を図りましょう。

「地域」の中でできること

- 学校や商店街などと連携して、地域におけるバリアのチェックを行い、その改善方策を検討、実行しましょう。

「社会福祉協議会」が取り組むこと

- 福祉に関する教育や広報活動において、バリアフリーやノーマライゼーション、ユニバーサルデザインの理念の普及・啓発に努めます。
- 小学校での車いす・高齢者等疑似体験やワークキャンプ等を実施し、思いやりと福祉に対する理解と関心を深めていきます。
- 事業や活動を展開する際には、ノーマライゼーション及びユニバーサルデザインの理念に基づいた配慮を行います。

「行政」が取り組むこと

① ユニバーサルデザインの考え方に基づいたまちづくり

- 誰もが利用しやすく暮らしやすい生活環境の整備に向け、市街地を形成する店舗などのユニバーサルデザインに基づく建築を支援し、あらゆる人が安全・快適に過ごせる居住環境を推進します。特に、障がいのある人や高齢者が快適に施設を利用できるようにするため、公共施設の新設や改修においては、ユニバーサルデザインやバリアフリーを念頭に事業を実施します。
- 公共施設のバリアフリー化については、熊本県ユニバーサルデザイン建築ガイドライン等を指針とし、整備を行います。
- 高齢者、障がい者等が円滑に利用できるユニバーサルデザインに配慮した建築物の整備を促進するため、民間事業者等が行う改修工事に対する、補助を行います（宇土市ユニバーサルデザイン建築物整備促進事業補助金交付要綱）。

【関係部署】 都市整備課

② 良好な居住環境や公園・広場の充実、生活道路網等の整備改善

- 適正な土地利用のもとに、自然と調和した安全・快適な市街地空間を確保するため、良好な居住環境や公園・広場の充実、生活道路網等の整備改善を計画的に進めます。
- 令和2（2020）年度から、都市計画道路北段原線未整備区間0.39kmの整備を進め、安全で快適な交通環境の確立及び利便性の向上を図ります。
- 誰もが気軽にスポーツやレクリエーションなどを楽しむことのできる拠点整備として、「宇土走潟地区かわまちづくり」を進めています。
- 快適な住生活環境を構築するために、ごみのポイ捨てやペットの糞害などに対するマナーの周知啓発や、看板の設置を実施しています。その他、空き家バンクを活用し、空き家や空き地の有効活用を促進します。

【関係部署】 都市整備課、環境交通課、土木課、企画課、生涯活動推進課、文化課、子育て支援課、農林政策課、商工観光課、水産振興室、中央公民館、まちづくり推進課

③ 障がいのある方が安心して生活できるための支援

- 国の基金事業等を活用し、体育館等のバリアフリーや障がい者スポーツ用備品の整備、またオストメイト対応トイレを設置し、障がいのある方が安心して生活できるよう支援します。
- 社会体育施設について、バリアフリー改修工事及び障がい者用オストメイト対応トイレが完備できています。今後、施設の清掃等実施し、利用者が快適に利用できるように努めます。

【関係部署】 生涯活動推進課

イ) 地域住民の移動手段の確保

地区座談会では、買い物や病院への通院、免許返納後の対応など、移動に関する困りごとが多く寄せられました。本市では、高齢者や障がい者・子どもたちの交通手段の確保のため、宇土市コミュニティバス（行長ちゃん号）、宇土市ミニバス（のんなっせ）及び宇土市予約型乗合タクシー（のりのり号）を運行していますが、今後も市民のニーズや地域の実情に応じた運行ダイヤやルートなどを検討していきます。

「住民やその家族」ができること

- 自分の買い物のついでに交通手段を持たない人に声をかけるなど、普段から隣近所で気遣いすることを心がけましょう。

「地域」の中でできること

- 地域の支え合いの一環として、自力で外出できない人の外出支援の輪を広げましょう。

「社会福祉協議会」が取り組むこと

- 買い物困難者等地域住民のニーズ把握に努め、課題解決に向け市担当部署等と検討していきます。
- 配食サービスや宅配サービスなど外出しなくてもサービスを受けることができる事業者等の情報を収集し、提供していきます。

「行政」が取り組むこと

① 公共交通機関の確保

- 高齢者や障がい者・子どもたちの交通手段の確保のため、JRや路線バス・タクシーなどの既存の公共交通サービスの維持を図りながら、コミュニティバス、ミニバス、予約型乗合タクシーなど、市民ニーズや地域の実情に応じた公共交通機関の充実に努めます。
- コミュニティバス・ミニバス・予約型乗合タクシーの利用者は増加傾向にありますが、今後予測される人口減少の影響により、利用者が減少する懸念があります。引き続き、運行ダイヤやルートなどを適宜見直しながら、利便性の向上に努め、利用者の増加につなげていきます。
- 市民の大切な移動手段であるタクシーについても、ドライバー不足は大きな問題となっています。2種免許取得に対する助成など、事業存続に向けた支援を行っていきます。

【関係部署】 企画課





【宇土市コミュニティバス（行長ちゃん号）】



【宇土市ミニバス（のんなっせ）】

【取組指標】

取組指標	第5期計画	
	【累計実績】	【累計目標】
	令和2（2020）年度 ～令和6（2024）年度	令和8年（2026）年度 ～令和12（2030）年度
空き家バンク成約数	19戸	25戸
空き家バンク登録数	57戸	65戸



第4章 第2期宇土市成年後見制度利用促進基本計画

1. 計画策定に向けた基本的な考え方

成年後見制度の利用促進については、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」（平成 28（2016）年法律第 29 号）が公布され、平成 29（2017）年 3 月 24 日に第一期成年後見制度利用促進基本計画（平成 29 年度～令和 3（2021）年度）、令和 4（2022）年 3 月 25 日に第二期成年後見制度利用促進基本計画（令和 4（2022）年度～令和 8（2026）年度。以下「基本計画」という。）が閣議決定されました。

成年後見制度とは、認知症や知的障がい、精神障がいなどによって物事を判断する能力が十分でない方について、成年後見人などの援助者を選任することで、本人の意思を尊重することを法的に支援する制度です。認知症高齢者や独居高齢者の増加に伴い、今後より一層の制度の利用促進を図る必要があります。

本市では、本項目を「第2期宇土市成年後見制度利用促進基本計画」と位置付け、国が定める「成年後見制度の利用の促進に関する法律」及び基本計画に基づき、高齢者や障がい者が住み慣れた地域で尊厳を持って生活ができるよう、本市の成年後見制度の利用促進に向けた基本的な方向性とその取組を明記し、関連する施策を総合的かつ計画的に推進していきます。

2. 計画の位置付け

本計画は、「成年後見制度の利用促進に関する法律」第 14 条第 1 項に基づく市町村が定める基本的な計画として策定します。

3. 成年後見制度に関する本市の状況

認知症の人や障がいのある人の、財産の管理や日常生活上の権利を守ることは重要です。しかし、その手段のひとつである成年後見制度の利用は、あまり進んでいません。

地区座談会において、成年後見制度の認知度や利用意向に関するアンケートを実施したところ、各地区ともに 50%以上が成年後見制度を知っている、聞いたことがあると回答しましたが、将来的に利用したいと答えた人は、全体で 19%でした。

制度としては知っているものの、どのようなメリットがあるのかについて十分な理解がなされていないのではと考えられます。

このような状況から、高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができる支援体制の整備、障がい者の親なき後の支援体制の整備等、制度浸透のための普及促進が今後も本市が地域と取り組む課題であるといえます。

【成年後見制度利用実績】

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
成年後見制度利用申立て件数（件）	9	13	10	13	5
成年後見制度利用市長申立て件数（件）	2	2	4	4	4

出典：熊本家庭裁判所後見センター「成年後見制度の利用状況等に関する統計資料」

4. 基本方針と取組

(1) 権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築

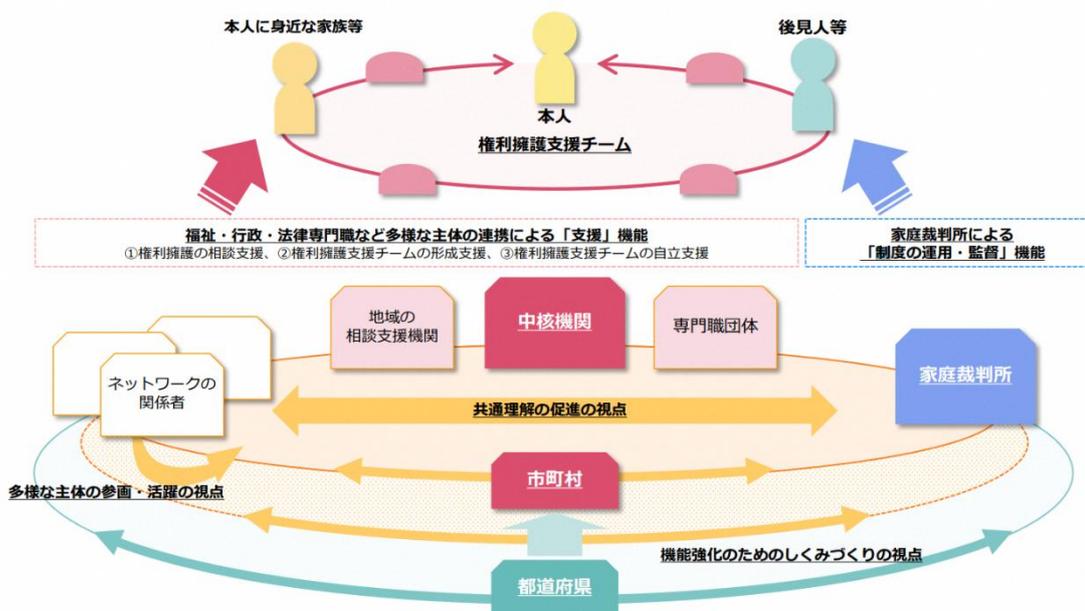
地域連携ネットワークは、本人を後見人とともに支える「チーム」と、地域における「協議会」等という2つの基本的仕組みを有するものとされ、こうした地域連携ネットワークを整備し適切に協議会等を運営していくためには、「中核機関」が必要であるとされています。

このネットワークは、①権利擁護支援の必要な人の発見・支援、②早期の段階から相談・対応体制の整備、③意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運用に資する支援体制の構築の3つの役割を担います。

本市においても、このネットワークを構築し、その3つの役割を担うなかで、権利擁護支援の1つの手段として、成年後見制度の利用が必要な人には利用につなぎ、その他の制度・サービスが必要な人には、その利用につなげることが重要です。

そのために、既存の医療・保健・福祉の連携に司法も含めた新たな仕組みとして、「チーム」・「協議会」・「中核機関」を構成要素とした、権利擁護支援の地域連携ネットワークを構築します。

【権利擁護支援チームと地域連携ネットワーク】



出典：厚生労働省

(2) 中核機関（成年後見支援センター）の強化

権利擁護支援・成年後見制度利用促進機能を強化するため、その中心的な役割を担う中核機関を、令和3年（2021）10月1日に宇土市社会福祉協議会に運営を委託し、「宇土市成年後見支援センター」を開設しました。

中核機関は、協議会の事務局としての機能を果たすとともに、様々なケースに対応できる法律・福祉等の専門知識や、地域の専門職等から円滑に協力を得るノウハウ等が蓄積しながら、地域における連携・対応強化の推進役を担っています。

今後も市民及び医療・福祉関係機関からの成年後見制度に関する相談の窓口としての「中核機関」の機能を充実させ、制度利用が必要な人に対して、「中核機関」を核とした能動的な相談体制を構築し、支援が必要な方の早期発見・早期対応を行います。

(3) 成年後見制度の広報・啓発活動の推進

成年後見制度が利用者の生活を守り、権利を擁護する重要な手段であることを、各団体・機関と連携し、パンフレット配布や研修会の開催、各種イベントでの広報・啓発活動を通じて周知・理解していただけるよう努めます。

同時に、地域連携ネットワークの関係者や、成年後見制度に関連する福祉関係者等の専門的知識普及のため、研修会等の開催など、支援が必要な方の早期発見や利用者の安心した制度利用につながる取組を進めていきます。

(4) 利用者本人の意思決定支援及び身上保護の充実

成年後見人等の選任は家庭裁判所が行いますが、本人のニーズにあった成年後見人等を選任するためには、本人の状況を家庭裁判所が正確に把握することが不可欠です。

そのため、市長申立ての場合は、本人及び申立て以前から本人と関わってきた医療・福祉関係機関等から、本人の意向の確認を行うとともに、必要な支援内容を把握し、的確に家庭裁判所に伝えることが必要になります。また、必要に応じて司法に精通した専門職から助言を受けるなど、よりよい支援につなげていくことも大切です。

なお、親族申立てのうち、中核機関や地域包括支援センターなどの相談窓口が相談対応及び申立て支援等を行った場合には、家庭裁判所に対応した旨を伝え、必要に応じて情報提供する体制を構築していきます。

(5) 後見人等の担い手の確保

今後の成年後見制度の利用促進を踏まえた需要に対応していくために、地域住民の自主活動を通じて地域でともに支え合い、共生していく社会の実現に向けて、支援の担い手として活動ができるよう家庭裁判所等の関係機関と連携していくとともに、後見人の育成についても取り組んでいきます。

その中でも、法人が後見人となる「法人後見制度」は、公共性、継続性が高く、長期にわたる利用者への支援が可能であり、また関係機関との連絡調整も取りやすいことから、利用者の安心した制度利用につながるものです。現在、宇土市社会福祉協議会が制度実施に向けて準備を進めており、令和8年度以降、「法人後見」として成年後見人等に就くことができるようになる予定です。

第5章 宇土市再犯防止推進計画

1. 計画策定に向けた基本的な考え方

我が国の刑法犯の認知件数は、平成8（1996）年以降毎年最多を記録してきましたが、平成14（2002）年（285万3,739件）をピークに減少に転じ、令和3（2021）年には戦後最少となる56万8,104件を記録しました。しかし、その後は3年連続で前年を上回る結果となっており、再び増加傾向となっています。

また、令和5（2023）年における刑法犯の再犯者率は47.0%と、検挙者の約半数を再犯者が占めており、再犯防止対策の重要性が一層高まっていることがうかがえます。この状況を踏まえ、地域社会においては、再犯を防ぐための支援体制のさらなる充実が強く求められています。

国においては平成28（2016）年12月に「再犯の防止等の推進に関する法律」が施行され、地方自治体に対して国との適切な役割分担を踏まえて、地域の実情に応じた再犯防止に関する施策の策定及び実施の責務を有すること等が明示されました。平成29（2017）年12月、再犯の防止等に関する政府の施策等を定めた初めての計画である第一次推進計画を閣議決定し、令和5年3月には第二次再犯防止推進計画を閣議決定しています。

また、熊本県においては、令和6（2024）年度から令和10（2028）年度までを計画期間とする「第二次熊本県再犯防止推進計画」を令和6年3月に策定しました。

このような状況を踏まえ、罪を犯した人等の円滑な社会復帰を支援することについて、理解促進などの対策を実施し、再犯防止を推進することを目的とする「宇土市再犯防止推進計画」を策定します。

2. 計画の位置付け

本計画は、再犯の防止等の推進に関する法律第8条第1項に定める再犯防止推進計画として策定します。

3. 基本方針と取組

（1）広報・啓発活動の推進

地域住民にとって馴染みが薄かった再犯防止、または罪を犯した人等の社会復帰支援の重要性についての理解を促進するため、刑事司法関係機関だけでなく、行政と地域の関係団体が主体となり、地域住民に広報・啓発活動を実施します。

また、再犯防止に関する様々な取組を実施することにより、宇土市役所窓口対応職員や宇土市社会福祉協議会、地域支援団体等に対し、罪を犯した人等の社会復帰に向けた支援についての理解を促進します。

(2) 就労・住居の確保

刑務所出所者等が安定した職を得て、そこに定着するためには、本人の意向や適正などを踏まえ、きめ細かな支援が必要です。そこで、刑務所出所者等が利用可能な既存の各施策や制度を活用し、地域の関係機関や民間団体との連携による支援を実施します。

また、保護司と家族や地域・関係機関が連携して、受刑者等の出所後の生活環境の調整の充実に取り組みます。

(3) 保健医療・福祉的支援

地域の支援関係者や関係機関との連携を強化し、罪を犯した人等に対して、その状況に応じた適切な福祉サービスが提供できるよう支援します。

民生委員・児童委員や宇土市社会福祉協議会等との連携を強化し、生活福祉資金の貸与や権利擁護事業等、日常生活における福祉的支援を進めます。

また、違法薬物による弊害を市民に正しく認識させ、未然防止のための普及啓発に取り組みます。薬物依存に関する先入観や偏見により、薬物事犯者本人やその家族が地域から孤立することなく安心して回復に取り組めるよう、薬物依存症に関する正しい理解を地域住民等に啓発します。

(4) 非行の防止と就学支援

学校をはじめとした地域の関係機関や団体が連携して、児童生徒の見守りや非行の未然防止のための啓発活動に取り組みます。非行あるいは問題行動を含めた児童生徒の行動や状況に応じ、関係機関等が連携して一貫した支援や指導に取り組みます。

また、非行等により通学や進学を中断した未成年に対して、本人の意向を踏まえ、学校と関係機関が連携して様々な取組を活用して就学を支援します。

(5) 国や県、関係機関・団体等との連携強化

刑法犯の検挙人員の約半数は再犯者が占めています。罪を犯した人が社会に復帰した後に、社会での孤立、地域での生きづらさを感じるものが再犯につながる一因と考えられます。

再犯防止や罪を犯した人等に対する社会復帰支援などの取組について、国や県と連携しながら推進します。

また、再犯防止や罪を犯した人等に対する社会復帰支援などの取組は地域福祉活動の一環です。地域福祉活動の主役は、地域に生活している市民です。住み慣れた地域で支え合い、助け合う社会を実現させるためには、行政の取組だけでなく、地域住民との協働が不可欠です。多様な地域ニーズに対応していくためには、地域の中で活動する住民自治組織、民生委員・児童委員、ボランティア団体・NPO法人、福祉サービス事業者、宇土市社会福祉協議会等が地域福祉の担い手となります。そのため、行政と地域福祉を担う関係機関・団体等が相互に連携を図り、それぞれの役割を果たしながら協働して推進していきます。

第6章 計画実現のために

1. 計画の推進体制

計画の推進にあたっては、地域住民の地域福祉に関する理解の促進や地域活動・ボランティア活動への参加を促進するとともに、地域住民・社会福祉協議会・関係団体・市などが、それぞれの役割を果たしながら、一体となって取り組みます。

2. 社会福祉協議会と連携した福祉事業の推進

地域福祉の推進を図ることを目的とする宇土市社会福祉協議会や関係機関が幅広い活動を展開し、内容の充実を図ることができるよう、各事業に対する支援を行うとともに、様々な活動に一体となって取り組みます。

3. 計画の進行管理

計画に盛り込んだ施策の推進状況や進捗状況については、計画の一体的・効果的な推進が確保されるよう設定した目標について、計画の中間年度に取組状況の確認、評価を行います。

資料編

宇土市地域福祉計画策定委員会名簿

	委員氏名	団体・役職名	備考
1	小山 郁郎	宇土市社会福祉協議会事務局長	委員長
2	石田 泉	宇土市地域包括支援センターセンター長	副委員長
3	岩村 由紀也	宇土市行政区長会連合会会長	
4	上野 千鶴子	宇土市民生委員・児童委員連絡協議会会長	
5	藤原 秀子	宇土市主任児童委員代表	
6	甲斐 きみ子	宇土市地域婦人会連絡協議会会長	
7	河野 秀子	宇土市老人クラブ連合会会長	
8	竹下 博徳	宇土市PTA連合会会長	
9	谷口 洋子	宇土市福祉ボランティア連絡協議会会長	
10	梅田 伊津子	支援センター銀河カレッジ施設長	
11	江河 一郎	宇土市健康福祉部部長	

※計画完成時点の委員名簿です。

(敬称略)



第5期宇土市地域福祉計画

発行:令和8年4月

編集:宇土市健康福祉部福祉課

宇土市浦田町51 TEL 0964-22-1111

<https://www.city.uto.lg.jp>
